

開会式

○司会者（荻須 篤）

ご来場の皆様、おはようございます。

週末の大変お忙しい中御参加いただきましてまことにありがとうございます。

それでは、定刻になりましたので、ただいまより平成25年度安城市事業仕分けの開会式を開催いたします。

私、本日、明日、進行役を務めさせていただきます安城市企画部経営管理課長の荻須と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、初めに安城市長神谷学より御挨拶を申し上げます。

○市長（神谷 学）

どうも、皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、平成25年度安城市事業仕分けにお越しをいただきまして、まことにありがとうございます。

今回、事業仕分けを実施するに当たりまして、市民仕分け人の皆様初め、市民判定人、構想日本といった大変多くの方々に御理解と御協力をいただいております。この場をおかりして、御参加、御協力に心より感謝を申し上げたいと思います。本当に皆様、ありがとうございます。

安城市の事業仕分けにつきましては、平成22年2月の市長選挙の際に、私のマニフェストの項目の一つといたしまして、さらなる行政改革を行うために事業仕分けの実施を掲げさせていただきまして、当選後は、マニフェストに沿って平成22年度から2カ年にわたって実施をしましりました。今年度が3カ年目ということになります。かつては大きな注目を集めていた国の事業仕分けでありましたけれども、最近はニュース等で話題になることが少なくなってきてしまっております。しかしながら、本市においては、2年間で多くの成果を得ることができております。今年度をもってとりあえず事業仕分けという形は一区切りつけることとなりますけれども、集大成ともいべき実り多き事業仕分けとしたいと願っております。

今年度の事業仕分けの大きな変更点といたしましては、事業仕分け委員会の委員の皆さんに仕分けの議論も行っていただいたこととあります。事業の選定から仕分けの議論、市の取り組み方針など、審議に関する一連の流れ全てにかかわっていただくことで、より効率的・効果的な御意見をいただけるものと期待をいたしております。また、事前に仕分け人及び市民判定人の方に関連施設の見学を行っていただいております。対象事業への御理解が深まっていることかと思っております。

このような事前準備を踏まえまして、今回の事業仕分け、より活発で有意義な議論となり、適正な御判断をいただけることと期待をいたしております。

最後になりますけれども、皆様方の貴重な御意見を参考にさせていただきまして、各種事業の見直しを図り、一層の持続可能な行政経営を努めてまいりたいと思っておりますので、何とぞ御協力を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。私からの御挨拶

とさせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○司会者 (荻須 篤)

続きまして、本日、事業仕分けのコーディネーターを務めていただきます政策シンクタンク構想日本荒井英明様より御挨拶を思います。

○コーディネーター (荒井英明)

皆様、おはようございます。

御紹介をいただきました荒井でございます。

今、市長さんから3年連続3回目の事業仕分けの実施というお話をいただきましたが、私自身、3年連続してお手伝いをさせていただいております。市長さんのお話にもありましたとおり、3年間でいろいろこの改善をしていただいで、事業仕分け委員会の携わり方ですとか、それから、市民判定人さんに事前に勉強していただく、施設を事前に御覧いただくとか、さまざまな形です、市民の皆さんと一緒に事業の内容を考える、見直していきましようという、こういう精神をうまく達成できるように改善が進んでいることというふうに評価をさせていただいております。この方式は、安城市さんでとっていらっしゃる方式は、もう本当に日本国内でも先進的な市民に開かれた評価というふうな評価をしてもらっているのではないかなというふうに考えておるところでございます。

この事業仕分けというのは、特に市民判定人の皆さんたちのイメージからいいますと、国でやった事業仕分けがテレビで非常に強烈なインパクトが出るような、あんな応答をした関係もあったのかもわからないですけど、ちょっと皆さんには別のイメージで伝わっているのかもわからないですけども、この事業仕分けってというのは、実はもう十何年も前から地方自治体でこつこつと市民と一緒に、市民の皆さんの目の前で事業を点検しようという、こういう作業を繰り返していた作業でございます。民主党政権のときに、大々的に報道機関に取り上げられて全国に報道がなされたわけですけども、実は、その、民主党政権の前の自民政権時代にも、政策棚落ちという、名称はちょっと変えたんですけども、全く同じ作業をやってまして、たまたま報道機関からそのとき食いついてくれなかったというか、そういう形だったんですけど、自民政権時代も実施を実はしていたんですね。そして、安城市さんで、3年連続この継続をしていただいでいるように、実は国でも継続をしてるんですね。今、もう、マスコミ、メディアの方は全くこの取材には行ってないようですけども、今は、各省庁別に、例えば外務省とか、文部科学省とか、各省庁別に事業仕分けレビューという名称に変えまして、この事業仕分けと全く同じ手法で、公開の場で外部の方が議論をして評価をするという、こういう方式を行政事業レビューという形で続けております。そうした意味からも、この市民の皆さんと一緒に考えるという作業を継続して実施するという事は、非常に大事なことだというふうに考えております。きょう、市長さんの話では、ちょっと来年からは視点を変えてというような、ここで一旦は一区切りというようなお話もありましたけども、ぜひこの住民の皆さんとともに考えるという、この精神だけは、ぜひ継続をしていただきたいというふうに思います。

最後に、市民判定人の皆さんにちょっと 1 つだけお願いがあるんですけども、きょう、さまざまな事業について、ここの仕分け人というみんなで、テーブルで議論をしますけれども、判定人の皆さんには、その事業についてどうしたらいいかという判定をいただくという、きょう作業をお願いするんですけども、皆さんの中には、ふだんのこの先入観みたいながあると思うんですね。いろんな先入観が行政事業に、行政サービスに対する先入観があるんだと思うんですけど、きょうは、その先入観ではなくて、ここのテーブルで議論をした内容、職員の皆さんが説明してくれた内容、ここの場でのきょうの議論をベースに御判定をいただきたいというふうに思います。事業のタイトルで子どもの関係のタイトルが出ているから、子どものことだから今までどおりやればいいのか、高齢者の事業だから、高齢者のだから今までどおりやればいいのかそういうことではなくて、事業の中身と、それからこの場での議論をぜひ参考にして御判断をいただきたいというふうに思います。

そして、できれば、これはもしかしたら閉会式でどなたかがお話しただけるのかもわからないですけど、安城市ではこんなに開かれた作業をやっているんですよ。私たちが参加した事業仕分けでは、市民目線で市民にわかるように説明をしてみましたよってというような、こんな話をほかの市民の皆さんとか周りのお友達に、御近所の方とかにぜひお話しただいて、行政事業というのは、住民を含めて考えるものなんだっていうことを、ぜひお伝えをいただきたいというふうに思います。

きょう、あすと我々テーブルについた人間は、皆さんにわかりやすいような議論に努めるつもりでございます。どうぞ、判定人の皆さんには、御苦勞でありますけれども、御協力のほうをお願い申し上げまして、挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

(拍 手)

○司会者 (荻須 篤)

ありがとうございました。

それでは、次に、仕分け人の皆様を御紹介させていただきます。

受付にてお配りいたしましたこの緑色の冊子、もしお手元にごございましたら 8 ページを御覧くださいませ。

改めまして、コーディネーターを務めていただきます構想日本荒井英明様です。

○コーディネーター (荒井英明)

荒井でございます。よろしくお願ひします。

(拍 手)

○司会者 (荻須 篤)

市民仕分け人として、杉浦光子様でございます。

○仕分け人 (杉浦光子)

杉浦です。よろしくお願ひします。

(拍 手)

○司会者 (荻須 篤)

同じく市民仕分け人、小森義史様です。

○仕分け人 (小森義史)

小森です。よろしくお願いします。

(拍手)

○司会者 (荻須 篤)

学識経験者としてお越しいただきました、村林聖子様です。

○仕分け人 (村林聖子)

村林です。よろしくお願いします。

(拍手)

○司会者 (荻須 篤)

市民仕分け人としてお越しいただきました、山下眞志様です。

○仕分け人 (山下眞志)

山下です。よろしくお願いします。

(拍手)

○司会者 (荻須 篤)

政策シンクタンク構想日本よりお越しいただきました、川嶋幸夫様です。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

川嶋でございます。よろしくお願いします。

(拍手)

○司会者 (荻須 篤)

ありがとうございました。

以上、コーディネーター 1 名、仕分け人 5 名の皆様、2 日間、どうかよろしくお願いたします。

また、判定におきましては、より市民目線を大切にするため、市民判定人による判定方式を採用しております。市民判定員として 2 日間で 40 名ほどの市民の方にも御協力いただきます。1 日長い時間にはなりますが、どうぞよろしくお願いたします。

(拍手)

○司会者 (荻須 篤)

この後、事業仕分けに早速入るわけですが、その前に 2 点ほど御案内・お知らせをさせていただきます。

まず 1 点目は、傍聴者の方々へのお願いでございます。資料 1 ページ、見開きでございますが「傍聴される皆様へ」を御覧ください。主なお願い事項でございます。

1 番、会場の出入りは自由でございますが、ただし、仕分け作業の妨げにならないような御配慮をお願いいたします。

3 番、傍聴者からの御意見や御質問は、仕分け中は直接はお受け付けしかねます。もしございましたら、仕分けの区切り区切りにおきまして、腕章をつけた係りのスタッフがございますので、最寄りのスタッフにお申し付けいただきたいと思います。

4 番、仕分け作業に対し、直接御発言いただいたり拍手などの方法で意見を表明するな

どの行為はお謹みいただきたく存じます。

また、最後 5 番、携帯電話につきましては、どうぞ御配慮いただきますようお願いいたします。

なお、この仕分けの様子は、報道機関による撮影、あるいはインターネットによる生中継を行います。どうぞ御理解と御了承をいただきますようお願いいたします。

2 点目でございます。スケジュールは 2 ページのとおりでございますが、議論の進行状況によっては時間が前後することがあります。あらかじめ御了承ください。

それでは、以上をもちまして開会式を終了いたします。

この後、早速事業仕分けに入ります。担当部署のほうは用意をお願いいたします。以降、進行につきましては、コーディネーターの荒井様の取り回しによりお願いしたいと存じます。

では、準備次第始めさせていただきます

事業番号 1 番 養護老人ホーム運営事業

○コーディネーター（荒井英明）

おはようございます。

この後、9時30分から作業のほう開始いたしますけど、その前にちょっと判定人の皆さんに、ちょっとお願い等、先にしておきます。

議論を進めていく途中で、判定人の皆さんには、お手元にあります評価シートに、ぼちぼち評価シートのほうに御記入を進めてくださいという御説明を申し上げます。この評価シートというこの表に御記入をいただくんですけども、先ほどお話しした判定というのが、ここの判定区分というふうに書いてあります1番の不要から5番の現行どおり・拡充まで、このうちのどれかを選んでいただくということをお願いしています。それから、もし、もしというか、その判断した理由を、理由とかですね、御自分で、この事業はこうしたほうがいいんじゃないかとか、こういう観点で見直したほうがいいんじゃないかというような御意見がありましたら、ここの四角の、一番下の四角の欄に、御自分の御意見をこれ、これはフリーにお書きいただければというふうに思います。議論が全部終了したら書いていただくのではなくて、議論を聞きながらある程度書き進めていただければというふうに思います。よろしくお願ひします。

それから、事業と事業を、事業が1つ終わって、ちょっと早目に終わったりしますと、そのときには、判定人の皆さんに今の事業についてどうですかと、何か御意見ありますかというふうなことで、ちょっと意見を伺うタイミングもとれたらとっていききたいなというふうに思います。そのときには、挙手をいただいて、私のほうから声をかけますので、挙手をいただくという、こういうことで考えております。

きょう1日、ぜひ御協力をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、作業に入りたいというふうに思います。

事業番号1番、養護老人ホーム運営事業について作業に入ります。

事業内容について御説明をいただきます。5分程度で簡潔に御説明をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○担当課（近藤芳永）

担当は社会福祉課になります。課長の、私、近藤と、高齢福祉係長内藤、担当のカトウで対応させていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、本日の資料、配付資料の13ページに、事業シートがございます。それに基づきまして内容の概要を、概略を説明させていただきます。

養護老人ホーム運営事業。事業開始年度、安城市は昭和40年度から行っております。事業の実施の背景でございますが、自治体がこのような事業を実施する以前の――根拠となる法律が整備される以前におきましては、生活保護施設と位置づけられておりまして、経済的または家庭の事情によりまして、独立して生活を営み得ない老人の方を対象といたしました養老施設として運営がされておりました昭和38年に老人福祉法が制定されまして、養護老人ホームは、身体上、もしくは精神上、また環境上の理由、虐待など及び経済

的な理由によりまして、御自宅で養護を受けられない、そういった困難な高齢者を入所対象とする老人福祉事業として法定化がされました。養護老人ホームの入所におきましては、先ほど申しました経済的な理由が必須とされております。また、心身の問題以外にも、虐待のような理由も認められております。

これに対しまして、介護を必要とする高齢者の入所施設が特別養護老人ホーム、特養というものでございます。特別養護老人ホームは、平成12年度から始まりました介護保険制度によりまして、切り離されまして、行政によるそれまでの措置制度から契約によりまして施設を利用する仕組みに、介護保険制度に改められております。

このような背景から、現在の安城市の養護老人ホームでは、介護の必要な部分、そういった性質の部分の外されて運営がされております。

安城市の施設、今の施設、現施設におきましては、平成元年9月に移転新築をされた割と新しい施設でございます。

この施設の目的でございますが、養護老人ホームに入所をされた方が、自立した生活を、日常生活を営み、社会的な活動に参加するために必要な指導・訓練・援助を行うことによりまして、高齢者の福祉の向上を目的と、向上を図ることを目的としております。

対象となる方でございますが、措置入所の対象となる方は、65歳以上の高齢者で、先ほども申しました環境上の理由、虐待や住居の状態、劣悪な状態、または経済的な理由、こちらは生活保護、市民税の非課税、そういった生活、経済的な理由によりまして、御自宅において養護を受けることが困難な方、そちらが入所対象となっております。

先ほども申しましたが、特養と呼ばれている介護施設、特別養護老人ホームとの違いが、ここにあります。

事業の内容でございますが、日常生活の支援といたしまして、給食の提供、食事の提供や日用品の支給、寝具等の貸与。それから、入浴につきましては、夏場は毎日、冬場は1日おき。外出、外泊につきましては、必要に応じてということでございます。診療、健康管理につきましては、年2回の健康診断と月2回の嘱託医による診察。そして、教養娯楽につきましては、各種講座やクラブ活動、季節に応じた催し物、お花見・七夕・クリスマス、そういった事業を開催しております。

以上のように、事業内容には派手さはございませんが、きちんとした食事、健康管理などを提供することで、その方の自立が持続されまして、心身ともに安心安全な生活の確保に努めておりますので、よろしく願いをいたします。

14ページに移りまして、事業費の関係でございます。24年度の数字で申しますと、事業費の内訳といたしまして、指定管理委託料9,175万8,000円でございます。その他に空調設備の更新工事等がかかっております。

財源といたしましては、措置費の収入、そういったものを活用いたしまして実施をしております。中段あたりに、事業実績というものがございます。単位当たりのコストということで記載がされておりますが、こちらは入所者1人当たりの指定管理料が幾らかかっているかというコスト計算をしております。平成24年度で申しますと、1人当たり241万

5,000円がコストとしてかかっております。

下段のほう移りまして、事業の自己評価でございますが、多様化しておりますこういった現代の社会に適合できない高齢者、どんどんふえてきております。そういった方たちの尊厳を守り、生活支援を行うには、こういった行政の措置制度によります福祉サービスが第一歩であると考えておりまして、評価といたしましては、適正に運営がされておりました、生活困窮者施設として今後も行政の責任において運営していく必要があると考えております。

最後にページを開いていただきまして、15ページに、指定管理の団体の内容が記載されております。指定管理者は、社会福祉法人安城市社会福祉協議会に指定管理で委託しておりますが、そこに指定管理を委託する経緯につきまして、若干触れさせていただきます。

平成8年にさかのぼりますが、市が設置しておりました社会福祉施設、そちらの円滑な経営を図るために、別法人安城市福祉事業団を設立いたしまして、運営管理を当時いたしました。平成15年度に地方自治法が改正されまして、指定管理者制度が創設されたので、安城市におきましても、平成18年度から3年間、先ほどの福祉事業団、安城市福祉事業団に指定管理をいたしまして、その後、社会福祉協議会が福祉事業団を吸収合併いたしましたので、平成21年度から今年度までの5カ年を、吸収合併をいたしました社会福祉協議会のほうに指定管理をしていただいております。この社会福祉協議会におきましては、地域包括支援センターの運営を委託しておりますように、相談支援事業の事業母体がございます。そういったところは、生活困窮者や虐待のケースを取り扱っております、把握をしております。このような相談支援事業にかかわる法人の職員が、老人ホームの入所者のお世話をすることは、心のケアも含めまして、大変重要なことと認識をしております。

以上、簡単ではございますが、事業概要の御説明をさせていただきました。

○コーディネーター（荒井英明）

御説明、ありがとうございます。

事業のベースとなる基本的な事項を、もうちょっと皆さんと共通認識を持ちたいと思いますので、私から先に御質問申し上げますけども、まず、この施設は65歳以上の方が対象だということなんですけど、安城市さんの市民の方で、65歳以上の方っていうのは全部で何人ぐらいいらっしゃるんでしょう。

○担当課（内藤章雄）

今年度ですと3万2,000人ほどになります。

○コーディネーター（荒井英明）

昨今ね、新聞報道等で、全国的なこれは問題なんですよね。ひとり暮らしの老人の方が、いろんなこう、さまざまな課題・問題を持ってらっしゃって、それで、悲しい出来事もいっぱい起きてる。そして、三万数千人の65歳の高齢者の中で、38人だけが対象の事業なんです。非常にお困りの方はもっと大勢いらっしゃるのかもわからない。そして、この

38人の入所者の、予備軍という言い方がいいのかどうか分からないですけどね、潜在的に入所をしたほうがいいのか、この後何かがあると入所をせざるを得ないというような、この38人の前の段階って言ったらかわいいですけどね、そういう方っていうのはどのぐらいの数いらっしゃるんですか。その把握はできないんですか。

○担当課（内藤章雄）

突発的とは言えないんですが、すぐに入所という形の方を、うちのほうでは全てを把握しているわけではございません。ただ、ひとり暮らし高齢者という形ですと、住民基本台帳法上の単独で住民世帯を構成してみえる方、これにつきましては、四千数百名の方が、現在みえます。そのうちで、見守り等が必要という形で、安城市のほうでひとり暮らし高齢者という形での認定をして、民生委員さん等に状況を見守っていただく方が、2,000名を超すぐらいの人数が登録されております。この方につきましては、見守りをしながら、生活状況を見ているという形で、様子を見ながらという形になります。それで、もし支障が出た場合は、私どものほうへ相談が来て、このままでいいのかという話の検討会議が行われるという形になっております。

○コーディネーター（荒井英明）

じゃ、少し整理をしますけど、三万数千人の65歳以上の住民の方がいらっしゃるって、そのうちの約4,000名程度がひとり暮らしをなさってる。4,000名のうち2,000人ぐらいは、民生委員の方が日々いろんな意味でフォロー、お手伝いをしていると。そして、そのうちの1%強の38人が結果的に入所するんですけど、私からの質問、前提条件としては最後にしますけど、入所されるためには、御本人が申し出をなさるということには、最終的にはなるんでしょうけど、この2,000人を見守ってる民生委員の方が、こういう施設があるからこういう施設に入ったほうがいいですよとか、こういう施設で暮したらどうですかという投げかけをするのか、あくまでも御自身が申し出てくるまで待ってらっしゃるのか、この辺はどちらなんでしょう。

○担当課（内藤章雄）

民生委員さんの方につきましては、困り事相談という形での役割を大きく担っていただいておりますので、その方が困り事の相談した場合は、こういう施設があるから、一度市役所のほうへ相談に行きなさいという形の御案内をお願いしていると。また、御自分で人から伝え聞いて老人ホームに入りたいとか、そういうふうに簡単に考えて御相談に見える方もございます。ですので、常に民生委員さんが全てに関与している、また個人方が必ず来ると、そういうふうにしみ分けが確実にできているという形ではございません。

また、この今のひとり暮らしの方が四千数百名なんですけど、高齢者が先ほど3万人みえますので、その方の家族の方から、市のほうへ、もしくは包括のほうへ、このまま一緒に暮すのもつらいというような相談があることもあります。そういう場合には、またこちらのほうへお話が来る形になります。

○コーディネーター（荒井英明）

はい、わかりました。

それでは、仕分け人の皆さんから、御質問、御意見等頂戴したいと思います。
よろしく願いいたします。

○仕分け人 (小森義史)

すみません。ちょっと私ど素人なのであれですけど、措置義務とか措置施設とかってあるんですけども、措置っていう意味が、何か市に義務があるとか何とかっていうことに関連してるのかわからない、その辺をちょっと御説明いただけますか。

○担当課 (内藤章雄)

これ、法律的な言い方になっておるんですが、市のほうが責任を持って行為を行うというのを措置という言い方をさせていただいております。ですので、その人の、高齢者の生活というか、生命の安全を図るために、市が公権力といったら失礼なんですけど、市の力をもって、決めてしまうという形で、措置という言い方で、行政で行為を行うという意味で措置という形をとっております。

○仕分け人 (内藤章雄)

ありがとうございました。

○コーディネーター (荒井英明)

はい、どうぞ。

○仕分け人 (杉浦光子)

ちょっとお尋ねします。

24年度に入居者が31名ということですが、経済的にも苦しいとかいろんな事情で。よその市の人が、この中に含まれているんですか。

○担当課 (内藤章雄)

市外の方も含まれています。昨年度、24年度でいきますと、多いときは11名。少ないときで7名という方で、月平均約10名の方が安城市の施設に入っております。

○仕分け人 (杉浦光子)

そうしますと、例えば、生活保護をよその市でもらってる場合に、安城市はこの運営のために、よその市から譲り受けるということですか。生活保護費を・・・。

○担当課 (内藤章雄)

そうですね。生活保護費ではなくて、あくまで措置費という形で、市外から措置された方は、そのもとの市に対して措置費を請求して、市のほうに、安城市のほうに納入していただいております。

○仕分け人 (杉浦光子)

そうしますと、先ほどの2,000人のうちの約1割強、私は安城市民だと思ってずっと聞いてたんですが、11名もよその市から預かってるってことは、逆に言うと、よその市の老人ホームに入ってる人も、安城からも行ってるだとか、そういう何か複雑な事情があるんですかね。

○担当課 (内藤章雄)

そうですね。あくまで措置なんですけど、特に安城市におきましては、3名ほどが田原の

盲老人ホームという形で、安城市の養護老人ホームでは対応ができない方がみえて、市外のほうへお願いするという形もあります。また、よその市ですと、例えば、西尾ですと、もう定員ぎりぎりまで、今、措置されております。ですと、とても自分とこでは入れ切れないから、安城市さんをお願いするとか、そういうふうな形で、よその市へ措置を依頼するという形も発生しております。

○仕分け人（杉浦光子）

こういう生活に困ったり、虐待だったり、いろんな事情、誰か、誰かが保護しなきゃいけないということで、どの市にも必要だと思うんですよね。今、お聞きして、いろんな交流を、連絡とりながら運営してるということで、深い事情がわかりました。

○コーディネーター（荒井英明）

はい、どうぞ。

○仕分け人（山下眞志）

すみません。私もちょっとよくわからないんで、ちょっとお伺いしたいんですけども、これ、民間で同じようなことをやられてるところがあると思うんですが、38名で、今の話で、市外から11名ということで、すごく少ないような気がするんですが、民間のほうはどんな形になってるかって把握されてますでしょうか。

○担当課（内藤章雄）

実は、養護老人ホームに、代替というか、かわりに入れる施設というと、やはり養護老人ホームしかないんです。養護老人ホーム、先ほど言いましたように、介護保険の対象外という形になって、介護を、原則として介護を必要としない方を入れる施設です。ですので、養護老人ホームで、調子が悪い、どうしても介護が必要になると、特別養護老人ホームのほうへ措置する必要が出てきます。措置というか、入所をお願いするという形になります。逆に、特別養護老人ホームが、もう人がいっぱいだから養護老人ホームへ入れてくれって言われると、養護老人ホームには介護機能持っておりませんので、回されても対応ができないということで、そういう場合は、もうお断りするしかありません。ですので、養護老人ホームのかわりになる施設というのは、養護老人ホームしかないんです。それが、大体市に1個ぐらいずつという形で、このセイサンのほうはできておりますので、その中で、上手にみんなやりくりしていくという形になります。

○担当課（近藤芳永）

補足をさせていただきます。

14ページの資料に、下から2段目のところに、比較参考値ということで、恐らく御覧になっておろうかと思えます。この養護老人ホームを市が所有して管理委託をしておる自治体、施設を市が設置をしていたんですが、その後譲渡をして、民間に譲渡をして運営をしておる自治体、そちらが、資料のように記載がしております。

以上です。

○仕分け人（小森義史）

いいですか。

○コーディネーター (荒井英明)

はい。

○仕分け人 (小森義史)

すると、ちょっと疑問なんですけども、今たまたま50人の定員の中で38人ということでしたけども、措置ということが認定されると、市は必ずそれに対応しなきゃいけないってことになるわけですね。その方が、50人以上になってしまったということだと、今さっきからほかの市に頼むとかということしなきゃいけないよということに理解すればよろしいんですか。

○担当課 (内藤章雄)

はい、そのとおりになります。ですので、今のところ、定員が割れているというのは、まだそこまで措置を必要とする人がいないという形。皆さん何とか在宅で頑張ってみえるという形になっております。

○仕分け人 (小森義史)

すみません、もう一ついいですか。

それは、別に市が施設を……

○コーディネーター (荒井英明)

ちょっとマイクを入れて。

○仕分け人 (小森義史)

市が設備を提供しなくても、民間にこうやってもらうという形でもいいってことですね。ほかの市をやると。

○担当課 (内藤章雄)

民間に入れる場合というのは、あくまで契約なものですから、言ってみえるのが、養護老人ホームを対象としているのか、同じような老人ホームという名前でも有料老人ホームといって、契約によって自分が入りたいよという形での選択をする施設というのも、民間の方はつくってみえます。そうしますと、ここは契約ですので、ある程度お金を払っていかなくてはならない。こちらの、安城の養護老人ホームのように経済的に困窮者を入れるという施設ではありませんので、やはり経済的に困窮した場合については、養護老人ホームになってしまうという形になります。

○担当課 (近藤芳永)

今の関連で、先ほどの14ページの下から2段目の表ですが、例えば、豊田市さんのほうをお願いをさせていただく場合、こちらは、市が民間に譲渡をしておる施設ですが、養護老人ホームです。特養ではなくて養護老人ホームですので、こちらの豊田市さんのほうをお願いする場合は、措置の、行政同士の、行政からのお願いで入れていただいております。

○コーディネーター (荒井英明)

ちょっとここまでのね、議論を整理させていただきますと、生活に困窮してひとり暮らしが成り立たない方の、いわゆるセーフティーネットというか、最後のセーフティーネット

トなんだというふうに考えてた、まず考え方としては、50人の定員というのがね、安城市さんにとって、50人という定員が、まず適正なのかどうか。50人という規模を準備しておくというのは、これは、例えば、今、38床、38人しか入所がないわけだから、12人あいてると。あいててもいいんですけども、50人というキャパシティーが、安城市さんにとって適正かどうかというのが一つの論点だと思うんですね。

それから、50人をオーバーフローしないように、それはセーフティーネットですからね。入って養護を受けるっていうことが、これはいいことなんだけど、もし養護老人ホームに入らずに、自立ができる状況が保てるのであれば、御本人にとっても幸せだし、財政負担も少ないと。この入らないで、養護老人ホームのセーフティーネットを使わずに済むために、どういう政策っていうか、どういう行政施策を打ってらっしゃるんでしょうか。ただ待ってれば、恐らくこれはいつかふえてきちゃうと思うんですね。それを、50人というキャパシティーで抑えるために、何かほかのね、これだと、だって、1人当たり240万かかっちゃうわけじゃないですか、いきなり。この前の段階として、何か施策というのはあるんですか。

○担当課（内藤章雄）

セーフティーネットといいますと、まず在宅を先に考えますので。そうしますと、生活保護が考えられます。ですので、ひとり暮らしの高齢者で、ちょっと困ってる人がいるよという相談があったら、まずその人の生活状況から、その人が単に収入がなくて困っているのか、散財して困っているのかという話までいってしまうんですけど、とにかく、まず在宅で、生活保護で対応はできないかというのが、考えられるところがございます。なので、在宅を優先にという形で、市のほうとしては、まず考えさせていただきます。生活保護でも、その人の生活上、性格上、生活保護費もらってもすぐに使っちゃって、やっぱり月末にはもう生きるか死ぬかの状態になっちゃうと。そういうふうな場合につきましては、もう措置して集団生活の中で安心した生活をしていただく必要があると考えます。その人に、もし、単にお金がないだけだよということであれば、生活保護の適用を考えるという形になります。

○コーディネーター（荒井英明）

それと、まず、先ほど私申し上げた1点目のね、50人というキャパシティーが、果たして安城市さんにとってね、適正なのかどうかというの、何かこの客観的に50人規模を確保しておくというようなデータというのあるんでしょうか。

○担当課（近藤芳永）

1点目の適正規模かどうかということですが、こちらの法律ができたのが昭和38年。そのころに各自治体が整備をし始めておるわけなんです、そちらの法律ができたときに、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準というのが厚労省の省令のほうが出まして、50人規模を基準とするということで基準が設けられました。ということで、県内の自治体を見ましても、基本50人の定員のところがほとんどでございまして、若干名、30名であったり、50名を超えるところ、自治体の事情によりまして少しございまして、50人規

模が基本に、県内の自治体となっております。

○コーディネーター (荒井英明)

はい、川嶋さん。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

38名の方の入居者の理由を教えてください。

○担当課 (内藤章雄)

現即として経済的困窮者が38名のうち37名。それから虐待による措置、家族と切り離すという形の方が1名というふうに聞いております。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

住宅の事情で入られてる方っていうのはおられないわけですか。

○担当課 (内藤章雄)

全て、住宅の事情といいますと、例えば、……。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

住むところがないとか……。

○担当課 (内藤章雄)

それも経済的困窮という形で……

○仕分け人 (川嶋幸夫)

経済的理由という大きくなり過ぎちゃって、もっと身体で入所しているのか、それから……

○担当課 (内藤章雄)

身体——あ、すみません。はい。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

それから、住宅が劣悪な状況で、ほかの人たちと一緒に入れないから、家族と一緒に住めないから、どうしても養護老人ホームに入らなくちゃいけないという方なのか、御自分の家がなくて、どうしてもここに入らざるを得ないのか、あるいは、もう経済的に住むところが確保できないからここに入らなくちゃいけないのか、その辺をね、どういう状況だからここに入所されたのかを、まず教えてもらいたいですよ。

○担当課 (内藤章雄)

身体的理由というのはありません。あと、経済的で、例えば、アパート、住居がなくなってしまった人、もしくは在宅で生活が立ち行かない人という経済的理由の方が、先ほど言いました37名。ちょっと前までは家族といたんだけど、家族と、もうどうしても虐待が起きてしまって、そのうちでは暮らせないという形の方が1名という形で、ほとんどの方は、自宅で、もう、自宅じゃない。自分のうちじゃない一般にはアパートですね。アパート等で1人で暮らすことができないという方がほとんどでございます。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

ということは、生活保護は受けてないんですか。それとも、アパートに入ってるときには、もう生活保護を受けてたっていうことなんですか。

○担当課 (内藤章雄)

生活保護を受けていた方もみえます。それでも……

○仕分け人 (川嶋幸夫)

そうすると、経済的な状況で入所された37名のうち、生活保護者は何名ですか。

○担当課 (内藤章雄)

現在7名でございます。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

あと、じゃ、30名の方は、ほとんど住宅の事情で入所されているというふうにとってよろしいんですか。

○担当課 (内藤章雄)

そういう形になります。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

そうしますと、そういう方々のために、高齢者住宅とかシルバーハウジングとか、別の制度がありますよね。そういうのは市にはないんですか。

○担当課 (内藤章雄)

シルバーハウジングは、あくまで在宅でという言い方をします。要するに、そこで自立できるということが前提ですので、自立できない方を入れる施設ですので、シルバーハウジングは代替施設にはならないです。あと……

○コーディネーター (荒井英明)

判定人の皆さん、シートに記入をお進めください。よろしく申し上げます。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

シルバーハウジング等にね、入って、あるいは高齢者住宅でもいいんですけれども、基本的に、この養護老人ホームに入れる方は、ある程度のサポートを提供すれば自立できる方が入ってるんじゃないんですか。介護は、介護全然必要ないわけですよ。ね。そうすると、ある程度自炊能力があったり、あるいはちょっとしたヘルパーさんの支援があれば、在宅生活ができるような方が基本的には入られてるんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

○担当課 (近藤芳永)

そうですね。シルバーハウジング、県が設置しておる施設が市内にも3つ県営住宅でございます。安城市養護老人ホームに入所をしていただく方は、お金の管理がずさんな方でございます。日ごろの日常生活はできます。年金も生活保護までには至らないんですが、もう少し上の金額まで年金もらわれてみえる方もおりますが、そのお金の使い方が適正にはやはりできないものですから、財布をこちらでお預かりをしまして、そういった生活のフォローをしております。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

要は、管理能力が欠けてきているような状況で、精神的に不安定な方が多いですよと、そういう方が、現在37名のほとんどだということですね。

○担当課 (近藤芳永)

はい。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

そこまで皆さんよくわかんなかったのかなど。もし、元気な方が入って、元気というか、ある程度自炊能力のある方がいるんだったら、高齢住宅のね、高齢者向け住宅で対応できるのかなと思うんですけど、なぜ養護に入れな——養護が必要なのかというところを、少し整理していかなくちゃいけないのかなど。

それで、その他の収入で、例えば、24年度ですと8,200万収入があるわけですけども、いただいた資料では、そのうちショートステイのお金が7万3,000円ありますよと。それ以外に、じゃ、もう措置費収入というのは、本人負担分というのも当然ありますよね。

○担当課 (内藤章雄)

はい。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

じゃ、本人負担分以外は、どこからお金をもらってるんですか。

○担当課 (内藤章雄)

全て行政が負担することになります。ですので、ここの老人ホームの措置費という名目で、会計の入れかえを行うと。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

8,200万は、誰が負担するんですか。

○担当課 (内藤章雄)

行政が負担します。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

市が負担するの。

○担当課 (内藤章雄)

市が負担します。安城市、もしくは市外から見える方は、その派遣市、こちらへ送り込んできた市のほうが措置費という形で納入してきます。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

じゃ、ちょっと、制度のことをもう一回立ち返ってお聞きしますと、昔は、私、担当してたころは、国が4分の3で市が4分の1でした。その後2分の1になって、2分の1ずつでした。現在は、10分の10、全額市が持つんですか。

○担当課 (内藤章雄)

そうです。国庫の補助はなくなっております。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

国庫の補助がなくなってる、全部市が持つと。

○担当課 (内藤章雄)

そうです。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

じゃ、その一般財源とのすみ分けというのはどういうことなんですか。

○担当課（内藤章雄）

一般財源のほうで全て対応するという形で。ただ、本人さんの収入に応じて、少し本人から利用料という形でいただきますので、それは一般財源のほうへ繰り入れられてという形をとります。

○仕分け人（川嶋幸夫）

そうすると……

○担当課（近藤芳永）

補足をさせていただいてよろしいでしょうか。

8,000万は、別の措置費という名目で支出を市が税金、市の税金で8,000万は支出をしております。で、その財源といたしまして、先ほども言ってみえます本人負担に、本人利用負担金が1,000万ほど入っております。

○仕分け人（川嶋幸夫）

本人負担分が1,000万ほどね。はい。

○担当課（近藤芳永）

はい。で、その措置費という歳出が、ルールでできない部分、穴埋めとして、またこれも税金ですけども、2,700万が一般財源のほうで支出をしております。

○仕分け人（川嶋幸夫）

もう一回整理しますと、その他の特財の中には、本人負担分が約1,000万ありますよと。それ以外の9,100万の総事業費ですから、1,000万は本人が負担しますけれども、8,000万は措置費で出したり、立てかえ、市が不足分を出して、8,000万は一般財源で、市民の皆さんの税金でカバーしてますよということでもよろしいわけですね。

○担当課（近藤芳永）

そうですね。

○仕分け人（川嶋幸夫）

そういうことでいいですね。

○担当課（近藤芳永）

そうですね。

○コーディネーター（荒井英明）

いや、さらに、さらに2,000万上乘せしてるっていうことでしょうか。8,000万は国基準の、基準どおりのサービスをしたら8,000万ですけど、安城市さんは上乘せサービスしてるから、上乘せサービス分がさらに2,000万程度かかってますよって、こういう意味ですよ。

○担当課（近藤芳永）

そうです。そのトータルの9,100万の中に、利用者負担金が1,000万入っておりますと。

○仕分け人（川嶋幸夫）

そういうことですね。そうすると、じゃ、市が上乘せしてる2,000万は、何を根拠に

2,000万出してるんですか。

○担当課 (近藤芳永)

そちらが、指定管理委託料、空調設備で1,200万、トータルでかかった事業費、そちらに対する財源……

○仕分け人 (川嶋幸夫)

あ、じゃ、すみません。聞き方が悪いですね。1,200万は臨時的な経費ですから除外しておきますね。9,100万のうち8,200万は本人負担分とか税金でやったわけですね。だから、1,000万、市は余分、余分とは言っちゃいけないですね。単独事業として出してるわけですよ。そこは、なぜ1,000万、市が単独で出す、出さざるを得ないんですか。

○担当課 (近藤芳永)

この養護老人ホームを運営するには、人員配置の基準がございます。生活支援員、そういった職種の者の配置基準がございまして、その人員を的確に配置しております。その人件費は動かすことができません。そういった基準並びに先ほどの事業内容で、日常生活、診療、教養娯楽、そちらの最低限度の生活をしていただくサービスを行う経費でございます。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

そうしますと、ほかの自治体でも、例えば碧南市ですとか、西尾市ですとか、そういうところもうちと同じようにプラスアルファで支出してるんですか。それとも、一定、国の基準で基づく算定どおりの金額で対応されてるんですか。

○担当課 (近藤芳永)

先ほどの西尾市等は、民設民間の設置がしております。そういったことで、財源の確保には御尽力をされておきまして、定員、ほぼ定員に近い入居者を確保されて、運営が赤字にならないようにされてみえます。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

そうですね。ということは、市が実施してるのは、赤字なんですよ。

○担当課 (近藤芳永)

はい。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

50人入れ——措置すべきところを38人で対応してるために、お金が入ってこないから、その分市が上乘せしてますよということですね。それが1点あるかと思えますけど、もう1点、その国の基準でやった場合の人件費と、社会福祉協議会に、社会福祉協議会を指定管理にやったことによる人件費ってのは、どのくらい違うんですか。

○担当課 (近藤芳永)

基準は、人員配置の人の数が決められておきまして、そういったお給料だとかの人件費につきましては、国は基準がございませんので、こういった方を雇用しておるかということになってまいります。その中で、行政が自主的に運営をしておりますと、人件費、職員が固定をしておりますので、臨機応変な雇用ができかねます。そういったところで、社会

福祉協議会のほうの職員、そういった方たちのほうが効率がいいわけなんです、数字的にはちょっとはじていておりません。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

行政の直営でやった場合の職員の処置っていうのは、多分固定化しちゃいますよね。社会福祉協議会でも同じ現象じゃないんですか。

○担当課 (近藤芳永)

はい。指定管理のほうが、現在社会福祉協議会に委任指定をしております。言われるとおりでございます、競争原理がそこでは働いてはおりませんが、それ以上の管理運営のメリットのほうを重要視、現在はしておる段階でございます。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

いただいた資料の中で、市内で特別養護老人ホームをされてる社会福祉法人が 5 カ所ありますよね。そういう市内で特別養護老人ホームを経営されている社会福祉法人の方との競争関係っていうのは、この事業を、指定管理を入れるときには、何ら考慮されなかったんですか。

○担当課 (近藤芳永)

現在、民間の方が設営をされてみえるんですが、法律が平成 18 年に改正されておまして、その趣旨が、介護保険法ができた関係で、従来の管理の仕方が合理的でないところが発生しております。要は、心身が、介護が必要な方たちが今まではまざっておってもオーケーだったんですが、介護保険ができて、それを区別して介護していったりするようになりまして、そこを含めた合理的な形で民間が最近では運営をしておるようになってきております。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

いや、そうじゃなくて、私が聞きたいのは、社会福祉協議会を指定管理に選ぶときに、市内で特別養護老人ホームを経営されている 5 つの法人があるわけでしょう。その 5 つの法人の方に、ここの市の養護老人ホームを経営しますかということをお聞きになったかと、なったかどうかなんです。

○担当課 (近藤芳永)

聞いてはおりません。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

なぜですか。

○担当課 (近藤芳永)

まず、定員を割ったときに、赤字になる措置の仕組みですので、民間、純粋な民間企業が赤字を覚悟で出てくるかどうか、まず 1 点ございます。

○コーディネーター (荒井英明)

いや、だから、それは、それはおかしいじゃないですか。だって、社会福祉協議会が相手のときは、空床補償しちゃってるんでしょう。で、民間が、民間の他の社会福祉法人が相手だったら空床補償しないよって、それは条件としてイコールになってないじゃないで

すか。社会福祉協議会も、空床補償なしでやってるんなら話は別ですけど、社会福祉協議会に空床補償込みでさっき委託料出してらっしゃったんだから、それを同じ条件、川嶋さんが言ってるのは、同じ条件で他の福祉法人と競合させたらどうかと、こういうこと。

○担当課（近藤芳永）

そうですね。誤解をしております、私、民設のほうのちょっと議論に頭が行っておりましたので、独立採算を民間はしておりますので、指定管理の論点でいきますと、その1社、社会福祉協議会に任意指定ではなくて、公募型、はい、そのとおりでございますが、当初は、福祉事業団から委託を継続してきた関係で、民間に投げかけるということは手をつけておりません。

○仕分け人（川嶋幸夫）

だから、多くのね、きょう、判定人の皆さんも、傍聴されてる方も、一番疑問はそこなんです。養護老人ホームの必要性っていうのは、皆さん理解してると思いますよ。きょう御説明あったようにね、自分で管理能力が少し劣っているような方を行政がある程度面倒見なくちゃいけないよというのは、皆さん十分理解してるわけですよ。だから、養護老人ホームは必要なんです。ですけど、今、1,000万も行政が赤字でわけでしょう。で、それは社会福祉協議会だから1,000万出しちゃうのか、じゃ、ほかの民間の福祉法人が、もっと営業努力してくれてね、1,000万じゃなくて、私んところだったら数百万でいいですよっていう提案があるかもしれないわけですよ。そういうことを、全部考慮しながら、この事業、この養護老人ホームの運営ということを考えていかなかったら、市民の皆さんの貴重な税金がどんどんここにつき込まれてしまうわけですよ。

ぜひね、一度、もう一回、次の指定管理の更新期があると思うんですけども、そのあたりは、再考しなくちゃいけないかなと思うんですが、いかがですか。

○担当課（近藤芳永）

はい。先ほどは、ちょっと指定管理と民設と混在してしまいましたが、今の指定管理の部分につきましては問題意識を持っておりまして、5年間の指定管理をしてきたわけなんです。これ、25年度でこれで一区切りになりまして、時期の指定管理の、もう手続には入っておるんですが、そこにつきましては、期間を3年間に短くしまして、今の議論を含めた今後のあり方というものは検討してまいりたいと考えております。

○コーディネーター（荒井英明）

それは、今後の検討というのは、公募の、他の社会福祉法人の育成も含めて、公募型に、社会福祉協議会1社じゃなくて、公募型も含めて視野に検討されると、こういうことでよろしいのでしょうか。

○担当課（近藤芳永）

はい。公募型も含め、なおかつ県隣市でも民設の方法もございます。そういったところを含めましてですね、市民のために、税金を効率的に使うために、あと、一番救わないといけない方のために、そういった関係する方たちに一番いい形というのは考えていき

いと思っております。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

この養護老人ホームをね、民間の方が無償で譲渡してくれれば民設民営でもいいですよっていう提案があるかもしれないわけですよ。そういうことを、ぜひね、もう一回原点に立ち返って、なぜ公設民営でいかになくちゃいけないのか、しかも社協じゃなくちゃいけないのかってところはね、これは絶対というのはあり得ないわけです。ぜひお願いしたいと思います。

○コーディネーター (荒井英明)

判定人の皆さん、よろしいでしょうか。

全部終わりました。

○事務局

まだ集計中です。

○コーディネーター (荒井英明)

あ、提出は全部されました。

○事務局

終わりました、はい。

○コーディネーター (荒井英明)

あ、そうですか。

それでは、判定人の皆さんの御判断を、今集計してますので、先に、このテーブルの仕分け人のメンバーの判定を確認したいと思います。

仕分け人の皆さんにおかれましては、挙手により御判断をいただきたいというふうに思います。選択肢は、不要から現行どおり・拡充までの5つの選択肢でお願いいたします。

養護老人ホーム運営事業につきまして、不要と思われる方、挙手をいただきます。

ゼロベースで見直すべきと思われる方。1名。

実施主体を見直すべきとお考えの方。

要改善。改善すべきと思われる方。4名。

現行どおり・拡充はゼロということで、仕分け人の皆さんの御判断は、要改善という判断でございます。

要改善という御判断の中から、どなたかちょっとコメントをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。じゃ、村林先生。途中、御発言がなかった。

○仕分け人 (村林聖子)

すみません。発言するタイミングを逃しました。

要改善というふうにさせていただいた必要性というのは絶対にもうあるものですし、今後は、人口増市という安城市において、本当に50人でいいのか、高齢化が進んでいく中で、本当に50人でいいのかという意味でも、確認をしていただきたいということと、最後に指定管理についても見直しが見られるということですので、期待をしたいというふうに思います。

○コーディネーター (荒井英明)

じゃ、川嶋さん、ゼロベースで見直してという少数意見ですけど、ポイントについて最後にもしていただいたんですけど、ちょっと改めて。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

先ほど言いましたように、公設民営ということだけじゃなくて、民設民営も含めて、無償で譲渡して、もっと独立採算でやってもらうということで、市民の税金を有効に使っていただきたいなという意味合いです。

○コーディネーター (荒井英明)

はい、ありがとうございます。

それでは、判定人の皆さんの判定結果、集計が出ましたので御報告をいたします。

全部で22人、きょうは判定人の方が参加をされております。不要という御判断の方がゼロ。ゼロベースで見直しという方が1名、実施主体を見直すべきという方が1名、要改善・改善すべきという方が14名、現行どおりという方が6名。ということで、判定人の皆さんの御判断は、要改善という、こういう御判断でございます。判定人の皆さんからも、御返答をいただいたんですけども、非常に意識の高いというか、御判断をいただいています。

まず、ここで最後にもう一回整理をしますけど、セーフティーネットとして、施設としての必要性については、やはり皆さん御理解をいただいているんだろうなというふうに思います。それから、議論にもあったように、なぜ50人なのかっていうのは、ちょっと、定員ですね。ここはもう少し説明、市民の方に説明する必要があるのかなというふうに思います。

それから、非常にですね、すばらしい御意見が幾つか出てまして、管理する管理費をチェックしてるか。これは、社会福祉協議会がということなのか、これ、役所も含めてということだと思うんですけど、コスト削減のための自助努力をしているのかというところが出ています。そういうとこだというふうに思います。

全体的に整理をさせていただきますと、繰り返しになりますが、セーフティーネットとしての施設は必要ではないかというのが1点。それから、定数の50人というものの客観的な、国の基準だということあるのかもわからないですけど、そこが一つ。それから、入居をせずに、養護老人ホームに入らずに、本当の意味での自立のお手伝いをする、例えば生活・経済的な困窮であれば、生活保護、住居の問題であったら、市営住宅とか民間

ホームとか、そういうのを合わせて、ほかを組み合わせる活用することによって、入居予備軍がふえないような施策ができるんじゃないか。また、最終的に、この管理コストを削減するという意味では、措置費プラス一定の空床補償程度をルール化して、これを社会福祉協議会だけでなく、民間、社会福祉法人も含めたところに公募型で提案していただく。あるいは、もう少し次のステップとしては、ドラチックなのかもわからないですけど、施設ごと民間にお渡しをして、全部民間で運営していただく。当然、措置費と空床補償は何らかの形で行くわけですから、施設ごとお渡しするというのも、方法としてあるのかもわからないです。

さまざまな御意見が出ましたけども、要改善ということですので、ぜひ改善に向けて御努力をいただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

以上をもちまして、養護老人ホーム運営事業についての作業を終了とさせていただきます。

この後、10時25分から、次の事業に入りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

あ、すみません。ちよつとごめんなさい。判定人の皆さんから、この事業についても御意見がありましたら、挙手をいただければマイクをお渡ししたいと思ひますけど、いかがでしょうか。

よろしいですか。はい。

それでは、以上をもちまして終了とさせていただきます。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

事業番号 2 番 公民館講座事業

○コーディネーター (荒井英明)

それでは、続きまして、事業番号の 2 番、公民館講座事業について作業に入ります。

事業概要について御説明をお願いいたします。5 分間程度で簡潔をお願いいたします。どうぞ。

○担当課 (野本久恵)

では、事業の説明をさせていただきます。生涯学習課長の野本でございます。よろしく申し上げます。

この事業は、社会教育法に示されています生涯学習の理念に基づきまして、その一貫として実施をしています。また、社会教育法では、公民館の目的として、住民のために实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進などを図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することと規定され、その目的達成のため、定期講座の開催などを行うこととされております。

そこで、本市では、中学校区ごとに設置する 10カ所の地区公民館で公民館講座事業を実施し、生涯学習の推進を図っております。

それでは、事業シートに沿って説明させていただきます。17 ページです。

事業の背景ですが、少子高齢化の進行、核家族化、価値観の多様化等により、地域の連帯意識の希薄化、家庭や地域の教育力の低下など大きく変化しつつある社会環境の中で、多様化する市民ニーズに対応していく生涯学習が求められています。よって、事業の目的を、学習の機会を提供することにより、市民の教養力の向上、健康の増進、感性の醸成を図り、また、触れ合いや交流を広げながら社会適応能力を高めるためとしております。

次に、事業の内容に移らせていただきます。

その前に、対象・実施方法は記載のとおりでございます。

事業の内容ですが、公民館講座事業は 4 つの事業から成り立っております。

1 つ目、公民館一般講座事業は、10 館で実施をし、市民の多様な学習要求や社会の必要課題などの学習機会を提供しております。

2 つ目、高齢者教室事業は、これも 10 館で実施し、おおむね 65 歳以上の市民を対象に、高齢者にふさわしい社会適応能力を高め、積極的に生きがいを求める学習機会を提供しております。

3 つ目、乳幼児学級事業は、5 館で実施をしています。乳幼児を持つ親を対象に、乳幼児の健全な心身の成長を促すための子育てのあり方について学習機会を提供しています。

最後に、家庭教育学級です。5 館で実施をしております。小学生、幼・保育園児を持つ親を対象に、家庭において子どもの教育をするときの心構え、しつけ、教育上の共通の問題について発育段階に合わせた学習機会を提供しています。

次に、次段、下段の関連事業でございますが、生涯学習課が行っております事業の一部を記載させていただきました。

次に、18 ページを御覧ください。

上段は、平成22年度から25年度までのコストと財源内訳となっております。平成24年度決算見込みで見ますと、コスト欄の事業費合計額は972万3,000円。1公民館当たりでは約97万円です。同じく、コスト欄の人件費ですが、9.08人で、4,494万2,000円となっております。1公民館当たりは、0.908人ほど、約449万円の人件費となっております。総事業費は、5,466万5,000円。1公民館当たり約547万円となります。財源内訳欄のその他特財191万6,000円は、講座の受講料を記載しております。

続きまして、事業実績と事業成果の説明をさせていただきます。

活動実績は、一般講座、高齢者教室、乳幼児・家庭教育学級の講座数になっていまして、例えば、10回連続講座では1講座と考えて数えております。数字は記載のとおりでございます。単位当たりコストは、延べの講座回数に対する1回当たりのコスト。延べ受講者数に対する1人当たりのコストを記載しております。延べ回数・人数につきましては、10回連続講座であれば、回数は10回、人数は各回の合計人数としております。平成24年度では、1回当たり6万500円、1人当たり2,300円となります。

次に、成果指標の設定理由を説明させていただきます。

公民館講座は、市民ニーズに対応した幅広い分野にわたる学習機会の充実に努めておりまして、講座の延べ開催回数・延べ受講者数を指標としております。数値は成果指標の欄に記載のとおりでございます。

次に、事業の自己評価を説明させていただきます。

今後の事業の方向性、課題等として、開催回数や受講者数のみを評価基準とするのではなく、個人の要望に応えた講座、社会課題や地域課題の講座、これをバランスよく開催していくことが必要だと考えております。さらに進んで、学習成果を地域活動やボランティアなどの社会参加活動に生かすなど、社会サービスの提供者となるよう推進する必要があるというふうに考えております。

参考資料としまして、仕分け人の皆様には机の上に、それから、判定人の皆様には資料を机の上に、皆様の机の上に、講座の一覧と対象者別の一覧を添付しておりますのでよろしくお願いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○コーディネーター（荒井英明）

はい。御説明ありがとうございました。

事業の背景となる部分について、ちょっと私から先に御質問申し上げたいと思いますけど、まず、安城市さんでは、中央公民館1館と各地区の公民館10館ということで公民館が配置されてると、こういうふうにお聞きしてるんですけども、この各地区間の10館については、エリアという、公民館のエリアという、地域エリアというのは、具体的な設定はなされているのでしょうか。

○担当課（野本久恵）

はい。各地区公民館には、公民館の活動推進委員会という組織が一応ございます。一応、エリアといたしましては、中学校区1館ということだと8館になるわけなんですけれど

も、その、中学校区の人口ですとか、それによりまして、もう 2 館ふやして設置をしておりますので、そのエリアっていうのは、一応定められております。

○コーディネーター（荒井英明）

ベースとしては中学校区で、例えば、子どもの事業をやると、この、中学校の同級生だけで同じ公民館事業に、ほぼ、例えば学校区と一致しているっていうのは、そんなイメージでよろしいんですね。

○担当課（野本久恵）

はい、そうです。活動推進委員会のメンバーには、小・中学校、幼・保育園の先生ですとか P T A の方も入っていただいておりますし、町内会ですとか町内公民館、さらに民生委員ですとか保護司さんなどの、その地域の方たちをお願いをしております。

○コーディネーター（荒井英明）

はい。それから、配布いただいた資料、判定人の皆さんのお手元にもこれは配布されたんですけども。御説明の中で、最後に、この講座についてはバランスよくというような表現がされてましたけど、ちょっと中身を見てもどういうバランスがとれてるのか、ちょっとよくわからないんですけど、住民の皆さんが受けたい講座を実施されてるのか、社会教育の実施スタイルとして、受けさせたい、受けてもらいたい講座をやっているのか、これ、どちらをやってらっしゃるんですか。

○担当課（野本久恵）

両方ということでやっております。1 つには、市民アンケートなども実施しておりますけれども、平成 20 年度に行った内容ですと、市民の方のやはりニーズとしましては、教養ですとか健康に関する講座を受けたいという御要望が多いというふうに考えておりますが、そのほかに、やはり環境ですとか、そういった高齢者の健康づくりですとか、そういった社会の要望というものもございまして、そういったものも入れながらということで、こういった割合でということまでは決めておりませんが、両方をということで実施をしております。

○コーディネーター（荒井英明）

何か、基礎的な事項をお聞きするっていうことで始まったんですけど、ちょっとそういうお答えだと、ちょっと私からいきなり核心に迫る質問になっちゃうかもわかりませんが、住民の皆さんのニーズに合わせた、住民が受けたい講座にウエートを置いてらっしゃるといことから考えると、さっき中学校区 10 中学校区ということだと、十数万人人口がいらっしゃるから、平均して 1 つのエリアに一万数千人がいると考えれば、そのエリアの方が 10 人しか参加できないっていう講座はニーズに合ってるんですか。もともと一万数千人のエリアに 10 人だけ募集しますよっていう講座っていうのを、住民のニーズに合ってる、住民のやりたい講座だっていうふうに判断できるんですかね。もっと住民の皆さんが受けたい講座っていうのは、もっとこの募集枠が多くなっていいような気がするんですけど、いかがでしょうか。

○担当課（野本久恵）

その点につきましては反省点もございますが、実際にその内容として講座を実施いたしますときに、講座の講師とも相談をしまして、定員というものを何人ぐらいに設定をしていったらいいのかということで、ある程度、その講座の受講生の皆様に十分な成果といえますか、勉強していただけるような人数という設定と、開催の期間ということで考えてやっております。

それで、1回の講座でっていうことではなく、何回かの講座を年間にやっておりますので、そういった中でニーズに応じていきたいということで実施をしております。

○コーディネーター（荒井英明）

それでは、仕分け人の皆さんから御質問、御意見等をいただきたいと。よろしく。

はい、どうぞ。

○仕分け人（小森義史）

2つあるんですけど、1つは、事実確認ですけども、1つは、民間との役割分担。確かに、背景とか目的とかっていうのはわかるんですけども、これ、公共というか、税金を使って行政しかできないことじゃなくて、特に市民のニーズとかっていうことになると、民間でもやってるものも見えるんですね。そうすると、民間と公民館講座で市がやる場所の役割分担はどう考えるかということと、じゃ、市民のニーズに基づいてやるっていうときに、その市民のニーズをどういう仕組みで吸い上げてそこに反映しているかっていう、その仕組みをどうやってるのか。その2つをちょっと御確認させていただきたい。

○担当課（野本久恵）

まず、民間との役割分担ということでございますが、地区公民館、中学校区に10館あるということで、より身近なところで、近くで学習機会を御提供するということと、で、ま、その公民館講座をやっておりますして、その公民館講座を受けていただいた方たちが、またその後継続して公民館で活動をしていただくという、自主グループ化っていうことも目指しながら実施をしておりますので、目的として、教養ですとかそういったことを身につけていただくということだけではなく、その後、そういった自主グループですとか、あとは公民館の場合ですと、活動の発表の機会ということで、公民館まつりですとか、そういったものを地域それぞれで実施をしておりますので、そういったところにつなげながら、地域の皆様の触れ合いですとかという場所ということでもありますので、そういうことで講座の位置づけをしております。

それから、市民ニーズの把握方法ということでございますが、十分であるかどうかわかりませんが、各講座実施をいたしましたときに、それぞれ受講生の方にアンケートをとりながら、その中の要望ですとかそういったところを参考に、次の講座を考えております。

○コーディネーター（荒井英明）

ちょっともう少し、ニーズの把握ってもう少し具体的にお話しいただけますか。

○担当課（横山真澄）

今、課長申し上げましたとおり、いわゆるアンケート調査などでニーズを把握いたしますと、趣味的なものであったり、健康づくりであったり、スポーツであったり、そういっ

たものに対するニーズが依然として高いということは把握しております。ただ……

○コーディネーター（荒井英明）

そのアンケートの対象の方が、要は、アンケートを対象っていうか、どういう場所で誰を対象にアンケートを実施されてるんですか。

○担当課（横山真澄）

今申しましたのは、平成20年度に行いました生涯学習推進計画を策定するためのアンケート結果のことなんですが、現場ではですね、そういったアンケートに加えまして、日々、利用者の人と会話があったり交流があったり、いろんな地域の人とのかかわりがあって、その中で、今、地域の人は何を考えてるのか、何望んでるかっていうことは、常に仕事をやりながらキャッチをしてるというつもりでございますので、そういう日々の意見なども講座立案のヒントにしておるところでございます。

以上です。

○仕分け人（小森義史）

すみません。ちょっと回りくどい言い方を、聞き方してしまったので、ずばりちょっと質問をさせていただきます。こちらに配らせていただいた講座内容のやつを見ますと、今ありましたように、Aの教養とかB趣味、全部で170件ある中で、こういうのが非常に高いんですね。Fの市民実施とか社会連帯とか指導者育成にいたってはゼロなんですね。最初に民間との役割分担ということを御質問させていただいたのは、公民館、そもそも公民館って何、公民館講座って何のためにやるのですかっていったときに、やっぱり公共でお金を出してやるということであれば、やっぱり地域の人づくりが最大だと思うんですけども、余りにもFとかGが少ないんじゃないかということですね。

それから、確かに市民ニーズとしては、趣味とかっていうのもあるんですけども、これは民間に任せられるんじゃないか。ただ、そうはいつでもなかなか難しいので、先ほど御説明あったように、そういうことを通じて自主サークルをつくったりだとか、地域のやるというのは非常に理解できますので、それは否定するわけではないと思うんですけども、その辺の、自己評価の部分になるんですけども、バランスよくっていうところが、ちょっとこれ、今の実態は本当にバランスがいいのかなっていうのが、ちょっと御質問したかったんです。

○担当課（野本久恵）

御指摘いただきましたとおりでございます。私どもも、そこは反省点というふうに捉えております。今後、例えばですね、指導者育成ですとかそういった講座を実施していきこうという場合には、育成した方々が、その後活躍をしていただける場所を提供していかないと進んでいかないということがございます。そういったことを考えてまいりますと、公民館だけではなくて、例えばほかの課ですとか、町内会ですとか、そういったいろんな組織との連携ということが大切になってまいりますので、そういったことも含めまして、実は、生涯学習の推進計画も、26年度までで区切りになりまして、27年度からは新しい計画に変わりますので、そういった計画の中で、市民の方や団体の方たちの御意見をいただ

きながら、そういうところも視野に入れて計画もつくり、ちょっと事業の実施もしていきたいというふうには考えております。

○仕分け人（杉浦光子）

私も、指導者育成のところのゼロっていうのが気になってたんですね。どういう指導者なのかっていうのは、講座と深いかわりもあろうかと思うんですが、講座と関係ないところで、実はよく調べてみると、安城市内にあんなことやってる、こんなことやってるっていう優れた指導者もいるんですよね。そういう人たちが、自分の仲間をふやすために、啓発するために講座を、公民館活用してモテバ、ここの欄も埋まるだろうし、地域づくり、地域・まちづくり・人づくりに大いに役立つと思うんですが、その辺の掘り起こしとか、あるいはどんな指導者を必要としているのか、そこら辺のところをお聞きしたいなと思っております。

○担当課（横山真澄）

どんな指導者の育成を目指すかという質問でございますが、いわゆる環境であったり、防災であったり、地域の安全であったり、いろんなそのリーダーも必要だと思っております。生涯学習の分野では、公民館講座以外にもさまざまな事業を行っておりますし、安城市全体としては、それぞれ施策の分野でリーダー養成のようなものを行っておりますので、そういう市の関連部署と生涯学習、公民館連携して、公民館講座で人材育成が必要だということも非常に認識しております。

具体的には、今、本当に安城市として環境・防災には数年来非常に力を入れておるものですから、特に、それは地域課題の解決に直結する地域の皆さんの安心安全の暮らしにも直結すると思っておりますので、そういった分野は講座の中でも推進するような講座の企画というのをやっていかないといけないと思っております。

また、やはり生涯学習の最大の目的といたしますと、市民の方が生涯にわたって生きがいを持って幸せな暮らしをしていくということが最大の目的だと思うので、そのためにさまざまな、地域よってリーダーが必要な分野もあろうかと思っておりますので、そういったところは、常に我々が何が必要かというアンテナ高くしながら、探っていく必要があるかと思っております。

以上です。

○コーディネーター（荒井英明）

いや、御質問はね、お答えをいただくと、いやすばらしいお考えだなというのがわかる。

御質問は、仕分け人の皆さんの御質問は、そういう意識を持ってらっしゃる方が、公民館の運営に携わってらっしゃるのに、なぜこの講座でそういうことをやらないんでしょうかっていう、そういうことなんです。地域課題、行政課題、地域のリーダーづくり、さまざまな使命が公民館にあるのに、社会教育講座、公民館講座で、なぜその事業をやらずに——やらないんでしょうかっていうのが、今までの質問なんです。そこが、今お話を聞くと、理念としてはもう持ってらっしゃる。だけど、どうしてその理念をこの講座に生かさないのか、理念と講座が結びつかないのはなぜなんですかっていうそこなんです。そ

これは何かコメントはあるのでしょうか。

○仕分け人 (村林聖子)

関連して質問いいですか。

○コーディネーター (荒井英明)

はい、どうぞ。

○仕分け人 (村林聖子)

すみません。ちょっと関連して。

先ほど、各公民館で活動推進委員会があって、企画をされるのに企画など行っているというお話がありましたけれども、そこにおいて、そこで地域のいろんな組織の方に来ていただいてその企画をしていただくことと、その安城市のほうからこういうテーマ、もしくはこういうことを課題として上げたいとかっていう仕組みがあるのかどうかですね。その各公民館で講座を企画するとき、その市民からのこの活動委員会での話し合いのときに、安城市の方針、担当課の方針というのを示す機会ということがあるのかという点と、もう 1 点は、安城市の担当課のほうで、安城市のほかの所管のほうから、例えばこういうことを来年度の企画の中に入れてほしいといった、今度は横の連携があるのかということ、2 点聞きたいんです。多分、それが今のご質問の趣旨かなと思います。

○担当課 (野本久恵)

先ほど、活動推進委員会というものがあるというお話をさせていただきましたけれども、実際には、こういった講座を実施しますというような連絡と、それに対する御意見をいただくというような場になっております。ですので、具体的に、ではどういったことで御協力をいただくかといいますと、例えば公民館まつりなどの大きな地域を挙げて行うような行事に協力いただいているというのが現状でございます。ですので、もう少しそのところで事業に対して深い御意見をいただくような仕組みになるといいのかなとは思っています。

○仕分け人 (村林聖子)

じゃ、その企画自体は、担当所管が行っているということですか。各講座について。

○担当課 (野本久恵)

そうですね。公民館には、公民館長と公民館主事と、あと臨時職員ですが、生涯学習コーディネーターという職員がおりまして、この 3 人で公民館の事業を実施しておりますけれども、主に公民館講座を担当しておりますのは生涯学習コーディネーターです。ですが、公民館の職員 3 人でどういった講座をやっていくかということを考えております。あとは、そういったところで上がってきたものを、中央公民館、文化センターのほうでコーディネーター会議、主事会、館長会といったような会議を設けまして、そういったところで全体のバランスをとるといような調整をしております。

あと、その各課との連携というところでございますが、実際、現状で申しますと、例えば防災であれば、防災危機管理課がそういった防災リーダーさんの養成の講座を実施しております、もし公民館で実施をしますと、本当に子どもたちに対して防災意識を高めるとか、市民の方に防災意識を高めていただくような講座に現在ほとどまっているこ

とです。ほかの、例えば環境ですとかそういったところの講座につきましても同じような現状でして、環境リーダーというか、そういった方はそちらの環境保全、環境推進課のほうで担当しております、本当に環境意識を高めるような講座を、公民館が担当しているという状況です。ですので……

○仕分け人（山下真志）

いいですかね、途中で。

ずっと聞かせていただいておりますね、どうも特定の市民層が抜けちゃってるなっていう気がしてしょうがないんですね。というのは、働くお父さんたちですね。そう人たち向けの講座がやられてるのかどうか。それと、これからその市民活動を広げるためには、もうプロ物というのか、お父さんたちが会社で培ったノウハウをいかに市民に提供して、市民活動を活発にしていくのかということところぐらいしか、もう広げていくところはないと思うんですね。一体、そういうところに、先ほどもアンテナ高くというお話があったんですが、そういうところに行って、例えば会社で防災担当してる方もみえますし、そういうところに行って、そういう人たちのノウハウをもっと地域に広げていくとかですね、そういう観点があるのか、ないのか。それと、あと、そういう人たちをリーダーとして迎えて、かかわり——かかわるといえるのは、逆に、そのかかわっていただくことで、公民館を利用していただけようになるんじゃないかという気もするんですね。なかなか、こう、私もそうなんですけども、何かきっかけがないと公民館だとか、ボランティアとか、なかなか入っていきなないと思うんですね。そこにお父さんたちは地縁がないもんですから、社縁はあるんですが地縁がないものですから、なかなか地域にデビューする機会がないということがあるので、ぜひその辺をですね、今後、そういう人たちが社会サービスの提供者になるということでもっと活発になると思うので、その辺の観点ももう少し入れていただくといいのかなというふうに思いました。

○仕分け人（小森義史）

1つだけいいですか。

○コーディネーター（荒井英明）

はい。

○仕分け人（小森義史）

すみません。一番最初に、講座を開くための企画をするための仕組みってことをお話しさせていただいて、先ほど、公民館長と市とコーディネーターと、っていうと、極論するとその3人しかいない、ですね。そうすると、コーディネーター1人の方が持つ知識とか、経験とかから講座を考えても、多分優秀な方だとは思いますが、やっぱり限界があると思うんですね。やっぱり、今、市民のところ、例えばこういう講座とかっていう部分を考えたり企画するとき、もっと市民の持つ、先ほど言われたような発想とかっていうのも、多分生まれてこないんじゃないかと思うので、そこも、その社会ニーズとか社会のあれいうんですかね、地域の課題とかっていう講座をどうやってつくり上げるかっていう仕組みっていうか、そのあれを少し考えていただくといいのかなっていう

ふうになんか思ってるんですけども。

○担当課 (野本久恵)

ありがとうございます。大変参考になるお話を伺いまして。

まず、男性の参加ということでございますが、普通に男性向けの講座を実施しましても、現実、なかなか集まっていけないというようなことがございますので、山下さんのおっしゃられたような、直接会社ですか、企業ですか、そういったところと連携をとるとか、そういったことは大変参考にさせていただきたいと思います。また、講座の実施の仕組みでございますが、公民館の講座は、先ほども言いましたように、主任、公民館の職員で、あとはそのアンケート調査などの御意見をいただきながら決めておりますけれども、中央公民館で実施をしております講座の中には、市民企画講座ということで、市民の団体の方から企画をいただいたものを採用して実施をしておりますものもありますので、そうしたところがもう少し広げていけるといいのかなというふうには感じております。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

いただいた事業シートの書き方なんですけど、成果のところね、公民館講座・教室の延べ開催数904回、受講者延べ2万4,000。これはね、活動指標なんです。私たちが知りたいのは、先ほど来ちょっとお話がありましたけど、これだけの事業をやって、参加者があって、公民館活動の中から生まれた自主グループなり人材がどれだけ市の行政をバックアップするような人材の育成に育ったのかなということが成果なんです。そういう視点でいくと、こここのところに、自主グループがどのぐらいできて、それから、実際問題リーダーとして、あるいは例えば他の市のほうにも人材バンクみたいな何ぼもあって、そこに登録制度があると思うんですけど、そこに登録された方がどのぐらい24年度だったらいるんですか。

○担当課 (野本久恵)

まず、自主グループの数でございますが、中央公民館も含めまして、全体で平成24年度の場合には658ございます。平成23年度は642でございましたので、16、全体では増えているというような結果になっております。

あとですね、人材バンクというお話なんですけれども、公民館の場合ですと、その人材というところで、公民館講座を受けていただいて、例えば講師をやっていたりとか、そういったところまでの講座がなかなか実施できないものですから、皆様に勉強の、生涯学習の機会を御提供して、それをきっかけにして、さらに学習を深めていただくっていうことで行っておりますので、その人材バンクというようなものは、実際にはございません。ですので、申しわけございませんが、その数字は把握しておりません。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

税金を投じてね、たくさんの講座をやるわけですよ。やっぱり、行政、市としてはね、いろんな講座をやってやりっ放しじゃまずいんですよ。やった結果、やっぱり行政にある程度公的なものに育成され、公的なところに役立ってこのような人材をつくるということが、税金と投入する意味ですから。それじゃなかったら、先ほど小森さんがおっしゃった

ように、民間で趣味・生きがい活動を自分でやらせてもらえばいいわけです。税金を入れるからには、最終的にはそういう市の公共的な施策の実施ですとか、そういうところに関与できる人材を育成していくってことが、公民館としての大きな役割だと思うんでね、ぜひ次の生涯学習推進計画の中には、そういうことを視点として入れてもらいたいのは1つです。

それから、次に、調べさせていただいたら、シルバーカレッジと、市民大学事業と、市民参画推進事業等々がありますよね。このシルバーカレッジ事業と市民大学事業、それと公民館の事業とどこがどう違うんですか。

○担当課（野本久恵）

では、その点について御説明をさせていただきますと、まず、シルバーカレッジ事業でございますが、こちらは中央公民館で実施をしております、全市域の60歳以上の市民の方を対象にいたしまして、2年間をかけてさまざまな教養ですとかいろいろな勉強をしていただく講座になっております、その定員は45人になっておりますが、その中で、その受講者の方たちの仲間づくりですとか、そういったことや、講座の中にはボランティアの講座ですとかそういったことも入っておりますので、ボランティア活動へも参加をしていただくような機会も設けております、修了後には、グループで活動をしていただいたりとか、そういうボランティアに進んでいただいたりとか、そういったことを目指してやっておりますが、主、その高齢者の方たちの仲間づくりということでの講座でございます。

それから、市民大学につきましては、著明な講師を招きまして、年間で4回、連続講座になっておりますが、市民会館のホールを会場にいたしまして、講演会を開催しております。

○コーディネーター（荒井英明）

判定人の皆さんは、評価シートに記入をお進めください。よろしく申し上げます。

○仕分け人（川嶋幸夫）

あの一。

○担当課（野本久恵）

それと、もう一つ、よろしいですか。

○仕分け人（川嶋幸夫）

えっとね、公民館法が施行されてもう60年たちますよね。その後、生涯学習推進法というのが施行されてきた。それから、各行政の部局の組織や実施の内容もかなり充実してきた。そういう中で、公民館として今後生き残っていくには何が必要なんですか。

○担当課（野本久恵）

川嶋さんのおっしゃられますその公民館の新しい役割ということかと思えます。新しい役割としまして、やはり公共という、新しい公共にするというんですか、そこは確かに求められているところでございますが、その点について、やはり人材育成ということが必要だということかというふうには感じております。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

いただいた講座の一覧を見ましてもね、公民館が本当にやってやらなくちゃいけない事業なのか、例えば趣味・生きがいだったら、これはもう自主サークルがたくさん、六百幾つもできてると、そういう方々が市民企画講座の中でやってもらえばいいし、あるいは、もうほかの部署でもね、例えば、部署というか、民間の事業所がやってもらえばいい。あと、例えば自然エネルギーですとか男女共同参画ですとか、協働、理解、まちづくり等々のこういう講座にね、それぞれ所管課が一定の役割を果たしてるわけですよ。ですので、公民館が屋上屋を重ねてやっていく必要はないと思うんですよ。私は、先ほど来お話があったように、市のほうでは、10地区の、10地区に館があって、いわゆる地域を束ねていくような役割を持ってるわけですよ。だったらこそ、公民館として、やっぱり地域の課題をしっかりと吸い上げて、地域の課題解決のために、公民館はそこに役割を果たしていかなかったら、せっかく地区公民館制度を持っていながら、今までどおりの事業を実施していたのではね、新しい公民館づくりの機能としてなっていないと思うんですよ。そういう意味で、この次の生涯学習推進計画の中で、公民館の役割っていうのは非常に重要だと思うんですよ。どういう機能を持っていったらいいのかと。さっき、新しい公共という話がありましたけど、新しい公共の担い手として、やっぱり地域の自治をしっかりと築いていかなかったらできないわけだし、その自治をしっかりと築いていくための公民館という役割っていうのは非常に重要だと思うんですけど、そういう視点というのは、今までになかったんですか。

○担当課 (横山真澄)

今御指摘のとおりでございまして、私、現場の公民館で働いておまして、今の公民館の役割っていうのは、制度を創設して以来随分変わってきたというふうに、正直思っております。ただ、一方で、そういう学習要求であったり、触れ合いであったり、そういう要求も非常に多いものだから、そういう講座だとか触れ合い事業を展開しつつ、でも、今、公民館の役割っていうのは、いわゆる社会教育施設を超えて、行政の地域拠点であったり、まちづくりの拠点に既に変化してきているというふうに、日々感じておりますので、今御指摘があったこと、これは公民館講座事業だけではなくて、いろんな事業であったり機会が地域にあるものですから、地域とのかかわりの中で、公民館がある程度イニシアチブをとってやってかないかということも日々感じております。そういう仕組みを今からつくっていく必要があるかなと思っております。

○コーディネーター (荒井英明)

そういう中でね、本館というか、皆さんと、それから現場の公民館に行ってる職員さんとの本館の現場の各館の職員のこの役割分担という観点では、どういうふうにお考えなんですかね。非常に、この現場の、公民館の職員さんの役割っていうのは非常に大きな意味があると思うんですけど、その本館というか、役所サイドと現場の公民館の職員とのこの役割分担と連携について。

○担当課 (野本久恵)

現在も、先ほど申しましたように、地区公民館の職員につきましては、それぞれの館長ですとか主事、コーディネーターそれぞれに、月 1 回なり 2 カ月に 1 回なりの会合を持ちまして、その中に中央公民館の職員も入って、情報交換ですとか事務連絡ですとか、そういったところを実施しておりますが、今の中央公民館の役割としましては、各公民館の施設管理ですとか事業の予算ですとかそういったところの全体の管理をしているということと、あとはそういった公民館事業の全体のその方針でとかそういったところを十分伝えながらやっていくということと、あとは、市全体の市民の方を対象にした事業を実施しているという状況でございますが、やはり先ほど申しました生涯学習推進計画を策定していくに当たりまして、やはり現場のそういった公民館の意見ですとかそういったところも踏まえながら、全体でどういった形で生涯学習事業を推進していくのがいいのかというところをみんなで考えていき、中央の職員がそれをまとめ上げていくというような役割かなというふうには思っております。あとは、やはり各団体や市役所内のほかの課との連携ということで、やはり中央公民館の職員がそういう各課との連絡調整ですとかそういったところをもっとやっていく役割があるのかなというふうに思っております。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

北部公民館地区で言えば、北部コミュニティー会議というのがしっかり設置されて、これは代表的なモデル的なケースなんですか……。

○担当課 (野本久恵)

北部のコミュニティーにつきましては、モデルということで実施をしておりますが、公民館事業の一部を委託して、まつり事業やふれあい事業を実施していただいているということになっています。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

先ほどの説明の中で、そのいろんな推進委員会がありまして、そこは公民館まつりですとか、いわゆる行事を担ってもらってるような働き手としての参画ですよ。そうじゃなくて、活動推進協議会、あるいはコミュニティー会議、こういうところが地域ではこういう課題があるんですよ。例えば、安全対策、高齢者の見守りですとかね、子どもたちの安全対策ですとか、あるいはもっともっと環境問題、不法投棄の問題等々もあるかと思うんですよ。こういう地域の課題があったら、それぞれこの推進会議なりコミュニティー会議の中でね、私たちはこういうふうに活動して行って、こういうことを、この公民館活動を中心にやっていきましょうよというようなところが、次のステップとして公民館の果たす役割として出てくるのかな、いわゆる地域の課題を自主的に解決していく仕組みをつくっていかなくちゃいけない。そこにね、この公民館長とか公民館主事が張りついているわけでしょう。行政の職員が。地域の担当職員として、地域の人たちと一緒にやって地域の課題を解決していくような、そういう公民館の役割をこれから担っていくのは、一番ふさわしい、安城市にとってふさわしい、地域自治の仕組みをつくっていくにはふさわしいのかなと思うんですけども、先ほどお話があったように、もう次のステップに入ってたほうがいいかなと思うんですが、もう一度改めて。この、今、地域の協議会の活動が本当に

これでいいのかどうかということも含めてお願いします。

○担当課 (横山真澄)

各館に活動推進委員会設けておりまして、そこには、いわゆる社会教育の関係者であったり、学校の方、自主グループの方、地域の民生の方、いろいろたくさんいらっしゃいます。今おっしゃったとおり、私が勤務している桜井地区では、区画整理事業がかなり進んできておりますので、都市化に伴ってかなり軽犯罪がふえてきてると、そういう切実な問題がありますので、これをいかに地域で、地域ぐるみで解決していくかっていう、そういう問題確かにあります。それを公民館でやったり、生涯学習事業だけで解決していくのは無理がありますので、今御指摘があった、まさにそこに集まる委員の皆様は地域の関係者ばかりです。そういう人たちとともにこういう公民館が中心となって、そういう課題解決する具体策のようなものを考えていきたいと思っておりますし、そういう意見交換も、この推進委員会の中では行っております。なので、講座だけではなくて、さまざまなその事業であったり日々のかかわり、そういったものでこの公民館の新しい役割ってというのは、今後生きてくるし、生かしていかなければいけないのかなということは思っております。

以上です。

○仕分け人 (小森義史)

そのための人づくりや公民館講座じゃないのかなって思ってるんですけど、どうですか。

○担当課 (野本久恵)

先ほどからそういった御指摘をいただいております。教養関係についてはね、もう民間に任せればいいというようなお話もあるんですけども、民間のそういったところへ実際に参加ができる方とできない方っていうのもあるのかなというふうに感じております。本当に身近なところで、皆さんが来ていただいて、集いながら、そういう触れ合いをしながら、仲間づくりをしながら勉強をしていただくというそういう機会も、公民館の役割としてはいまだ、まだまだ必要ではないかというふうには感じておりますので、その点はやはり残していくべきものはあるというふうに思います。

○コーディネーター (荒井英明)

はい、ありがとうございました。

非常に市民の皆さん、住民の皆さんに近い公民館事業ということで、議論もさまざまな観点から出ましたけど、時間の関係もございますので、議論のほうは以上とさせていただきます、評価のほうに移らせていただきたいと思いますというふうに思います。

まず最初に、仕分け人の皆さんから判定をいただきたいというふうに思います。判定区分は、不要、ゼロベースで見直し、実施主体を見直す、要改善、現行どおりという5つの選択肢からお選びをいただきます。挙手により御判断をいただきます。

それでは、公民館講座事業につきまして、不要と思われる方、挙手をいただきます。

ゼロベースで見直すべきとお考えの方。1名。

実施主体を見直すというお考えの方。

改善が必要、要改善というお考えの方。4名。

現行どおりはゼロということで、仕分け人の判断は要改善という、こういうことでございました。

続きまして、判定人の皆さんの御判断について集計が出ますので御報告を申し上げます。やはり22人の方の御判定でございます。

公民館講座事業について不要という方がゼロ。ゼロベースで見直すべきという方が1名、実施主体を見直すべきという方が1名、要改善という方が20名、現行どおりという方が、この事業についてゼロということで、やはり市民判定人の皆さんの御判断は要改善という、こういう御判断でございます。

この事業につきましては、仕分け人のコメントではなくて、ちょっと判定人の皆さんのコメントをこの場で御紹介申し上げたいというふうに思います。非常にすばらしい視点の事業が多いので、ちょっと多目に御紹介を申し上げます。

公民館は、地域と人材の向上に役立つと。講座を活用してほしいと、こういう御意見です。人件費が、本事業については人件費が全体の90%を占める。これは恐らく人的な生きがいサービスだという、こういう意味だと思いますけども、ただ、そこを削減するのであれば、地域の定年後の会社の方とか、地域のボランティアをもっと活用すれば改善につながるのではないかと、これ、非常にすばらしい御意見だと思いますね。議論の中でも、地域の人材を育成するというのは、結局ストレートに言えばこういうことなのかもわかりません。それから、平日昼間の開催が多くて、参加できる講座が少ないと。それから、ちょっと厳しい御意見ですけども、市民ニーズについては、20年度のアンケート結果ではなくて、もっと去年であるとか、ことしであるとか、もっと近いタイムリーなアンケートを必要なのではないかなというふうに思います。それから、理念、私からも申し上げましたが、理念は非常にすばらしい。しかし、理念と現実の講座自身が、ちょっと関係性が薄い、結びついてないと。市民の声が十分に反映されてないことが、講座の参加人数が少ないということではないかなということでございます。仕分け人に対してお褒めもいただいております。仕分け人の鋭い指示はよかったと。それから、講座内容について、やはり市民の幸福になることにつながるような講座にしてもらいたいということです。それから、もう一つ、ちょっと講座内容がマンネリ化してるんじゃないかっていう。これは、今回、今年度の資料しか拝見してないんですけど、もしかしたら、市民の皆さんは前年度以前の事業も知ってらっしゃって、マンネリ化してるんじゃないかなという御意見も。それから、すばらしい御意見も、ちょっとまたもう一個ありまして、高齢者の生きがいというのは、社会貢献への実感、期待、感謝されるという実感を得ることであると、こういう視点もニーズの一つではないかというか、こういう御意見でございます。それから、これもですね、ちょっとこれも、我々の議論の中でなかったのかなというふうに思います。利益とか身近な問題とかいろいろな講座を実施する地域性が高いこと実施すると。こういうことは、何かのバランスが悪くても、バランスをとる必要ないんじゃないか。バランスが悪いことがいいんじゃないかっていう、こういう御意見もあります。これは非常に視点が新鮮な、フ

レッシュな視点かもわからないです。

全体を通して整理させていただきますけども、理念と地域、事業の関連性が非常に希薄なのかなと。それから、成果として、地域のリーダー育成ですとか、地域の活動が活性化したっていうことを成果指標にさせていただく必要があるのかなというふうに思います。そうした意味では、その材料として、手段として使う講座のあり方については、少し、判断は要改善ということでありましたけども、もう少しちょっと根本的に見直しをする必要があるのではないかなとということでございます。それから、ちょっと参考になるかわからな——参考にさせていただきたいんですけど、私も、ちょっと別の団体の職員で、公民館に勤務したことがありますして、管理者になってから公民館行って、説明の方が言ったように、私も理念が、現場で、地域の皆さんにその理念が全部伝わるのかなと思って現場へ私も行ったんですけど、公民館に勤務された職員の方わかってらっしゃると思いますけど、市民の皆さんにいきなりその理念を持ち込むってというのは、非常にギャップがあって、やはり公民館に勤務してる職員は、それをかみ砕いて、そしゃくをして、市民の地域の皆さんに伝えて、そして地域活動を活発にしなければいけないってことで、その公民館に勤務してる職員さんは、理念と現実とのギャップを消化しないといけないってところが非常に難しい立場がありますので、ぜひそこを、本館の皆さんがうまくバックアップをしていただければというふうに思います。

判定人の皆さんの意見にもありましたように、ぜひマンネリ化をしないように見直しをしていただければというふうに思います。

判定人の皆さんから御意見をいただきたいと。いかがでしょうか。特にないですか。

じゃ、ちょっと視点を変えてお聞きしたいと思います。判定人の皆さんで、過去に 1 度でも公民館講座に参加したことがある方、挙手いただけますか。この挙手は、挙手されても意見求めたりしないので、大丈夫です。1 度でも公民館事業に参加されたことある方。あ、結構いらっしゃいますね。ああ、そうですか。参加した方は、半分ぐらいざっといらっしゃるということですので。ぜひそれも含めて参考させていただきたいというふうに思います。

以上をもちまして、公民館講座事業についての作業を終了とさせていただきます。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

事業番号 3 番 スポーツセンター施設管理事業

○コーディネーター (荒井英明)

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、事業番号の 3 番、スポーツセンター施設管理事業について作業に入ります。

事業概要について御説明をいただきます。5 分間程度で簡潔にお願いします。よろしくお願ひいたします。

○担当課 (早川雅己)

それでは、スポーツセンター施設管理事業について御説明させていただきます。私は、スポーツ課長の早川と申します。本日は、施設管理課長の岩瀬と担当の鈴木も同席をしておりますので、よろしくお願ひいたします。

安城市スポーツセンターにつきましては、新田町にあります総合運動公園内に建設をされ、市民のスポーツ活動の拠点として御利用いただいております。安城市体育館のサブアリーナとして位置づけられ、平成 13 年 4 月にオープンをいたしました。スポーツセンターの施設といたしましては、バスケットボールやバレーボールなどの競技が 2 面実施可能なアリーナと、健康増進施設としての機能を持つトレーニングジム、エアロビクスルーム、また 25メートル 9 コースの公認屋内温水プールの各施設がございます。スポーツセンターがある名鉄西尾線東側のエリアは、平成 6 年に開催されましたわかしゃち国体を契機に拡張されたエリアで、国体開催時にはソフトボールの練習会場のほか、駐車場として利用されました。その後、平成 8 年にテニスコートが、また平成 10 年に多目的グラウンド、平成 13 年にはスポーツセンターとソフトボール場がオープンをいたしまして、現在に至っております。平成 6 年度国体開催時のスポーツ施設の年間利用者は、約 73 万 8,000 人でしたが、スポーツセンターとソフトボール場がオープンし、現在の施設規模となった平成 13 年度には約 90 万 6,000 人が利用するようになり、現在、平成 24 年度は約 125 万 9,000 人と、利用者は着実に増加をしております。

20 ページの事業シート中段、成果指標、スポーツセンターの利用者数を御覧ください。

スポーツセンターの利用者は、オープンした平成 13 年度は、年間約 11 万 5,000 人でしたが、近年はおおむね 20 万人前後で推移をしております。特に、24 年度には、健康増進施設であるトレーニングジムは約 6 万人、プールは約 7 万 7,000 人が利用し、オープン当時の 2 倍に利用者数が増加しており、市民の健康に対する意識の高まりを反映していると考えております。

19 ページの事業シート中段の実施方法を御覧いただきたいと思います。

スポーツセンター施設管理事業は、市が直接実施しておりますが、スポーツセンターの総合受付、プール監視、トレーニング等の業務と機械設備運転業務は、記載の愛知スイミング並びに日本空調サービスの 2 社に業務委託をしております。スポーツセンターの総合受付、プール監視、トレーニング等の業務と機械設備運転業務は、平成 23 年 3 月から平成 25 年 9 月までの長期継続契約により経費削減を図っております。また、仕様書の中で、

トレーニングジムには施設管理のほかトレーニングインストラクター等の有識者を、有資格者を配置し、器具の使用方法のオリエンテーションやカウンセリングのほか、体力レベルに応じたトレーニング指導などを実施するなど、また、プールにつきましては、日赤の水上安全救助員または救急法救急員資格を有する者を配置し、利用者の安全確保を図るとともに、健康増進事業としてプールでのアクアビクスなどやトレーニングジムでのスポーツ指導など体験講座を開催し、市民サービスの向上を図っております。

また、機械設備運転業務では、第 2 種電気工事士や建築物環境衛生管理技術者などの資格を有する者の配置を求め、電気・空調・給排水、防災設備のほか発電システムなど、施設の施設設備管理を一体的に行い、効率的な施設運営に努めております。

次に、20 ページの事業シートにつきまして、まず事業実績を掲載しておりますので御覧ください。

施設を管理運営するための経費は、照明や空調のための電気料が 2,700 万余、空調及び温水プール熱源のガス料が 2,500 万余、プールなどの水道料が 980 万余など、光熱水費が総事業費の 36% を占め、施設の修繕料が 650 万余、競泳用リザルトシステムの更新など備品購入が 140 万余のほか、施設の受付業務のほかプールの監視業務や空調設備の保守点検業務などの委託料が 9,000 万余となっており、平成 24 年度決算では、総額 1 億 8,200 万余となっております。スポーツセンターの使用料やサークル参加料などの収入は、5,460 万円余で、総事業費に占める割合は約 30% でございます。

スポーツセンターは、環境に配慮した施設として以下のような機能を有しております。まず、ガスタービンなどで発電し、その際に発生する排熱を、給湯や冷暖房に利用するコージェネレーションシステムや発電量 10 キロワットの太陽光発電システム、施設全体の水利用の 56% を地下水で賄うなど、省エネ・省資源に努めております。また、災害時にプール水の飲料水化が可能な活性除菌フィルター装置が設置をされております。

中段の活動実績にありますように、平成 22 年度以降、施設保守管理委託費及び施設修繕費は、長期継続契約などによりまして約 1,400 万円ほど減少しておりますが、電気料・ガス料の使用立米数に大きな変化はないものの、近年の液化天然ガスなどの高騰や円安などによる単価上昇に伴い、電気・ガス料金が増加しているため、事業費合計は、平成 24 年度の決算見込み額も、平成 22・23 年度と比較して大きく減少はしていない状況となっております。

最後に、お手元の資料について補足説明をさせていただきたいと思っております。

22 ページの施設シートの各部屋別稼働率のうち、スポーツセンターのアリーナにつきましては、バトミントンコートを最小単位として、個人であってもコートを専用して利用することから稼働率を算出してしております。しかし、利用時間区分が資料のように午前・午後・夜間の 3 区分ではなく、効率的に施設利用をしていただけるように 1 回の利用時間を 2 時間とし、10 時から 12 時、13 時から 15 時、15 時から 17 時、17 時から 19 時、19 時から 21 時の 5 区分としております。

平成 24 年度の実績では、平日の各時間帯の平均稼働率は 79.9%、土日の平均稼働率は

87.4%で、年間の平均稼働率は82.3%でございました。これは、バトミントンコートに換算をいたしますと、8面できるうちの6面が常時利用されているということになります。同様に、年間のアリーナの平均稼働率は、平成22年度が85.4%、平成23年度が83.7%でした。なお、トレーニングルームとプールにつきましては、個人利用と専用利用とが混在をしておりますので、アリーナのような算出が困難であることから、稼働率については算出をしておりますので、御理解ください。

以上で説明を終わらせていただきます。

○コーディネーター（荒井英明）

御説明ありがとうございました。

我々、この仕分け人チームも、事前に施設拝見いたしまして、そのときいろいろ御説明いただきました。本当にありがとうございました。

非常に短い時間だったんですけども、すばらしい施設だなんていうのは直感をいたしました。

基本的なこの事項を共通認識させていただきたいと思うんですけども、実施の背景の欄に、17年にスポーツ振興計画をつくったときに、週1回以上スポーツを実施する割合を50%を目標にすると、そのためのこれは施設なんだよってこういうことが書いてあるんですけど、この平成17年時点では、週1回以上のスポーツ実施率は何%だったのか、現在はどの程度まで、その50%を目標にしていますけど、現在はどの程度まで来てるのか、ちょっとここを教えていただけますか。

○担当課（早川雅己）

平成17年度計画策定の折のアンケート調査ではですね、実施率は43.3%ということですが、対象が一部特定なスポーツ指導者でありますとか、スポーツ実施者も含んでおりますので、平成19年度に行いました総合計画に関する市民アンケート調査、これは、無作為に抽出した18歳以上の男女6,000人を対象にした調査でございますが、そこでは26.8%という週1回の実施率でございました。それが、21年度調査では、44.4%へ、また昨年度では、たしか45.5%だったと思いますが、という状況でございます。

○コーディネーター（荒井英明）

週1回スポーツを楽しむ方をふやしたいということは、スポーツのテーマというかね、非常にこのスポーツにこの入り口の方をふやそうという、こういう意味だと思んですけど、このスポーツセンターでは、例えばマニアックなっていう言い方が合ってるかどうかわかんないですけど、毎日来る方は、もしかしたら毎日来ちゃってる。年に1回しか来ない方は、年に1回しか来ないという。それだと、この目標に合わないわけじゃないですか。週1回程度、この19万9,000人、おおむね20万人の中で、どのぐらいの割合で、頻度でリピートしてるか。例えば、週に3回以上来てる方がどのぐらいいるのか、週に1回は何人ぐらいなのか、月に1回は何人なのか、年に1回は何人なのかとか、こういうこの調査っていうのはなされてるんでしょうか。

○担当課（早川雅己）

日々の利用者数についてはですね、統計というのか、とっておりますが、今御質問のように、同一の方が、例えば週に何回来られてるかとかってところまでの数字の把握はしておりません。ただ、トレーニングジム、それからプール等については、定期的に活動されてる方もお見えになりますし、月に 1 回とか不定期に利用される方もありますし、毎日利用される方もあるようです。

アリーナにつきましてはですね、おおむねスポーツを実施されてる方っていうのは週単位で活動されてる方が多くて、毎週何曜日の何時から、例えばバレーボールをやるグループとして活動してるだとかそういうことがありますので、アリーナの利用者については、恐らく、これは想像ではありますけども、週単位で何曜日の何時はというグループかということで、定着をしてると思いますが、トレジム、それからプールについてはですね、その辺の利用の実態については、把握できる材料はございません。

○コーディネーター（荒井英明）

把握できる材料はないんですけど、ちょっと厳しい言い方かも知れないですけど、目標に挙げてる以上、効果が出てるかな、週 1 回以上スポーツやってる人は本当にふえてるのかなと、こういうメニューを組んだらふえるのかな、あ、これじゃだめだ、こういうふうに組み直さなきゃいけないって、この試行錯誤をすべきじゃないかなと思うんですけど、そこはいかがですかね。

○担当課（早川雅己）

スポーツセンターの委託の中にですね、定期的に利用されてる、既にスポーツをされている方のスポーツ活動の場としての提供というのは、当然ございますが、それ以外に、今御質問ありましたように、これからスポーツをしてみようだとか、スポーツをやってみようと考えてる方に対して、先ほども申し上げましたが、体験講座でありますとかワンポイントレッスン、それからトレーニングジムなどは非常に多くの機械がございますので、取り扱いの説明のためのオリエンテーション、これも毎日午前・午後・夜間、それぞれ 1 回ずつ新たにお見えになった方のためのオリエンテーションなどを含めて機械を提供させていただいております。また、それ以外に、体育協会でありますとか市のスポーツ教室、スポーツスクールの会場としてもこちらのほうは利用させていただいております。新たなスポーツ人口の確立というんですか、そういうものにも、活動にも力を入れております。

○コーディネーター（荒井英明）

ありがとうございました。

それでは、仕分け人の皆さんから御質問・御意見等いただきたいと思います。

○仕分け人（小森義史）

じゃ、すみません。これ、事業名自体が施設管理事業という形で、委託という形をされてるんですけども、その、これ、利用を促進したりとかっていう形の、ほかの資料と

健康促進事業というのがあるんですけども、こういったことも委託の中でやられる、お願いする話ですか。それとも、そういったソフトの部分というのは、ここの事業とは別のところで考えられてやってるんですか。ちょっとそこ、事実確認だけ。

○担当課 (早川雅己)

資料に挙げさせていただいております健康増進事業につきましては、委託の仕様書の中で、こういう内容のものをやっってくださいということで指定をしておるものです。

○コーディネーター (荒井英明)

はい、いかがでしょう。村林先生、いかがですか。

○仕分け人 (村林聖子)

あ、すみません。

今のお話の経過と健康増進事業の平成24年度のものを見てるんですが、ごめんなさい、委託の内容のところで、具体的にこういうことをやっってくださいというふうに列記をされてるんですか。例えば、先ほど言ったような、初心者向けの入り口の講座とか、機械とか、毎日みたいなことの機械とかっていう形での資料になってるんでしょうか。

○担当課 (岩瀬重利)

仕様書の中に、事業の企画・運營業務ということで記載をしてありまして、その中で、健康増進事業としまして、プール事業ということで、体験講座の開催、その中でアクアビタス、ウォーキング等水中運動、初級水泳指導、タイム計測会ということで、具体的に列記させていただいております。

○仕分け人 (山下眞志)

ちょっとお聞きしたいんですけど、委託をされて、市の職員の方もここに何名かいらっしゃるといって聞いてるんですけども、それと、災害時に、さっきの話で、プールの飲み水——プール等の水を飲み水にして適応できますよとかいうことをおっしゃってたんですけども、職員の方って災害時にそういうこの施設をこういう利用法をするんだということのためにいるのか、どういう役割を持ってみえるんでしょうか。

○担当課 (岩瀬重利)

災害発生時におきましては、スポーツセンターではなくて体育館のアリーナのほうが大規模避難所ということで指定をされてありまして、そちらの、避難所の開設者及び施設監理者ということで職員が対応することに計画上はなっておりますが、具体的に、その飲料水を提供するんですとか、そういったところまで職員が対応するかどうかというのは、ちょっとすみません。

○仕分け人 (山下眞志)

名鉄を上がった東側の本館というのか体育館のほう指定の避難所になってて、こっち側そうになってないというお話、そういう理解でいいんですかね。

○担当課 (早川雅己)

現在のところはですね、総合運動公園内にある中部公民館が基幹避難所、それから体育館が一般避難所というふうに位置づけられてありまして、スポーツセンターについては、今のところは、避難所という形ではなっておりませんが、先ほどお話したように、そのプールの水を飲めるような、飲料水化できる施設は、設備は整えておるということでございます。

○仕分け人 (山下真志)

ここの建築年度を見ると、圧倒的に新しいですね、こっちが。多分耐震の必要もないようなんですが、Is 値が載ってないんでわからないんですけども、そういうことで、何でここ避難所にしないのかなというのが、一つ思ったんですが。

○担当課 (早川雅己)

避難所の関係については、ちょっと私どもが直接の担当課ではないものですから申し上げられませんが、先ほど言われたスポーツセンターの耐震については、Is 値はクリアをしておりますので、そういう意味では問題ないと思います。

○コーディネーター (荒井英明)

はい、川嶋さん。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

ちょっと調べさせていただいた健康増進事業、ダブってるのがあるんで、大体18、20事業ぐらいが健康増進事業として実施されてるわけなんですけど、これは全部行政のほうから委託の仕様書の中にこういうことをやってくださいということでカリキュラムを組んでいるものなのか、あるいは委託の事業者のほうから、こういうことがあったほうがいいんですよというような提案があって組み込んだものがあるのか、その辺はどちらなんですか。

○担当課 (岩瀬重利)

そうですね。仕様書の中には、そう、個別に明記をされておるんですが、当初、これが事業者、その委託事業者からの申し出だったのか、行政の側からこういうことをしてくださいという発案で書かれたものかどうかというのは、最初の取っかかりのところはどうだったのか、ちょっと認識しておりません。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

でね、体育館の本体がありますよね。本館ですか。それと、アリーナとの関係を視野に入れたときに、アリーナにお勤めの方は、非常勤の方ですよ。こちらのほうにお勤め非常勤の方ですよ。

○担当課 (早川雅己)

再任用の職員が、週4日勤務の職員が2名配置をされています。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

ですから、再任用での方がお勤めなわけですね。そうすると、このアリーナで行う事業というのは、誰が考えるんですか。

○担当課 (早川雅己)

基本的には、先ほどもお話ししましたが、アリーナについては、定期的なスポーツ愛好者の活動拠点というのが中心でございます。先ほどお話しさせていただいたように、平日でも約8割の利用率がございますので、そういう言い方はいかんのかもしれませんが、体育協会等の会員を増加させるためのスポーツ教室だとか、市のスポーツスクールの開催以外のときに、ほとんどあいてないという状態が現状でございますので、今のところは、例えば体力測定会、トレーニングジムが主催をします体力測定会の会場であったりだとか、

そういうイベントとして使うことはございますが、アリーナについては、ほぼ定期的な利用者の方で満員という言い方いかんですけども、埋まっておるとというのが現状でございます。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

そうしますと、体育協会が主催する事業で、ほとんど埋められているという、そういうお話が……。

○担当課 (早川雅己)

いや、そういうことではございません。体育協会で、このスポーツ教室等にも、一部会場として使っておりますが、基本的には、週に、定期的に利用されるスポーツ、市民のスポーツ団体の活動場所ということで使っております。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

私、聞いているのは、健康増進事業を組み立てているのは、誰が組み立てているかっていうの。市の、本館にいる職員の方が企画講座を作ってるのか、もう毎年ずっとやってきた事業だから、淡々とこなして行って、仕様書も見直さないでこのとおりにやっているのか、その辺をお聞きしたいんですよ。

○担当課 (早川雅己)

委託の仕様書の中で、基本的にこういう内容の、種類のをやってくださいという仕様はさせていただいております。ただ、その中から委託を受けた事業者が、こういう提案もありますよということで提案をいただくものもありますので、それぞれ参加者の多い少ないイベントもございますので、そういうものについては取捨選択をして、新たな取り組みにしております。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

ということは、市が企画するものもあるけれども、民間の事業者のほうの提案の事業も組み込まれてますよということでよろしいんですね。

○担当課 (早川雅己)

はい。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

そうすると、この間事前研修でお伺いしたときに、かつては指定管理でやってたと。

○担当課 (早川雅己)

いや、それは……

○仕分け人 (川嶋幸夫)

じゃ、指定管理はなかったんですか。こちらの建物は。ずっとこの直営関係でやってきた。

○担当課 (早川雅己)

スポーツセンターについては、オープン当時から直営で。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

でやってきたんですか。

○担当課 (早川雅己)

はい、やっております。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

そしたら、健康増進事業などね、あそこのやり方をもっともっと有効活用するためには、民間のノウハウをたくさん使うことが一番いいと思うんですよ。健康トレーニング室にしても、それからプールにしても、民間の方がしっかり運営なさってるわけですよ。なぜ、市が直営でここを管理運営していかなくちゃいけないのか、そこがよくわかんないんですよ。

○担当課 (早川雅己)

トレーニングジムのインストラクター、それからプールの監視員等につきましては、それを行うための資格が当然必要になってまいりますので、そういうことも含めて、ソフト事業というのか、市民の方へのそのサービスということも含めて、有資格者を要するその民間の事業者に業務委託をしとるということでございます。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

その考え方でしたら、指定管理者制度だって十分できるわけですよ。じゃ、本館のほうの管理運営っていうのは、どういう形でおやりになってるんですか。

○担当課 (早川雅己)

現在のところは、市の職員が配置をされて運営をしております。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

直営ということによろしいんですか。

○担当課 (早川雅己)

はい、そうです。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

じゃ、周辺のスポーツ施設、屋外施設の管理運営っていうのは、どういう形でやってるんですか。

○担当課 (早川雅己)

現在は、総合運動公園内のスポーツ施設については、市の直営で運営をしております。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

そしたら、全体のこともかかわるんですけども、もっともっとね、市民の皆さんにこういう使ってもらえるような工夫っていうのは必要だと思うんですよ。先ほど来、四十数%しか、週に1回しか運動してないという方がとどまっているという状況の中で、新しいカリキュラムを組んで、新しい人がここに入っていけるような、そういう工夫をつくっていかなくちゃいけないと思うんですけども、そのためには、民間からもっとこういうことをやったらいいですよ、こういうことやったらいいですよっていうような提案を求めていくような、そういう制度に変えていくほうが、市民のスポーツ人口をふやしていくには必要な工夫かなと思うんですけども、いかがですか。

○コーディネーター (荒井英明)

ちょっと、市民判定人の皆さんに、ちょっと指定管理っていう言葉が出たんでちょっと御説明しますけど、指定管理者制度っていうのは、施設全体を民間のスポーツ関係等管理のノウハウのある企業に、全てを民間の企業に委託をしまして、そして事業の、例えば施設の管理から、それから事業の計画とか、それから住民の皆さんへのサービスの実施まで、全部を民間の事業者へ委託するっていう方法を、指定管理者制度っていう方法なんですけど、今、川嶋さんからは、そういう全てを一括して民間に委託することによって、サービス向上が図られるのではないかっていう、そういう議論であります。

はい、どうぞ。お答えをいただきます。

○担当課（早川雅己）

新たなスポーツ人口の発掘ということでは、先ほどちょっと御説明をさせていただきましたが、現在のスポーツ施設の体制が整った平成13年度、私どもが把握できるのは、そのスポーツ施設の全体の利用者数については、具体的な数字として把握ができますので、13年度のときには、90万6,000人余の年間利用者数でしたが、現在は125万8,000人というような、非常に人数としては、施設規模は変わっておりませんが、利用者数としては伸びてきております。このために、私ども行っておりますのは、市が行ってるのは、初心者を対象としたスポーツスクールの講座も、1期、2期、3期という形でやっておりますし、あわせて……

○コーディネーター（荒井英明）

だから、御質問は、川嶋さんの御質問は、皆さんもね、いろいろ一生懸命お考えになっているいろんなメニューを組んでらっしゃるんだろうけど、プロに、民間のプロに、民間のノウハウをもっと活用すべきじゃないかと。なぜ民間のノウハウをもっと活用するっていうことを検討しないのかっていうそういう御質問なんですけど、そこについては、どうして民間の活用を図られないんでしょうか。

○担当課（早川雅己）

実際に、その民間の方のという意見の中では、今先ほどお話をさせていただきましたけども、スポーツセンターの業務についても、他の施設でも活動しておる業者としていろんな提案をいただいて、意見をいただいてやっておりますので、それ以外に、また新たなものをというところは、今のところは発想してはなかったものですから、今後それについては検討させていただきたいと思います。

○仕分け人（川嶋幸夫）

いや、例えばこのアリーナにしてもね、施設の管理業務の大層は、ほとんどは、全部民間委託ですよ。それから、事業を実施しているのも、プールもそうですし、健康増進——トレーニングルームも民間の方がほとんど、この間見てきましたけど、ほとんどもう民間がやってるわけです。行政の職員が立ち入る余地もないわけです。インストラクターの方が一生懸命やってくださっていて、しっかりした責任者も置いてやってるわけです。プールもそうでした。わざわざ行政の職員が、再任用かもしれませんが、2人配置してる必要ってのは全くないんですよ。全部、管理運営から、受付から、民間の方がやって

いく、やってって何らそごもないんです。なおかつ、例えば、トレーニングルームにしても、会員制をとって、会員の普及を図るということになっていけば、実際に利用している人数も、もっともっとわかるわけです。水泳、プールにしても、会員制をとれば、どのぐらいの人がしっかり利用してるかってことも全部わかるわけですよ。そういう工夫は、民間の事業者だったら幾らでもやるわけです。なおかつ、民間の事業者は、そこで営業までやらせてくれということになるならば、民間の方は自分たちで何か売れるものがあれば売ってもいいし、あるいは市のほうで考えている枠以外に、新しい事業を組み込んで、何とか教室をやろうとするんだったら、民間のノウハウでできるわけですよ。きょうは、今委託している会社というのはそれだけのノウハウもあるわけだし、この会社だけじゃなくたって、例えば、愛知県内のいろんなスポーツ施設を任されて運営している会社っていうのはたくさんあるわけですよ。そういうところで競争してやっていくんだったら、もっともっとこのスポーツ施設が、年間20万じゃなくて30万、40万に伸びるかもしれないわけですよ。場合によっちゃ、隣の本館のほうも含めてね、全体をしっかり民間の方に任せて、行政がつかんどかなくちゃいけないところはしっかりつかんどかなくちゃいけないんですけど、そういう役割分担のもとでね、この大きな体育館とスポーツアリーナを市民の皆さんが有効に使えるような、もっともっと多くの人が見えるような、そういう工夫をしていく時期じゃないかなと思うんですけれども、再度お伺いしたいと思います

○担当課（早川雅己）

おっしゃられるように、スポーツ施設については、この近隣でも指定管理というものに全面的に切りかえてるところもありますし、直営でやってるところもあります。指定管理につきましても、平成15年からですかね、今は大体単純に指定管理機関が5年間とする、2サイクルが終わって3サイクル目というんですか、15年目に入ってきて、指定管理自体についても、全てがオールマイティーでオーケーではないということも言われ始めてきておりますので、私ども、決して指定管理を否定するものではございませんが、その辺の指定管理の出し方、それから指定管理に出して、そのまま、あと何も行政かかわるわけじゃないということはありませんので、そういうことも含めて、現在検討させていただいておるところでございます。

○仕分け人（杉浦光子）

すみません。指定管理にして民間に託すということと、市が直営でやるということの比較なんですけれども、今、プールですと1回500円ですよね。指定管理にした場合には、その公営っていうのは、公民館利用でもこういうところでも、安いっていうことが一つあるんですよね。私の友達に、テニスをやるのに、いろいろ調べてテニス、テニスコート等動いてる人がいるんですよ。安城市、岡崎、豊田、西尾だとか近隣で行ける範囲で。その値段の比較をしてるんですよ。使用料。今の質問についてはどうなんですか。直営の場合と指定管理にした場合と、その500円というのはどう動くんでしょうか。

○担当課（早川雅己）

施設の使用料は、指定管理の出し方にもよりますが、使用料については使用料条例とい

う市の条例で設定をされておりますので、仮に指定管理に出したとしたときに、その条例を外すということであれば、安くだとかっていうことはできると思うんですが、一般的な指定管理ですと、利用料金制というものをとっておきまして、その指定管理を受けた業者さんの営業努力で、利用者がふえた分の使用料と収入は、指定管理をする業者さんがもらってもいいですよというやり方もあるんで、その辺、指定管理の出し方にもよりますので、一概に指定管理に出したから使用料が安くなるとかっていうことではないと思います。

○仕分け人（小森義史）

すみません、ちょっと逆で質問します。同じことですが、逆に言うと、直営で、委託でやるメリットはどこにあるんですかということなんですよ。

○担当課（早川雅己）

なかなか難しい質問で、簡単にはお答えできない部分があるかなというふうに思っています。直営であることに対して考えられるのは、経費的なもの、当然コストっていうことは、費用対効果というものは考えていかなきゃいけないんですけども、コストだけでいってしまうと、どうしてもコストカットという部分で弊害が出てくるといえるものが考えられます。というのは、経常経費等はある程度コストカットできていると思うんですが、それ以上のコストカットをしていこうとすると、そういう言い方はいかんのかもしれませんが、民間の企業と考えると、その人件費だとかそういうところまで踏み込んでくる可能性がございます。私どもも、そのプールだとかそういう非常に危険と背中合わせではないんですけども、生死にかかわるような施設を持っておりますので、そういう部分について、余りコストカットを前面に出し過ぎてしまうことは、逆にその安全面の確保というものがおろそかになってくるということも、おそれもありますので、その辺、直営がいいのか指定管理がいいのかっていうところはあるかと思っておりますけども、そういうところで、ちょっと検討させていただいておるといってございませぬ。

○コーディネーター（荒井英明）

はい。

○仕分け人（山下眞志）

先ほど、ちょっと災害のときの話を聞かせてもらったんですが、あの辺一体全部直営で行政さんがたくさん施設を持ってみえると。ですけども、余り縦割りで横に行けないみたいなお話だったと思うんですけども、それであれば、もう一体的にあこら辺を何とかして利用しようと、それで市民にもっと活用してもらおうというのであれば何となく理解できるんですけども、そうじゃなければ、単体でやるんだったら、もう指定管理のほうだつて出し方次第だと思うんですね。なんで、もう出せるところはどんどん出してっほう、僕はいいと思うんですけどね。

○担当課（早川雅己）

おっしゃるとおりで、指定管理を、先ほども申し上げましたように否定するものではないんですけども、その出し方だと思うんですよ。総合運動公園の中には、先ほどもお話ししましたように、多くのスポーツ施設がございます。今、私ども一番苦慮しておるのが、

土日の利用が一番多いわけですが、総合運動公園全体として約1,000台の駐車可能台数を持っております。ただし、現在の大会利用等で、全ての施設が大会で利用されてしまうと、駐車場があふれてしまって、近隣の農道であるとか住宅地にあふれていくというふうな、そういう懸念もございます……

○コーディネーター（荒井英明）

判定人の皆さん、記入をお願いします。

○担当課（早川雅己）

今おっしゃられるように、その指定管理出せるところから出していけばいいというのがありますが、当然出し方もありますけども、総合運動公園全体としての管理ができるような出し方をしていかないと、そういう駐車場対策だとかイベントの立て方にしても調整が必要になってまいりますので、その辺は、今後検討させていただきたいと……。

○コーディネーター（荒井英明）

ちょっと、ま、指定管理についてはね、これは堂々めぐりになっちゃうと思うのでこちらにして、とにかくいずれにしても観点としては、住民サービスを上げる、スポーツ人口をふやすために、民間のノウハウを活用すると効果が出るのであれば活用したらどうでしょうかというこういう御意見なんで、ぜひそこは今後検討されるということをお願いしたいと思います。

時間もあれなんで、ちょっと論点を変えさせていただきますけど、プールが温水だっというお話を聞いたんですけど、あそこは、このプールの温水化というのは、熱源は、例えば近くに何か焼却施設があつてその熱を利用するとか、そういうことなんでしょうか。熱源は何で温水にしてらっしゃるんでしょうか。

○担当課（岩瀬重利）

安城市内、プール施設2つございまして、1つは、今、検討いただいているスポーツセンター、もう一つはレジャープールということで、マーメイドパレスが南部公民館の横にあります。南部公民館の横にあるプールにつきましては、当初から隣接するごみの焼却場、こちらの焼却熱を利用した温水プールということで設備が整っておるんですが、スポーツセンターのほうのプールにつきましては、自前ですけど湯沸かしでやっております。ただ、省資源ですとか環境対策ということにつきましては、コジェネレーションですね。湯を沸かしながら発電もしながらということと、あと太陽光発電もやっております、そういった形で環境配慮等を行っております。

○コーディネーター（荒井英明）

それ考えで、ほかもやられるんだろうと思いますけど、これは、問題提起に終わるのかもわからないですけど、明日お話ししようかとも思ったんですけど、安城市さんでは、非常この環境に配慮した政策をいっぱい持ってらっしゃいますよね。太陽光をもっと活用しようとか、さまざまな環境に配慮した政策を打ってらっしゃるという中で、その中で、熱源を沸かした、沸かしたお湯でプールを運営されるっていうのは、全体の環境政策の中で、ちょっと方向性が違う部分があるんじゃないかなと。ぜひ、その全体の環境政策とこの温

水プール等のあり方を、ちょっと再考していただいてもいいのではないかなというふうに思います。これは、この場でコメントいただく云々ということではなくて、一つの問題提起ということで御理解をいただきたいと思います。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

全体が約 1 億 5,000 万ぐらいかかっていて、使用料が 5,000 万ですよ。使用料の算定の考え方は、市のほうで一定の基準があると思うんですけども、全体の経費の 3 分の 1 しか受益者負担がないということについてのお考えは、どのようにお持ちですか。

○担当課 (早川雅己)

民間の今の状況を見ますと、例えば民間のテニスクラブでありますとか、スイミングスクールでありますとかっていうものは、民間の業者の方が運営をされておるんですが、例えば体育館であったり、それから野球場、陸上競技場、サッカー等含めてですね、こういう施設については、民間の方、ほとんど参入されていないというのは、実質的には、そういう施設については、利潤追求ができるほどの収益を上げられる施設ではないのかなというふうに思っております。ですので、市民の方の健康づくりのため、またスポーツ活動の拠点として使っていただく施設の中で、おっしゃるように、総収入、支出額に対して 30% しかないよといわれるのはもちろんわかるんですけども、そういう意味で、民間が参入しない部分を公共が担っているということもあるかと思っておりますので、その辺の、割合については論議があるかと思っておりますが、完全にその収支がとんとんになるような、そういう施設ではないというふうに、私は考えております。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

収支とんとんにしろって、そんな無理なことは言いません。ですけどね、使用料の算出の基準というのは市にあるわけでしょう。その使用料の算出の基準の中に、この施設の、この施設には、まだ借金がたくさん残ってるわけですよ。7 億 3,000 万も残ってるわけですよ。その償還費は、毎年すごい金額が乗ってるわけですよ。と同時に、減価償却という考え方も入ってないわけですよ。借金の返済を入れるか、減価償却を入れるか、どっちかを選択した上で、市民の皆さんがお支払いするこの使用料に反映させなかったら、使っていない人——使う人は 40%、四十数%しかいないわけですよ。あ、失礼。もっと少ないかもしれない。使ってる人は少ないんですよ。でも、使っていない人の大層の税金がここに投入されてるわけですよ。だったら、使ってる人からある程度の負担を減価償却まで含めて求めていかなかったら、使っていない人から見ればたまったものじゃないですからね。その市の使用料の考え方っていうのを、市民の皆さんに教えてください。

○担当課 (早川雅己)

もちろん、受益者負担ということで応分の負担はいただきたいとは思いますが、逆に、市民、使われてる方の立場とすれば、安ければそれに越したことがないというところも、逆に言えばあるかと思っておりますので、その辺のバランスをどのようにするかというのは、私個人でそこのお答えできませんけども、全体としての政策の中で、それは検討していきたいというふうに思います。

○コーディネーター (荒井英明)

これは、ちょっと判定人の皆さんに、この資料の見方という点で、ちょっと御説明しますが、どういうふうに見るかっていうと、この資料の20ページに、利用者人数分の総事業費っていうのが出てて、ここに887円って数字が出てるかと思うんですけど、これが今の議論の意味でして、1回利用すると、御自分で利用料金は負担してもらうんですけど、そのほかに1回利用すると税金から887円利用者へと税金からこの利用料相当分が使われると、こういうことで、今、川嶋さんの御意見は、ここの利用者が払うんじゃなくて税金から出てくる887円を、もう少し下げて、利用者にももう少し負担してもらったらどうかという、こういう御意見だということで御理解をいただきたいと。

○仕分け人 (杉浦光子)

よろしいですか。

○コーディネーター (荒井英明)

はい、どうぞ。

○仕分け人 (杉浦光子)

すみません。安城市民で、しかも南部公民館のすぐ近くに住んでる市民感情です。

仕分け人の立場としていう内容とはちょっと離れるんですが、昔50円だったんです。燃やしたごみでプールを沸かして、1回が。そのときに、こちらにも、北部のほうにもプールができた。これは湯沸かしですから、当然お金がかかりますね。こちらを500円にした。ついでに向こうも500円になったんですよ。50円を500円に。あーと思うんですよ、市民感情でしたら。今、500円が適切なのかな、将来上がるかもしれません、そんな個人的な意見です。

○コーディネーター (荒井英明)

ありがとうございます。

市民視点、利用される市民からの視点ということでも御意見をいただきました。

それでは、評価のほうに移りたいというふうに思います。

まず、仕分け人の皆さんからの御評価をいただきたいというふうに思います。やはり、選択肢は5つということでございます。挙手により御判断をいただきたいというふうに思います。

スポーツセンター施設管理事業につきまして、不要と思われる方、挙手をいただきます。ゼロベースで見直すとお考えの方。

実施主体を見直すべきと。

市が実施すべき、ただし改善が必要、要改善とお考えの方。3名。

現行どおりとお考えの方。

○仕分け人 (杉浦光子)

あ、すみません。さっきの要改善。

○コーディネーター (荒井英明)

要改善。

○仕分け人 (杉浦光子)

はい。

○コーディネーター (荒井英明)

えーっと、小森さんは。

○仕分け人 (小森義史)

すみません。2で。

○コーディネーター (荒井英明)

小森さんはゼロベース。

○仕分け人 (小森義史)

はい。

○コーディネーター (荒井英明)

はい。ゼロベースが1名、要改善が4名ということで、仕分け人の結論は要改善ということでございます。

市民判定人の皆さんの結果でございますが、この事業については21人の方の御判断ということでございます。

不要という御判断がゼロ、ゼロベースで見直しという方がお二人、実施主体を見直すという方はゼロ、要改善が13人、現行どおりが——拡充が6人ということで、判定人の皆さんの結論も要改善という、こういうところでございます。

これも市民判定人の皆さんの御意見のほうを紹介させていただきますけども、新しい利用者が利用できるような工夫が必要なのではないかということでございます。もう少し収入アップの努力をすべきではないかなというふうに考えます。それから、健康増進にももっとウエートを置くべきではないかなというふうに思います。

はい。そうした御意見だというふうに。

最後に、議論を整理させていただきますけども、まず1点目としては、効果、この事業の効果がもう少ししっかり測定すべきではないかということでございます。スポーツ人口の底上げを図るのであれば、本当にそのスポーツ人口の底上げにここの施設が寄与してるのかどうか、それから、そのためには、やはり利用者の実態をもう少し分析する必要があるのかなというふうに思います。週何回利用されてる方が多いのか、1回目の方は何人、どのぐらいの割合でいるのかなという分析をする必要があるのかなというふうに思います。

そうした意味で、やはりノウハウを持つ民間をさらに活用して、市民サービスを向上させるためにも、指定管理者の導入について検討すべきではないかと、こういうことでございます。

また、温水プールについての問題ですとか、受益者負担のあり方についてというのは、これはある意味問題提起なのかもわかりません。これも検討材料にいただければというふうに思います。

判定人の皆さんに、午前中最後ですが、御意見をいただきたいと思います。スポーツセンターについて、御意見、もしございましたら、いかがでしょうか。よろしいですか。

平成 25 年度 安城市事業仕分け (H25. 8. 24)

それでは、以上をもちましてスポーツセンター施設管理事業についての作業を終了とさせていただきます。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

この後、休憩をとらせていただいて、午後 1 時再開とさせていただきます。よろしくお願いたします。

事業番号 4 番 保育園整備事業

○コーディネーター (荒井英明)

1 時になりましたので、午後の部に入りたいというふうに思います。

(再開 午後 1 時 0 0 分)

○コーディネーター (荒井英明)

事業番号 4 番、保育園整備事業について作業に入ります。

事業概要について御説明をいただきます。5 分程度で簡潔に御説明をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○担当課 (太田昭三)

失礼します。子育て支援課長、太田です。

それでは、私から、保育園整備事業の概要につきまして御説明をさせていただきます。

配布資料 25 ページを御覧ください。

保育園整備事業につきましては、市長マニフェストにあります老朽化した園舎のリニューアルを図り、子どもの学びの環境整備を進めるという骨子に沿って進めさせていただいております。

実施の背景ですけれども、安城市におきましては、農村地域が多かったこともあり、集落ごとに保育園を中心に整備を進めた経緯がありまして、現在では公立保育園は 23 園整備がされておりますが、この中で昭和 40 年代後半から 50 年代に建設された園舎が 16 園あり、いずれも建設後 30 年以上が経過し、雨漏りですとか床の腐食など園舎や設備の老朽化が進んでおりますので、保育園の老朽化の程度に応じまして、順次改築などの整備をしているところでございます。

また、改築に際しましては、夫婦共働きの世帯の増加による低年齢児保育の需要の増加に対応するための専用施設の整備についても、地域の状況に応じて行っているところです。

目的といたしましては、安心・安全な保育環境の維持向上が目的となります。

対象ですけれども、公立保育園に通園する園児の保育を対象としておりまして、対象者数といたしましては、市内のゼロ歳から 5 歳までの人口 1 万 1,861 人に対する実際の公立保育園に通う園児数 3,006 人の割合とさせていただいております。

実施方法ですけれども、こちらは市の直営となっております。

事業内容につきましては、先ほど説明しましたとおり、保育園の施設の経過年数や老朽化の現状を考慮して施設の改築などの整備を行うものです。整備に際しましては、周辺地域の就学前児童数の動向ですとか低年齢児保育のニーズなどを検討した上で、施設の規模、内容を決めさせていただいております。

また、整備に当たりましては、地元協議や説明会などを開催して、地域の方々の理解・協力を得ながら進めているところです。

保育園を移転改築する場合ですけれども、移転候補地を選定させていただいて、県の事業認可を得て用地取得を行っていくこととなりますけれども、園舎等の設計には 1 年、それから実際に建設工事に約 1 年半ほどの期間がかかることとなります。

また、現在の園舎を取り壊して建て直す場合、こちらにつきましては、保育園事業を中断することはできませんので、園児や保護者さんには御不自由をおかけすることとなりますけれども、近隣に仮設園舎を建設して、仮設園舎にて保育業務を継続しながら、旧園舎の取り壊し及び建設工事を行っていくこととなります。

施設の設計におきましては、環境首都・安城に沿って太陽光発電パネルの設置ですとか間伐材の利用など、環境にできる限り配慮した設計を心がけており、また、最近よくニュースで取り上げられておりますけれども、集中豪雨などによる雨水の一時保留するための貯水槽などの設置も行いながら整備をしております。

関連事業につきましては、保育園事業といたしまして、修理を行う事業と、それと保育園改修事業ということで施設維持を目的とした の更新等を行う事業がございます。

資料の26ページを御覧ください。

コストですけれども、各年度によって事業費が大きく増減しておりますけれども、平成25年度については、古井町にありますゆたか保育園の改築が予定されており、この建築工事費がここに入っておりますので5億円超となっております。平成24年度につきましては、下の欄にありますとおり、ゆたか保育園の引っ越しですとか仮設園舎の借り上げ料、それから旧園舎の解体工事費、それから、実際の改築工事はほんの少しになりますので4,300万円ほどというふうになっております。同じように平成23年度と22年度もそのような形になります。

財源の内訳ですけれども、平成25年度につきましては地方債、いわゆる市の借金の財源で3億円、それから、その他財源ということで児童福祉施設を整備するために積み立てた基金から1億2,000万円、それとあと一般財源という形になります。

活動実績といたしましては、建設工事の数を活動実績とさせていただいております。

それから、成果目標といたしましては、老朽化園舎を整備して保育充実の環境を求められることから保育園の待機児童数及び改築した、増築した園の数を成果指標とさせていただいております。

事業の自己評価ですけれども、国において子ども・子育て関連3法が平成24年8月に可決成立いたしましたして、平成27年度からは子ども・子育て新システムに移行されることとなっております。したがって、安城市におきましても、子ども・子育て会議の設置や計画策定のためのニーズ調査を行い、来年度平成26年度に子ども・子育て支援計画を策定していくこととなっております。今後の保育園整備事業につきましては、この子ども・子育て支援事業計画及び平成24年度に作成しました公共建築物保全計画と連携をしながら進めていく予定をしております。

それから、部参考値及び特記事項につきましては資料のとおりです。

事業概要は以上です。

○コーディネーター（荒井英明）

御説明ありがとうございました。

今日、この後、この保育園の後、幼稚園の事業というのが続いて出てきまして、整備と

施設管理ということで若干内容は違うのかもわかりませんが、就学前の子どもたちの施設ということで、関連する施設が 2 つ続きますので、判定人さんの皆さんが、もしわからないといけないので、まず、大変、保育の項立てで申しわけないんですが、まず、保育園と幼稚園の違い、これをちょっと判定人の皆さんに簡単にお話しただければと思います。簡単で結構です、簡単で。

○担当課（星野輝子）

失礼します。子ども課長の星野でございます。

保育園のほうは、厚生労働省のほうの管轄でございます。児童福祉法にのっとり保育サービスをしている施設で、保育園を運営しております。幼稚園のほうは学校教育法にのっとり、平日 4 時間の教育を行っている施設でございます。

○コーディネーター（荒井英明）

若干私のほうから補足させていただきますと、保護者が、お母さん、お父さん、おじいちゃん、おばあちゃん等々が働いていたり病気があったりして、御家庭で昼間、子どもの保育ができない方が利用する施設が保育園と。そして、そういう状況はないけれども、子どもに就学前にある程度の教育をしたいという方が入れるところが幼稚園と、こんな違いということでよろしいのでしょうか。

それで、ちょっとデータのことでお伺いしたいんですけど、1 万 1, 860 人程度就園前の児童がいらっしゃるって、それで、保育園で、保育園、公立、民間合わせて 3, 500 人程度保育対象者がいると。それから、あとの事業で出てきます幼稚園さんのほうの関係でいくと、市外も含めて公立・民間合わせてやっぱり三千四、五百人程度ということで、このほかに、今まで話が出てなかった市外の保育園へ通っていらっしゃる方もいらっしゃるのではないかなと思うんですけど、それにしても、1 万 1, 800 人の就学前児童がいるのに 7, 000 人ないし 7, 000 人強だけ保育園、幼稚園を利用されてるということは、かなり家庭保育の率がかなり高いというこういう認識でよろしいのでしょうか。その辺は、家庭保育の率というか、は把握されてるんですか。家庭保育というのは、御家庭で、いきなり小学校へ入ると。御家庭にずっといて、いきなり小学校へ入るという児童は相当数いらっしゃるということなんでしょうか。

○担当課（太田昭三）

保育園、幼稚園で基本的に面倒を見させていただいておるのは 3、4、5 歳の方が保育園、幼稚園にほとんど通っておられると。ゼロ歳から 2 歳の方については、低年齢児保育ということで、希望される方のみ通われているという形になりますので、大体 1 学年 2, 000 人ぐらいなんですけども、大体ほとんど 3 歳から 5 歳の方は幼稚園か保育園のほうに通っておられるということです。

○コーディネーター（荒井英明）

そうですね。失礼しました。ゼロ、1、2 は家庭にいらして、3 歳以上についてはほとんどの方が、安城市内のほとんどの方が保育園または幼稚園でサービスを受けていらっしゃる、こういう前提だということですね。はい、了解しました。

それでは、仕分け人の皆様から御質問、御意見等をいただきたいと思います。よろしく
お願いいたします。

○仕分け人 (小森義史)

事実確認なんですけど、定員に対して保育のというのはどれくらいの割合。待機児童は
ゼロということだと思う、だったんですけど。

○担当課 (太田昭三)

定員に対する割合ですけども、公立保育園の場合は定員が3,230名で、実際に4月1日
現在ですが入っておられるのが3,006人ということで93.1%。あと、私立の場合は600人
の定員に対して540人ですので90%という形で入所率が出ております。

○仕分け人 (杉浦光子)

お願いします。

1つの園を移転したり改築したりするのに2年半ぐらいかかるということで、16園あ
って、今までに3園ができています。今、4園目、ゆたか保育園が建設中ですね。16園
あるという、すごい先まで、2年半で1個です。

その保育園整備事業というのが耐震も兼ねてるんですか、耐震の意味も。防犯とか耐震
とかいろいろあると思うんですが、それで2年半で1園で、あと40年先とか50年先にな
るんですが、その辺をお願いします。

○担当課 (太田昭三)

実際、移転改築するか現場建てかえの場合は用地選定から2年半ぐらいかかります。耐
震の話ですけれども、幼・保育園については耐震については問題ありませんので、耐震は
今の建物でも特に建てかえる必要はないという形になります。

あと、今、ゆたか保育園の移転改築をしているところですけども、今後は、一番最後の事
業の自己評価のところにありますけども、安城市公共建築物保全計画というのが平成24
年に策定されまして、今までは大体40年目安に建てかえしようかなという形で計画を進
めてまいりましたけども、財政的にもなかなか難しい点もありますので、今後、低年齢児
保育とかそういう利用があって大きく変わらない場合につきましては、改修で対応してま
いりたいというような予定が、この公共保全計画に出ておりますので、そちらのほうで対
応していくような計画になろうかと思えます。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

市の保育の基本的な考え方をお伺いしたいんですが、公立と民間との違いというか、何
か求めているもので違いがあるんですか。

○担当課 (太田昭三)

保育の水準自体につきましては、公立も私立も基本的には変わりません。ただし、特に
障害児保育の関係なんですけれども、障害児の保育については、公立の保育園は全園受け
入れるようにしておりますけども、私立のほうはちょっと障害児は難しいところもありま
すので、ほんの一部のとしか受け入れてはいただけないというような形ぐらいです。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

その障害児保育については、民間の保育所のほうにお願いすれば、あるいは別立てで経費の負担を含めてお願いすれば、民間のほうを受けていただけるんですか。

○担当課（太田昭三）

障害の程度にもよるかもしれませんが、現在、民間の保育園のうち1園だけは、当然、その障害児の加配、保育士の加配ですとかそういう費用は必要ですけども、受けていただいておりますけれども、ほかの園についてもお願いすれば、ちょっと実際にそれをと断定しているのは違う方なんですけれども、何とも言えませんけれども、お願いすれば何とかなるかもしれないと思います。

○仕分け人（川嶋幸夫）

そうしますと、低年齢児保育にしても、延長保育にしても、一時保育にしても、どちらかという民間の事業者のほうが多くやられているような状況を資料から拝見するんですけども、両方とも同じレベルの保育水準、サービス水準にはなるんですよということで理解してよろしいですか。

○担当課（太田昭三）

保育の水準自体は公立も民間も同じという形で理解していいと思います。

○仕分け人（川嶋幸夫）

そうしますと、公立の保育所を5億円で建てかえた場合の市の持ち出しは、民間と公立でしたらどのように違いますか。

○担当課（太田昭三）

建設費の違いですけども、例えば定員170名の公立の保育園を建設するとなると、大体5億円程度かかります。今までの補助基準ですと、公立では5億円全額市の負担となります。民間では5億円の整備費のうち、国庫補助金が国庫補助の基準額によって若干違いますけども、1億2,900万円ほど国庫補助が出ます。民間の保育所の負担が3億600万円、市の負担につきましては6,500万円というふうになります。ただし、今後、国における子ども・子育て新システムにおきましては、施設整備補助については基本的に廃止の方向が示されておりますので、今後の国庫補助の継続については不透明な状況となっております。

○仕分け人（川嶋幸夫）

現行制度の中では、公立の場合ですと全額一般財源、税金でやりますよと。民間でしたら、国の補助金がありますよと。県の補助金はないんですか。

○担当課（太田昭三）

はい。

○仕分け人（川嶋幸夫）

そうすると、市のほうの補助金はある程度あるんでしょうけれども、社会福祉法人がもし園舎を建てかえたりした場合には、市のほうからは一定の水準以上に貸付制度ですとか、プラスアルファの補助金を出して、できるだけ社会福祉法人の負担を少なくしていけるようなそういう市の制度上の措置があるんですか。

○コーディネーター（荒井英明）

あるいは、返済金への助成とか、借入金への助成とか。

○担当課 (太田昭三)

そのような制度があります。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

ありますね。

それと、じゃ、今度は運営費のほうについてお聞きしますけれども、公立保育所の場合ですと、国費の補助金はなくなってしまいましたですね、一般財源化になって。民間のほうについては補助金がまだ残っているかと。そうすると、例えば、現在、3,006人措置されている入所されている子どもに対する年間の一般財源の投入額と、それから540人、民間の保育園に入られている方の市が支出している委託料の中での一般財源の投入額というのを比較すると、どのようになるのでしょうか。

○担当課 (太田昭三)

子どもさん1人当たりの市の財源投入額ですが、一般の公立保育園の場合ですと、1人当たり年間6万円、私立、民間の場合ですと1人当たり4万6,000円という単純な計算になります。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

それ、延べの人数で出したときの数字ですよ。だから、3,006人が1月当たり6万円ですよと、540人が1月当たり4万6,000円ですよという数字ですよ。ここをしっかりと教えてもらいたいんですよ。

ですので、1人の方が1年間保育園に入った場合には、公立の場合ですと75万円税金を投入しなくちゃいけないんですよ。いけないことになりますよね。民間だったら55万円がいいんですよ。そこに6万円と4万6,000円じゃ大した違いがないから、市民の皆さんは、公も民も同じような水準でいいんじゃないかというふうにお考えになるかもしれませんが、これを年額ベースで考えたときには、片や75万円、片や55万円で、こんなに1人当たりで開きがあるわけですよ。そこをしっかりと、公立でやった場合と民間でやった場合の違いという、財政的な負担の違いということをしかり市民の皆さんに説明しなくちゃいけないだろうし、それから、冒頭私が聞いた、サービスの水準は公立も民間も同じ水準の仕事をやっているんですよという前提の上に立ったときに、なぜ安城市は公立保育園の建てかえを急ぐのでしょうか。

○コーディネーター (荒井英明)

ちょっと補足しますけど、今、川嶋さんのお話は、財政負担観点から見れば、公立保育園のほうに多く1人当たり出ている、民間保育所に比べて。その上に、さらにサービスの点では、例えば延長保育をしていない保育園が公立保育園にはあったり、サービスが公立と民間と同じだといえども、障害児保育の受け入れ以外はどれも公立の保育園はやってないサービスが幾つかあるようだと、こういうことで、財政負担は大きいのに、ある意味、サービスは民間の保育所のほうがサービス、高度サービスしてると。それなのに、なぜ公立保育所で市民の皆さんに決して得とはいえない、思えない公立保育所の整備が進められ

るのか。ここをちょっと御説明いただきたい。

○担当課 (太田昭三)

安城市のほうも、民間保育所のほうの参入については、特に参入を許してないわけじゃありませんで、平成24年度においては、新しく民間の保育所4園、定員110名の部分を開設させていただいております。

ちょっと説明しましたように、農村部で、安城市は今まで集落ごとに保育園を整備してきましたので、本当に老朽化が進んできているところの中で、民間保育所が参入していただけたところはそのように対応はそこで対応していただければいいんですけども、安城市が今までやってきて、そこで、それまで、これからも公立のほうでやっていく必要がある部分については、安城市のほうで責任持って整備をして、今まではきておるところです。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

私は、全部民間でやれとは言っていないんですよ。公立保育園の役割と民間の保育園の役割ということを考えたときに、23園全部引き続き施設の建てかえまでやって、公立を維持していく必要があるんじゃないかということをお聞きしたいわけですよ。

だから、民間の事業者が参入してもいいよというところもあるんだったら、民間の方に頑張ってもらって、施設の設置、それからその後の保育園の運営までしっかりやってもらえばいいわけですし、行政は官、監督権限があるわけですから、まずいことがあったら補助金の返還も含めて、あるいは措置費の委託料の返還も含めてしっかり指導していけばいいわけですよ。

御質問ですけど、公立と民間との考え方を教えてください。役割ですね。公の役割と民の役割。公立の役割と民間の役割というのはあると思うんですよ。

○担当課 (太田昭三)

安城市の公立保育園については、それぞれ地域に根づいた保育園として位置づいておりまして、保育園については、小学校区に約1園ずつ設置がされているところです。これが、各地域と密接な関係を築いてきたことということに深い関係があるところなんですけども、今後は、また特に小学校と保育園については連携を深めていく必要もありますので、各地域ごとに公立の保育園が今まであって、それが、民間からの参入がない場合については、安城市のほうで責任を持って建てかえ等の整備をしていきたいというふうに考えているところで、23園は各小学校区にほぼ1園ずつという形でバランスのほうもとれているところですので、そのような形で整備を進めているところです。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

保育所と学校との連携というのは、これは途切れのない発達支援という観点も含めて、あるいは就学前と就学後の途切れのない指導や育成、相談体制の充実も含めて見直していったときに、その1小学校区に必ず公立の保育園を置かなくちゃいけないという考え方は極めて固定概念なんですよ。

先ほど来言った市の財政負担を考えていって、サービスの水準も、どっちかという民間のほうの方が公立よりいいわけですよ。そういう事情を全部民間の保育所が満たしてくれる

んならば、市民の財政負担を考えたときに、なぜ 1 小学校 1 公立保育園でなくてはいけな
いのかということをもう一度考え直す時期に来てるんじゃないかなと。これからだって、
23園全部、場合によっちゃ23園全部建てかえていくわけでしょう。まだ 3 園しか終わっ
てないわけでしょう。先ほど、杉浦仕分け人がおっしゃってたようにそれ全部やっていっ
たら、まだ30年、40年かかっちゃうわけですよ。そんな考え方よりも、民間の力を活用
して、国の国費を使ったり、いろんな制度を使うことによって、もっともっと迅速に建て
かえが進められて、子どもたちにいい環境の中で保育を受けてもらって、それで安城市の
未来を担う子どもたちの健全育成を進めていったほうが得策じゃないかなと思うんですけ
ど、いかがですか。

○担当課（太田昭三）

逆に、平成27年度から、先ほどもちょっと説明しましたけども、子ども・子育て新シ
ステムということで、国のほうが新しいシステムに移行するという形になりますので、安
城市につきましても今年度、保育料のニーズ調査、それから各分野からの意見を聞く子ど
も・子育て会議を立ち上げさせていただきまして、それをもとに平成26年には安城市の
子ども・子育て支援計画というものを策定をしまいたい、する予定になっております。
そちらの中で、今、御指摘されました民営化等についても計画策定の中でいろんな分野の
方の意見を参考にしながら協議をしまいたいというふうに思います。

○コーディネーター（荒井英明）

その新システムと、新システムをにらんでいるということであればなおさら、新システ
ムでは従来、保育所に入れるか入れないかだけを認定という言葉を使っていたのが、今度
は保育時間の認定に変わるわけですよ、短期保育が必要な方と長期保育が必要な方と認
定事務を市の方がやられると。だから、市役所の役割というのはそっちのほうにシフトし
ていって、実際の保育はやはり民間の方にお任せすべきだと思うんですよ。

そうじゃないと、例えば今回の対象のゆたか保育園さんは低年齢児保育をやってらっし
ゃらない。だけど、新制度になったら、短期間のニーズが出てきて、もしかしたら、その
ニーズ調査をやらないとわからないんですけど、もっと低年齢児保育のニーズが出てくる
可能性だってあるわけですよ。そういうのをにらめば、この建てかえのときに民間事業
者さんに、低年齢児保育もできる事業者さん、ここでやりませんかという投げかけをして
誘致するぐらいの、やる人がいるかいなかじゃなくて、民間の保育事業者を誘致するぐ
らいの気持ちを持って対応すべきじゃないかなと思うんですけど、その誘致という観点に
ついてはいかがなんですか。民間保育所を誘致するという、そして公立から民営化する
という、川嶋さんが言うように、公立で建てかえするんじゃないかと、民営化というのを、黙
ってて民営化の保育所の進出を待つのではなくて、積極的に誘致するというこういう考え
方についてはいかがなんですか。

○担当課（太田昭三）

安城市のほうでも、新設園の開園については積極的に整備促進を進めているところす
けども、今、言われましたように、今の公立の保育園を民間にというような移行について

は、地域地域にある保育園でアンケート等もとってみないとわからないとは思いますが、できれば、今まで自分の集落の保育園というような形での位置づけで地域の皆様にも協力を得ながら運営してきたところですので、そこを民営等に変えるというところで、地域の皆様の御理解等が得られるならば、そのような形も考慮すべきかなとは思いますが。

○コーディネーター（荒井英明）

だから、地域との連携という点で考えれば、経営者が、運営主体がどこであれ、保育園と地域の連携なんだから、これは例えば民間保育所があるエリアでも、そこでも民間保育所と地域の連携というのは当然なされているわけですから、公立保育園じゃないと地域との連携ができないというのは、これはちょっとどうかなと思いますので、その辺は、その御発言だと、民間保育園は地域との連携ができてないというふうに聞こえちゃいます。そうじゃないんですよ。

○担当課（杉浦昭三）

そうじゃありません。

○コーディネーター（荒井英明）

そうじゃないですね。

○仕分け人（川嶋幸夫）

私、実際、公立保育園の民営化を手がけた経験があるんです。23園全部を民営化しろと言ってるわけじゃないんですよ。やっぱり行政の役割というのは当然、公立保育所の役割というのはあるわけですよ。公立の保育所の役割をしっかりと整理した上で、民の力を活用して、民の力でもっともっといいサービスをできるんですよ。そこを市民の皆さんに理解してもらって、公立でなくちゃいけないんだということじゃなくて、公立保育所の役割を拠点として、例えば23園のうちの、例えば10ブロックあるわけですね。中学校区が10個あるとしたら、10個については公立がしっかりと拠点として民間の保育園の指導をしながらやっていきますよと。そのかわり、今、コーディネーターがおっしゃったように、地域の方々とのネットワークをつくりながら、民間の力を引き出してやる。もっともっといいサービスを、あるいは子育て支援の拠点として民間の人たちがやっていけるようなそういう考え方をつくることで、十分民間の参入を、建てかえても民間の参入できるんですよ。実際問題やってきたんです。それ、私、東京都なんですけれども、東京都であろうと、安城市であろうと同じだと思うんですよ。全国、保育の考え方は全部同じなわけですから。そこをしっかりと行政のほうで築いてもらって、新しい計画づくりにも反映してもらいたいし、逆に今動いている事業も1回立ちどまって、少し再整理した上で前へ進んでいくという考え方にしないと、やっぱり、先般、研修会でも説明を申し上げましたが、安城市の財政だっていつまでも豊かじゃないわけですよ。将来、これから、だって保育所というのは10年とか20年で終わるわけじゃないですよ。ずっとエンドレスでつながってるわけなんですから、そういうときのことを考えると、今から着手していかなかったら持ちられないんじゃないかなと思うんですけど、ぜひお考えいただきたいなと思います。

私は以上です。

○仕分け人 (小森義史)

建てかえというのは非常にいい機会だと思うんですね。この時期を見逃したら、もうだめ、というか、20年、30年後しか見直しの時期はないので、ぜひこの機会に役割分担と
いうのを見直した上で建てかえということを考えていかなければいけないのかなという。

○仕分け人 (村林聖子)

すみません。公立で行う理由という形で、私の念頭の中にあっただのは、障害を持った子ども
の対応をどうしていくのかという話と、あと外国籍の子どもということについてどう
いうふうに対応しているのかというのをちょっとお聞かせいただきたいです。

○担当課 (星野輝子)

外国籍のお子さんは各園に入っております。

○仕分け人 (村林聖子)

特に何か加配して保育士の方を配置するということは行われているんですか。

○担当課 (星野輝子)

障害児については加配をつけております。

外国籍の方は、幼児はすぐに覚えますので、特には。身振り手振りで生活習慣はできて
いきます。

○仕分け人 (村林聖子)

はい、ありがとうございます。

○コーディネーター (荒井英明)

ちょっとすみません、関連するんですけど、障害児保育では、今、私、いろんな事業仕
分けでいろんな団体さんがあって、どこでも課題になっているのは、障害に認知されてい
ない、いわゆる、言葉がいいかどうかわからないですけども、グレーゾーンと言われて
いる児童の扱いが非常に大変なんですけど、例えばグレーゾーンであっても加配の対象に
するとか、グレーゾーンの場合には何らかの形で数人の児童に対して加配をするとか、安
城市さん独自のグレーゾーンの子どもたちに対する対応とかいうのは持ってらっしゃるん
ですか。

○担当課 (星野輝子)

失礼します。

グレーゾーンのお子様は4対1の加配をつけておりますが、そのグレーゾーンにおきま
しても、発達基準表で中程度という基準表に合わせた見きわめをしての加配になっており
ます。

○仕分け人 (村林聖子)

すみません。ごめんなさい。

今のグレーゾーンに対しての発見をするのが、最初に認識するのが大事だという話があ
ったんですけど、それについて何か安城市のほうで、公立のほうでは対応されていますか。

○担当課 (星野輝子)

はい。申込書を取りに見えた受付の時点で、子ども観察をさせていただきます。そのと

きに発達チェックを担当の保育士が見きわめております。

○仕分け人 (村林聖子)

わかりました。ありがとうございます。

○仕分け人 (山下真志)

今の話ですけれども、障害者の保育に関しては、多分、民間じゃなくて行政のほうで対応するのがいいのかなというふうに思うんですけども、それを踏まえて、23園全部建てかえなきゃいけないというのがどうも見えてこないんですね。

子育てが終わっちゃった私からすると、もうちょっと民間を入れていただいて、少しでもやっぱり税金を下げていただく方法はないのかなと思ったんですね。ですので、建てかえに際してやっぱりしっかりニーズを捉えて、民間が参入できるのであれば、ぜひ民間を、さっきの話じゃないですけども、誘致するぐらいやっていただけないかなというふうに思いました。

○仕分け人 (杉浦光子)

関連してですが、資料を読みますと、民間保育園の場合のメリットが、やっぱり延長保育、朝早くから遅くまで預かりますよというのが結構あるんですが、公立の場合はそういうのが割と差があるんですね、私立と。そうすると、今、話題に出ている公立を民営化した場合に、延長保育の必要性、これから例えば10年先まで見越して、増えるであろうかと。女性が社会に出て働く人がどんどん増えていく時代になっていくんだろうかと。だったら、そんなに朝早く、夜遅くまで預かってくれるところを求める市民、母親が出てくると思うんですね。そうすると、民営化する必要も出てくると。その辺の見通しはどうなんでしょうか。

○担当課 (星野輝子)

すみません。ニーズ調査をしないと本当に具体的な数字はわかりませんし、見通しとしましても、乳幼児はお母さんが育ててほしいという願いもありますので、全部が全部受け入れるという部分ではなく、本当に必要な方のセーフティーネットの役割を公立で担えていけばいいのかなと思っております。

○コーディネーター (荒井英明)

そうした意味で、ちょっと先ほども触れさせていただいたんですけども、安城市さんのこの保育園の体制というのはちょっと私、珍しいなと思っているのは、というのは、低年齢児保育だけを実施している民間保育園さんというのは幾つもあって、そして逆に低年齢児保育をやっていない公立保育園さんがかなりある。

ここは、やっぱり新システムをにらんで考えると、さっきお話ししたように、短期の保育ニーズも出てくるということを考えると、この辺の考え方は、新システムに移行するから低年齢児保育をやらなくて、極めて幼稚園に近い形の保育園運営をするんだという考え方もあるんですけど、私は、低年齢児から入学前の就学前までは1つの保育園で保育したほうがいいんじゃないかなというのが私の持論なんですけども、ここについては、あくまでも低年齢児と就学前は分離したままでいいとお考えなのか、理想としては1園で保育を

したほうがいいとお考えなのか、どういうお考えでこういうふうになっているのか、もしベースとなる考えがあったらお聞きしたいんですけど。

○担当課（星野輝子）

今までの形は必要に応じて、ニーズに合わせて広げてきていますので、この形でできていると思います。

今後につきましては、おっしゃられますように、生まれてから、ゼロ歳から就学前まで 1 つの園で生活できる、それぞれの地域地域で育っていけるという形がベストかなと思っております。

○コーディネーター（荒井英明）

具体例なんですけれども、今回、ゆたか保育園さん改築されますよね。改築を機会に低年齢児保育まで対応されるとか、やっぱりそういうことは考えていらっしゃるのでしょうか。

○担当課（太田昭三）

今、改築をやっておりますゆたか保育園については、低年齢児保育をできるような施設に改築をしております。ゆたか保育園は前から低年齢児保育をやっているということで、この改築したときは、きちっともっと理想的にできるような施設に改築をしております。

今、仮設になっております——ごめんなさい、この表は、今、仮設園舎でやっておりますので、仮設の場合は低年齢児保育はできませんので、違う保育園にお願いしているという形で、ゆたかはなっていないみたいですね。

○コーディネーター（荒井英明）

判定人の皆さんは、評価シートのほうに御記入をお進めいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

ほか、いかがですか。

ちょっと仕分け人の皆さんの御意見がないようですので、ちょっと参考までに。

本質論ではないのかもわからないですけども、公立保育所と、この後出てくる公立幼稚園と両方持ってらっしゃる団体さんは、幼児教育をつかさどるいわゆる幼稚園教諭と、それから保育業務を担う保育士さんと両方の職種をお持ちだと思んですけど、教育体系からいって、両方の免許を持っていらっしゃるという職員の方いるんですけど、異動とかで幼稚園から保育園、保育園から幼稚園というこういう職員の異動というのは実施されているんですか。

○担当課（太田昭三）

はい、しております。

○コーディネーター（荒井英明）

ああ、そうですか。

そうした現場の職員さんの声というのを吸い上げて、今後の保育や幼児教育に生かすというシステムというものはあるんですか。両方、この保育と幼児教育の両方の現場を知っていらっしゃる職員さんというのは非常に大事だと思うんですけども、その辺は何か吸い

上げる、市民ニーズを吸い上げるのと同じように、職員さんから吸い上げるというのも必要だと思うんですけど、何かこれは実施されているんですか。

○担当課（星野輝子）

園長会のほうで吸い上げる、その保育業務についての情報を流し、今後のあり方について検討する機会を持つようにしております。

幼稚園の園長 4 人とも保育園の園長経験者、幼稚園のほうの園長経験者の方たちはもう全て退職されてしまったので、なかなか両方行ったり来たりする面がちょっと足りておりませんが、一応両方経験できるような異動配置をしております。

○コーディネーター（荒井英明）

それでは、評価のほうに移りたいというふうに思います。

議論は、保育園を整備するというだけではなくて、保育園の運営に関する内容までも論点となったという感じもしますが、そこらも踏まえて評価をいただきたいというふうに思います。

不要というのは、これは保育園の整備が不要ということになるとちょっとまたあれなのかなと思いますので、川嶋さん、どうでしょうか。もし民間をもっと進めるべきというのは、ゼロベースで見直しにしますか。そういうことですね。民間方式を選択するというのは、ここでは不要ではなくて、ゼロベースで見直すという、整備の方針を見直すというこういうことで判断をしたいというふうに思います。

それでは、挙手により御判断をいただきます。

保育園整備事業につきまして、不要と思われる方、挙手をいただきます。

ゼロベースで見直すべきとお考えの方、4名。

実施主体を見直すべきとお考えの方。

安城市で実施すべき、ただし改善が必要とお考えの方、1名。

現行どおりはなしということで、じゃ、ゼロベースで見直しについて、ちょっと集計が終わるまでの間、コメントをいただきたいと思います。どなたかいかがでしょうか。

○仕分け人（小森義史）

先ほど言いましたけど、やっぱり建てかえはいい機会だと思いますので、それと、やっぱり既存であるとやっぱりあれだと思いますので、民間から参入しやすいように、むしろやるということを積極的にというふうにできたらお願いできるかなと思います。

○コーディネーター（荒井英明）

川嶋さん、何かコメント。

○仕分け人（川嶋幸夫）

どうもお話を聞いていますと、今あるものを何が何でもまず維持するんだというのがどうも見えてきてしまって、なかなかもっと効率的に考えることができないものかなというのがちょっと印象としてありましたので、ぜひ根本からちょっと見直していただいて、この先、待機児童ゼロはぜひ維持していただけるようお願いしたいと思います。

○コーディネーター（荒井英明）

じゃ、要改善の村林先生。

○仕分け人（村林聖子）

私自身は、公立であるゆえ、また障害を持った子ども、また外国籍の子どもなどを広く受けることができるんじゃないかという期待を込めてという話なんですけれども、この会、整備ということに当たっては、障害についてもやっぱりさまざまあるので、そういうことも反映させていていただきたいなということを含めて、要改善とさせていただきました。

○コーディネーター（荒井英明）

はい、ありがとうございます。

市民判定人の皆さんの集計が出ましたので御報告申し上げます。

判定人さんは20名の方に御判定をいただきました。

不要とお考えの方が1名。ゼロベースで見直しという方が5名。実施主体の見直しはゼロ。要改善が11名。現行どおり拡充は3名ということで、結論としては要改善という結論でございます。

若干コメントを御紹介申し上げますと、保育料金、サービスが同じであれば民間でも気にしない。これは議論にもならなかったですけど、保育料金は前提条件として民間でも公立でも同じというのがこれが条件だという、これは議論にならないけれども、恐らく御存じだったのかなというふうに思います。

やはり、そのほかにも、サービスが同じなら公立と私立の区別をそんなに明確にする必要があるのかというこういう解釈でございます。

それから、今あるものを順々に整備していくというのは、やはりこれは固定概念だ、それが固定概念になっているのではないかという、こういう意見でございます。

やはり、ちょっといろいろな判断の選択肢としてはゼロベースで見直しとか、要改善とかを選択されているケースがありますが、やはり中身としては、民間と公立の違い、それからもう少し長時間の保育に目を向けるべきではないかという、延長保育へのニーズへの対応をしてもいいんじゃないか、そういう考え方だと思います。

全体的に整理させていただきますと、やはり財政負担からも、サービス水準の向上からも、公立保育園23園の全てを公立のまま建てかえるということではなくて、建てかえに合わせて民営化を進めるか、あるいは民営化計画をつくって建てかえをするか、どちらが先かというのは別としても、民営化というのを少し進めるべきではないかと。

それから、新システムも視野に入れた保育サービスの充実、恐らくこれ、住民の方は、もし財源があるなら公立・私立の別ではなくて、サービスの充実に充ててほしいという希望はあると思いますので、ぜひサービスの水準についてもお考えをいただきたいと思います。

ただ、議論の中で出てきました障害児保育への加配とか、あるいはグレーゾーンの児童への対応とか加配とか、やはりサービスのベースのグレードの高さというか、ここは、仕分け人の皆さんも市民の皆さんも、今のグレードの高さというのはそれなりに評価をされてるというふうに思いますので、厳しい内容になったかもわからないですけど、さらにサ

平成 25 年度 安城市事業仕分け (H25. 8. 24)

ービス水準を上げてほしいという期待を込めての議論だというふうに受けとめていただければというふうに思います。

もし、判定人の皆さんから御意見がございましたら。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、保育園整備事業についての作業を終了といたします。どうもお疲れさまでした。

55分から幼稚園の事業に入りたいと思います。5分ほど休憩をさせていただきます。

(休憩 午後 1 3 時 5 0 分)

事業番号5番 幼稚園施設管理事業

(再開 午後 1時55分)

○コーディネーター (荒井英明)

それでは、事業番号5番、幼稚園施設管理事業について作業に入ります。

事業概要について御説明をいただきます。5分程度で簡潔にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○担当課 (星野輝子)

お願いいたします。

事業番号5番、幼稚園施設管理事業の概要説明をします。

27ページを御覧ください。

背景としまして、幼稚園は学校教育法第22条により幼児の健やかな育成を目指し、教育活動を推進するために運営しております。安城市の振興に伴い、昭和27年度の安城幼稚園開園から人口が急増した中心地に4カ所の公立幼稚園を開園し、幼児教育を行っております。近年では私立幼稚園や保育園等に、保育料が高いとか働いていないなどの理由で入園できない世帯の補填的役割も担っております。

目的は、就学前教育を行うための園具や教具等を整備して教育環境の充実に図り、園児の心身の発達に応じた幼児教育を円滑に実施することです。

対象は、公立幼稚園4カ園における園児に対する集団教育です。

実施方法は直接実施を行っております。

次に、内容についてですが、3歳児から5歳児に対し、集団生活を通じて就学前教育を推進しており、教育に必要な消耗品及び備品等の購入並びに水道、光熱費等の支払い等を行い、円滑な運営を図っております。また、園児が安心して楽しく学ぶことができるよう、安全で衛生的な教育環境を維持しております。

実施状況としましては、平日の午前8時半から午後2時半、年間保育日数は平成24年度は200日でした。平成25年度の入園児童は828人で、充足率は82.7%です。定員が3歳児が1学級28人、4、5歳児は1学級35人ですので、各学年で充足率は異なり、3歳児については申し込みが多くて抽せんしている園もございます。

次に、28ページのシートを御覧ください。

コストにつきまして、事業費は園児数の増加に伴い年々増えてきていますが、人件費の増減は平成23年度は31学級、そのほかの年度は30学級で実施したことによるものの差でございます。人件費において40.68人は正規職員数です。そのほかに、臨時職員を事業費内の賃金で雇用し、保育を行っております。

事業実績としまして、平成24年度の公立幼稚園4カ園の延べ入園児童数は9,814人、園児1人当たりの必要経費は3万8,120円でした。

事業成果としまして、第7次安城市総合計画において、幼児教育に対する満足度アンケートで満足度93%以上を獲得することを成果目標としています。平成23年度の成果指標は満足度97%でした。

事業の自己評価についてですが、市民にとって幼稚園を身近な存在として感じていただけるような取り組みを各園で行っております。園開放では1,246人の利用があり、軽度障害児の受け入れについては平成24年が84人だったところ、平成25年度は101人に増加しております。より多くの市民に幼稚園が利用され、満足度につながっていることと思います。また、各園では保護者アンケート調査やPTA役員と地域の有識者による幼稚園評価を実施し、4園ともよいという評価を得ており、適正な運営ができていることと思っております。

今後の課題としまして、4・5歳児の充足率が上がっていないことから、充足率を上げるために預かり保育の実施について検討していきます。また、国の子ども・子育て新制度を踏まえた任意抽出調査を進める中で、私立幼稚園との関連性と公立幼稚園のあり方を検討していく必要があると考えております。

以上で説明を終わります。

○コーディネーター（荒井英明）

御説明ありがとうございました。

やはり、ちょっとここの事業も、前提条件として、初めに私から幾つかちょっとお聞きしますけど、まず、私立の幼稚園は9園あるんですか。

○担当課（星野輝子）

はい、そうです。

○コーディネーター（荒井英明）

私立の幼稚園に対する指導という言い方もおかしいですけど、支援、例えば保護者への私立幼稚園の就学奨励費補助金とか、預かり保育に、預かり保育への補助金は出されて。

○担当課（星野輝子）

出していないです。

○コーディネーター（荒井英明）

出していない。

そのほか、例えば運営費の補助金とか、幼稚園に対する支援、保護者に対する支援の窓口の公立幼稚園運営のセクションと一緒にということによろしいですか。

○担当課（星野輝子）

はい、そのとおりでございます。私学補助のほうを担当して出しております。ほかの支援のほうは少ししてないです。

○コーディネーター（荒井英明）

そういうことだと、やっぱり私立幼稚園のサービスの中身も御存じだというふうに思うんですけど、この4園の公立幼稚園と私立幼稚園にサービスグレードの違いというのはどのくらいありますか。先ほどの保育園はあるはずがないという前提で聞いたんですけど、幼稚園の場合にはあって当然ですよ。ここはどのくらいサービスの違いがあるんでしょうか。

○担当課（星野輝子）

比較できる内容がよくわかりませんが、私立幼稚園のほうでは預かり保育を実施しております。公立幼稚園はしていません。あとのサービスの部分では、クラブ活動で水泳教室とか体操教室とかいろいろなクラブのところで幼児教育のところを力発揮されておりますので、そういうサービスで、公立はしていないという違いはあります。

○コーディネーター（荒井英明）

そうすると、総じて全体的に私立幼稚園のほうがサービスのグレードが高いというふうに考えてよろしいということでしょうか。

○担当課（星野輝子）

そうですね。

○コーディネーター（荒井英明）

はい、わかりました。

それでは、仕分け人の皆さんから御質問、御意見等をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○仕分け人（杉浦光子）

もし知ってみえたら教えていただきたいことなんですが、シートの比較参考値というところを見ますと、刈谷市だけが幼稚園のほうが、公立幼稚園が16園もあるんですね。安城市は4園と。それから、近隣の市を見ても、少ないですよ。そうすると、働く女性が増えているのに、幼稚園が16もある刈谷市というのは、延長だとか保育園のような内容でやってるんでしょうかね。

○担当課（星野輝子）

詳細はわかりませんが、預かり保育を一、二園開園されているところはあり、一、二カ所ですがやってみえる、これはあります。公立幼稚園のところ。

○仕分け人（杉浦光子）

やっている。

○担当課（星野輝子）

公立幼稚園のところ。はい、そうです。

○仕分け人（小森義史）

先ほど、サービスの質が違うというお話があったんですけども、私立の幼稚園と公立の幼稚園に対する費用の税金の入り方の違いというのはあるんですか。同じなんですか。

○担当課（加藤浩明）

お答えさせていただきたいと思います。

税金の違いということで、いわゆる一般財源の投入額の違いということになるかと思いますが、公立幼稚園のほうは年間で38万1,600円ほど、こちらが年間になりますけども、民間のほうに対しては、先ほどコーディネーター様のほうからも少しお話が出ましたけども、私立幼稚園の就学援助、こっちのほうだけが補助金で出ておりまして、逆にそこらが高くなりますので、延べ人数の1人当たりが6万900円ということになりますので、年間に直しますと73万円ほど、こういった額になっております。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

6 万円って、年に 6 万円ということ。

○担当課 (加藤浩明)

いえいえ、6 万円です。

○コーディネーター (荒井英明)

月 6 万円なんですか。

○担当課 (加藤浩明)

はい。1 人、延べ当たり。1 人当たり。

○コーディネーター (荒井英明)

月 6 万円なんですか。

○担当課 (加藤浩明)

月 6 万円。はい。

○コーディネーター (荒井英明)

ということは、私立幼稚園の就園奨励費補助金というのは、上限額をはるかに超えて、国庫補助の上限額をはるかに超えて助成しているということなんですか。月 6 万円なんて、だって保育料より高いじゃないですか。幼稚園に払う以上に、そういうことなんですか。

○担当課 (加藤浩明)

就園補助の総額については 1 億 7, 000 万円ほど出しておりますけども、それに対して国庫補助のほうは 3, 000 万円をいただいております。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

それを 2, 300 で割ってるんでしょう。2, 300 ということは、実入所児の数でしょう。

○担当課 (加藤浩明)

はい。すみません。2, 320 人というのは実人数でございます。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

だから、それで割れば 6 万円。

○担当課 (加藤浩明)

そうです。6 万円ということで。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

だから、年間 6 万円でしょう。

○担当課 (加藤浩明)

訂正させていただきます。どうも大変失礼をしました。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

もう一回言ってみて。公立が 38 万円です。

○担当課 (加藤浩明)

そうですね。もう一度述べさせていただきます。

公立幼稚園のコストといたしましては、税金のほう、年間 1 人当たり 38 万 1, 600 円、それから民間の幼稚園に対しましては、就学補助の援助だけを支出しております、そうし

ますと、1 人当たり年間で 6 万円という形になります。申しわけございません。

○仕分け人 (小森義史)

さらに、今の話だけを聞くと、サービスのほうは民間のほうがよくて、税金も少ない額しか入ってないと。ただ、保育園の場合は父兄の負担は同じ、公立だろうが私立であろうが。ですけども、幼稚園の場合はこれ、差があるんですか。

○担当課 (星野輝子)

ちょっと具体的にどんな差をお話ししていいかわからないんですが。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

年間負担額。

○担当課 (星野輝子)

年間負担額の差ですか。

○仕分け人 (小森義史)

例えば、私立の場合だと入園料が要るけども、公立の場合は入園料は要らないとか。

○担当課 (加藤浩明)

そうですね。例えば、公立の場合、今のお話ですと、入園料は全くございません。ただ、私立に関しましては、一番低いところで、把握しているところで 1 万 5,000 円、それから高いところで 3 万円ほどになるかというふうに考えております。これが入園料ということでございますね。

○仕分け人 (小森義史)

結局、その辺の費用とサービスと親の負担を含めて総合的に判断して、公立で幼稚園をやる意味というのはどこにあるかということを確認させていただきたい。

○担当課 (星野輝子)

先ほども申しましたが、私立幼稚園が高くて入れないという方が公立園に来てみえる方もみえます。お母様が選んで行くというところで、多くの選択肢の 1 つになっているというところですよ。

○仕分け人 (小森義史)

実施の背景のところに書いてある私立幼稚園・保育園にさまざまな事情で入れないという子たちが。それであれば何かもう親に対する収入とかということ、補助とかという形で変える方向はあるんじゃないですか、そういう親に対しても。

○担当課 (星野輝子)

それが私学補助のほうで収入に合わせて補助しておりますので、その金額が平均すると 6 万円になってしまいますが、収入に合わせて補助しておりますので、いろいろです。

○仕分け人 (小森義史)

それでも公立のほうの方が安いということですね。

○担当課 (星野輝子)

はい、そうです。

○コーディネーター (荒井英明)

それは、もしかしたら多分に先ほどの保育園のときもあったかもわからないけど、多分に市民の方が、公立のほうが安いんじゃないかという先入観があるんじゃないですかね。というのは、これは私、安城市さんなんかの地理的な事情はよくわからないですけど、幼稚園ってそんな遠くに行かないですよ。やっぱり近くの幼稚園に行くのが一番親御さんも保護者の方も便利だと思うので、選択肢は、保育料が高いか安いかが選択のベースというのは、それはエリアの境目ぐらいの人はそうなのかもわからないけど、一般的には公立か私立かをどう選択するかというのは、エリア的な問題じゃないかなと思うんですけど、いかが。本当に安いほうへ行くということなんですかね。

○担当課 (星野輝子)

おっしゃられますように、就園奨励費のほうを知られないお母さんは、あるということはおわかってても、実際には知られず入園されてるお母さんたちもみえるのかなということ、そのお金も最後に返ってくる。最初は御自分で支払わなくてはいけないというシステムも、その理由にはなってるかなと。

それと、公立園が安くて安心という部分が、それは一般的な先入観になっていると先ほどおっしゃりましたが、そういう市民の方の理解のもとかなと思っております。

○コーディネーター (荒井英明)

私がフォローするのもおかしいんですけど、この就園奨励費、先ほど御説明になった 2,300 人に 1 億 7,000 万円というのは、これは全国でももうほぼトップクラスの助成だというふうに思いますよね。国庫補助ベースでは、さっきお話にあった 3,000 万円ぐらいですから、基準額ベースでいくと、あれは、今、3 分の 1 でしたっけ。だから 9,000 万円ぐらいですから、ベースとしては 9,000 万円ぐらいですから、国庫ベースのほぼ倍の支援をされているということですので、私立の幼稚園への就園補助はトップクラスですね。

公立幼稚園も手厚くやってらっしゃって、私立幼稚園にも手厚い補助をしていると。それにしても年額 6 万円ですね。先ほど、保育園の話とも関係すれば、保育所はもっと財政負担がかかっていると。

それで、今度平成 27 年から新システムができて、保育の必要時間がもっと分割される。幼稚園で今まで保育に欠けるという言葉を使ってましたけど、幼稚園で保育をできる、保育を受けなきゃいけない子も幼稚園でできるだけ受け入れたらどうかと。幼稚園と保育所の垣根をもう少し下げたらどうだという、こういう議論がされている中で、財政負担を考えれば、もっと保育が必要な児童を幼稚園で受け入れ数を増やすことによって、全体の児童に対する財政負担が減るんだらうというふうに一般的には言われているんですね。

その背景から考えると、今の時点で公立保育園で預かり保育を実施していない、平成 27 年にそういう子たちが幼稚園へ来るだろうという前提が予想がされているにもかかわらず、今の時点で預かり保育の対応をしていないというのは、この辺はちょっと準備おくれと言わざるを得ないと思うんですけど、御担当はどういう認識をされているんでしょうか。

○担当課 (星野輝子)

御指摘のとおり、今まで通園している幼稚園の保護者のニーズを把握して、そこからの利用状況で、預かり保育って本当に必要という検討はしてきて、今現在の利用者なので、それほど必要度を感じてきていなかったのが現状ですが、今の時点というか、これだけニーズがいろいろ必要とされる時代に、現在、次から広げていきたいという思いの中で、近隣市の状況を聞いたり、保護者の本当の気持ちを聞いたりというところで、預かり保育については現在検討しておりますので、はい。

○コーディネーター（荒井英明）

それで、今の御説明にもあったんですけども、今、幼稚園に通ってみえる保護者に預かり保育のニーズはあるんですかと聞いたのでは、やはり平成27年度以降の新システムには対応できないと思うんですね。今、保育所に入ってらっしゃる方に、幼稚園で預かり保育をやったら幼稚園を使いますかと、そういうやっぱりニーズ把握を早くして、そして対応できるようにしないと、そういう時期じゃないかというふうに思うんですね。

そういう中で、今、幼稚園そのものにキャパシティーはあるんですか。例えば、保育が1日3時間、午後1時から4時までの3時間保育をしてもらえば、担えるというニーズがあったとしたら、それは幼稚園に受け入れができるんですけども、その枠というか、そういう方が例えば100名ふえちゃったら幼稚園パンクしちゃうのか、枠としてはどのくらいキャパシティーはあいてるんですか。

○担当課（星野輝子）

幼児人口とかそういう部分には換算したり、それから現在の通園児の状況で見えてきますと、それほど今から増えていくという問題ではないので、それぞれの園で保育時間の延長を考えたときには、職員の対応もでき、保育室の対応もできると考えております。

○コーディネーター（荒井英明）

というか、具体的に、例えば今すぐ何千人かわからないけど、今、定員に、今、預かっている児童が何人いると。単純に言えば、そこのすき間は、保育が必要な子たちが増えても受け入れができるというふうには単純にはいかないと思いますけど、その定員と現在の利用者数の差というか、そのキャパシティーの枠のあきは今どのくらいあるんですか。

○担当課（星野輝子）

そうですね、200ぐらいのあきがあるので、はい。

○コーディネーター（荒井英明）

そうすると、やっぱり200名分は保育所の建設が、さっきあれだけコストがかかる保育所の建てかえが200名分ちょっとおくれても、その分、公立幼稚園で受け入れるキャパシティーがあれば、逆にこの全体としては効果が出るかもわからないんですよ。向こうは何億円もかかった上に、受け入れた子どもに対して、年間何十万円もかかる。だけど、幼稚園は数万円で済むということであれば、そういう効果も出ると思いますので、これはぜひ今後の参考に。

○コーディネーター（荒井英明）

ほかには。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

公立の 4 園と民間の 9 園の地域的な偏在というのはあるんですか。偏在というか、地域的なダブリというのは。

○担当課 (星野輝子)

公立幼稚園は本当に安城市、中心地に集約しておりますし、民間幼稚園のほうは全域にわたってありますが、やっぱり中心市街地に私立幼稚園も多く集まっております。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

例えば、安城幼稚園の場合ですけれども、これですと、てらべ幼稚園とそれから大学付属幼稚園、短大付属幼稚園ですか、かなり至近な距離にありますよね。これだと、何かね。しかも民間のほうは定員割れしてるんですよ。要は、公立幼稚園のほうが民間の幼稚園に通う人たちの数をぶんどっちゃってる感じがするんですよ。要は、民業を圧迫してるんですよ。

もう一つ、これは東栄幼稚園といいますか。東栄幼稚園と石橋幼稚園とともえ幼稚園、これも至近な距離にありまして、これも民間幼稚園は定員割れしているわけです。

そうやって、やっぱり先ほど冒頭あったように、人口急増地区にあったので設置しましたと。でも、どっちが先だかこれはよくわからないんですけれども、先か後かわかりませんが、民間の幼稚園が進出してきているわけです。だったら、民間の方が一生懸命頑張っているのを公立が阻害するようなことがあっちゃいけないんじゃないかなと思うんですよ。

先ほどの小森さんの質問の中で、いわゆる年間の保護者の負担が大分違いますよというふうに言ってますけれども、その中ではバス代の負担が結構高いものが入っているわけですよ。公立はバスの運営がありませんよね。民間はバスの運営がある。それはサービスを提供しているからですよ。使わなければバスは要らないわけですよ。それだけ近いところにいるんだったら。そういうフィフティー・フィフティーの関係でコストの違いはこうですよとかいうことを説明していただかないと、何か民間の負担が多いんだけど、公立の負担は安くていいですよというような錯覚を市民の皆さんに与えてしまうのかなというふうに思うんですよ。

その辺で、もうちょっと行政のほうとしてしっかり市民の皆さんに説明していくのに、例えば、公立のほうに約 3 億円一般財源を投じているわけですよ。その 3 億円がなければ、民間の幼稚園のほうにずっととは言いませんけれども、一定程度支援して、できるだけ保護者負担を下げてくださいと。今も高い補助金出しているんですけれども、さらに一定期間は安くして、できるだけ幼稚園のほうの整備ができるもの、あるいは認定こども園の制度ができるまでは何とか民間のコストを下げ、できるだけ多くの人が使えるようにしてくださいということは可能なわけですよ。そういう検討はしてませんか。

○担当課 (星野輝子)

それについては、今後の国の新制度に合わせてニーズ調査を行い検討していくという方向にあります。おっしゃられるとおり、幼児人口はどんどん減っていきますし、それから、区域によって人口減少が考えられる地域もあります。でも、ゼロ歳から 2 歳の保育ニーズ

はとても高まっていて、その設置とか拡充の計画はやっぱり今後進めなければいけないことと考えております。

○仕分け人（川嶋幸夫）

人口急増地区に新たに幼稚園をつくったということは、都市部にそういう需要があったと。都市部に需要がある方というのは、どちらかというともまだ就業を継続していきたいというような意識を持っている方がたくさんいると思うんですよ。それは、低年齢児のあたりのしっかりした保育事業なり幼稚園事業があるわけですね。そうすると、認定こども園ですとか新しい制度にできるだけ切り替えていく中で、そのところに行政が一定の支援を出していくとか、そのニーズに合わせた新しい保育園、幼稚園ニーズ、需要に応じていくことをこれから検討してもらわないと、もう遅いかもしれませんが、できるだけ早く見直していかないと、安城市の子どもにとっていい傾向にならないのかなと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

○コーディネーター（荒井英明）

判定人の皆様に評価シートのほうに御記入を進めていただきたいというふうに思います。

ちょっと私立幼稚園の話でちょっとお話ししますが、先ほど公立保育園にはキャパシティ、児童数で割ると4園200人程度、これすごい人数ですけど、事前にいただいた資料を拝見すると、私立の幼稚園でも9園で150人ぐらい、うたっている定数と実際に入っている児童の数に差があるんですね。これはやっぱり私立幼稚園というのは、営利を目的としてはいけないのかもわからないですけど、やっぱりあきがあれば経営状況が厳しくなっていると思うんですよ。これは全国的に言われているんですけど、保育ニーズが高まってきて保育園を整備しなきゃいけないという状況になっているんですけど、全体の子どもは減ってますから、いきおいどうということになるかという、私立幼稚園の経営が厳しくなると、こういう流れになっているんですけど、やっぱり安城市さんの私立幼稚園もそういう状況になっているのでしょうか。

○担当課（加藤浩明）

全体とは申し上げませんが、一部やはりそういったのがございます。

その要因を少し考えてみますと、先ほど川嶋様のほうもおっしゃられたんですけども、割とまち部で公立保育園、それから公立幼稚園もあってということで、少しやっぱり競争意識というんですかね、それから市民の方も、昔からの、どちらかという、やっぱりこの地域全体がそうだと思いますけれども、まだまだやっぱり公立というちょっと意識もございまして、そういったところで、そういった近接してたりだとか、競争が高いようなところだと、私立のほう、定員割れしているようなところがございます。

○コーディネーター（荒井英明）

私立幼稚園は皆さん、幼稚園バス持ってらっしゃって、機動力はあるわけじゃないですか。その辺を、例えば都市部に幼稚園バス走らせなさいよとか、認定こども園をやれば、都市部に住んでいる保護者が、バスで送り迎えしてくれれば認定こども園に預けますよと、そういう御指導はまだなされてないんですか。

○担当課 (加藤浩明)

認定こども園は保育園事業のほうでございますけども、認定こども園についてはそういった指導をしております。

○コーディネーター (荒井英明)

現在ではまだとってない。

○担当課 (加藤浩明)

2園ございます。

○コーディネーター (荒井英明)

よろしいでしょうか。

それでは、先に、仕分け人皆さんの評価からいただきたいというふうに思います。

公立幼稚園の施設を管理するというこういう部門でございますが、ここで不要という御判断をされるということは、イコール公立幼稚園が不要という、こういうことにつながるという前提で御判断をいただきたいと思います。

それでは、挙手により御判断をいただきたいと思います。

幼稚園施設管理事業につきまして、不要と思われる方、挙手をいただきます。1名。

ゼロベースで見直すべきとお考えの方。3名。

実施主体を見直すべき、要改善とお考えの方。1名。

ここは割れましたが、仕分け人は判定としての結論はゼロベースで見直すというこういう結論でございます。

ちょっと集計までの間、コメントをいただきたいと思います。

小森さん、じゃ、ゼロベース。

○仕分け人 (小森義史)

そうですね。2つあると思うんですけども、保育園と幼稚園を少し一体化で総合的に見直すということが必要かなということと、それから、やっぱり公立の幼稚園と私立幼稚園の役割分担、特に公立幼稚園の役割というのをどう考えるかというのははっきりさせるといふ必要かなと思います。

○コーディネーター (荒井英明)

村林さん。

○仕分け人 (村林聖子)

今、言っていたことがあるんですが、あと、資料のほうには障害を持った子どもの受け入れが結構数が公立のほうは非常に多いということが出ていますので、その意味でも、なぜ公立なのかということをやっぴり見直す必要があるんじゃないかなというふうに思います。

○コーディネーター (荒井英明)

ドラスチックに不要という御判断の川嶋さん、なぜ公立園は不要と。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

判定基準の中で、公立が要らないということだったら不要ですよという御説明あったん

で、不要にさせていただきました。

要は、民間では定員割れを来している中で、公立が民間を圧迫しているというようなことは、この社会的な事業の中ではあってはいけないのかなというふうに思いますし、財政的な負担を考えたときに、あるいは市民の負担を考えたときに、公である必要性はないのかなという意味合いです。

それと、サービスの水準も全く同じとは言いませんけれども、民間のほうが特色ある幼稚園運営をされてるわけですね。公立は既定のカリキュラムがあって、余り特別なことができない。お話があったようにクラブ活動を実施することも非常に難しいだろうし、預かり保育をするにしても、関係者の協力を得ていくにも非常にハードルが高いかないというふうに思うと、やっぱり民間の活力を使って市民の皆さんにいいサービスを提供していただくのがいいのかなと思います。

○コーディネーター（荒井英明）

ありがとうございました。

市民判定人の皆さんの御判断が集計できましたので、御報告を申し上げます。

20人の方の判定でございます。

不要という御判断が1名、ゼロベースで見直すべきという御判断が9名、実施主体を見直すべきという方はゼロ、要改善は8名、現行どおり拡充というのは2名ということで、判定人の皆さんの御判断も、これも仕分け人と同じ、ゼロベースで見直しというこういう判断でございます。

不要が1名出たというところも、非常に仕分け人の判定と似ております。

若干コメントを御紹介させていただきますけど、預かり保育を早く実施すべきというのは、これはゼロベースで見直しというところの理由に書いてございますので、これは公立園でやるということと、それから私立幼稚園で、特に私立の幼稚園と認定こどもを進める方向でいったらどうかと。それから、補助金について、父母の年収等は関係なく、ない部分については見直しが必要なのではないかと。こういう下駄があるんですかね。一律3万円とか出さないんですか。

○担当課（加藤浩明）

そういうのはありません。

○コーディネーター（荒井英明）

そういうのはないんですか。なるほど。もしあったら、それは見直していただきたいと。

それから、市は保育園のほうにシフトすべきで、幼稚園は民間に任せるべきであるとか、民間で実施できることは民間で積極的に任せるといってこういうお考えがございませう。

それで、1点、非常に、ゼロベースで見直しの中で、鋭いというか、極めて、我々も気づかなかった指摘がありますが、川嶋さんのお考えに似ているかもわからないですけど、公立でもし預かり保育をやったら、公立に申し込みが多くなってしまふ。だから、公立でサービスグレードを上げるべきではないというこういう意味なんでしょう。公立でサービスグレードを上げるべきでないということは、やっぱり最終的に公立は手を引いてもいいん

じゃないかというこういう御判断ではないかなというふうに思います。

やっぱり全体的な意見としては、保育の延長保育へのニーズに対応すべきという考え方だと思います。

全体を整理させていただきますが、新システムへの移行の準備の段階で、これは市の方針によってニーズが保育園へがらっと行くか、そのニーズを幼稚園で受け入れることができるかどうかというは、これは、私は行政サイドのリードというか、判断にかかっているところだというふうに思います。これは、多分に議論の中の線とちょっとずれるかもわからないですけども、公立で200人、私立で150人程度、さらに受け入れが可能な枠が幼稚園サイドにあるのであれば預かり保育の拡充、それから認定こども園への移行を進める必要があるのかなと。特にその中では、川嶋さんからも御意見がありましたけども、公立のあり方というのを、公立幼稚園のあり方というのをここで一つ考えるタイミングなのかなというところがございます。公立が積極的に出ていって、せっかく育った私学の、私立の教育機関を廃園に追い込む、それを、公立園があるからせっかくの民間の教育資源をそういうことに追い込むということになるようであれば、やっぱり先に撤退するのはやっぱり公立幼稚園なのかなというのが全国的な流れだというふうに思いますので、公立が公立がと出ていくと、この場合、幼稚園の場合は私学が撤退しますので、それは市民全体としての利益にはつながらないのではないかなというのが全体の皆さんの意見なのではないかなというふうに思います。

ぜひ、新システムへの移行をにらんで準備を進めていただければと思います。

以上をもちまして、幼稚園施設の管理事務についての作業を終了させていただきます。どうもお疲れさまでした。

○全員

ありがとうございました。

○コーディネーター（荒井英明）

若干休憩をとらせていただきまして、14時50分から次の事業に入りたいと思います。よろしく願いいたします。

（休憩 午後14時40分）

（再開 午後14時50分）

事業番号 6 番 雇用対策定着事業

○コーディネーター（荒井英明）

よろしいですか。

それでは、ちょっと予定よりも若干早いですけれども、判定人さんの皆さんもお戻りのようですので、次の事業に入りたいというふうに思います。

○コーディネーター（荒井英明）

事業番号 6 番、雇用対策定着事業について作業に入ります。

事業概要について御説明をいただきます。5分程度で簡潔に御説明をお願いいたします。

○担当課（山中詔雄）

商工課長の山中と申します。きょうは係長の長坂と専門主査の新村が同席をさせていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、31ページ、事業シートを御覧いただきたいと思います。

雇用対策定着事業でございます。

事業の背景、目的、対象でございますけれども、資料にありますとおり、平成のバブル経済の崩壊以後、コスト削減のための企業によります正規雇用の抑制や派遣労働者の増加に伴いまして、近年では労働者全体の3割を超える人々が非正規雇用という状況となっております。

こうした雇用形態の状況から、就職希望者を対象に、安定した雇用や就労の促進、定着を図っていくため、若者のニート対策、離職者の雇用促進につながる事業を実施いたしております。

実施事業につきましては、市が直接実施するものと団体へ委託するもの、事業実施者に対して補助金を交付するものがございます。

事業の内容でございますが、資料がございますとおり、6つの事業を実施しております。

まず、若年者等就業支援事業でございますけれども、これは、学生を含む若者を対象に、愛知県及び愛知県の労働協会との共催で、ヤング・ジョブ・キャラバンという名称での就職相談、職業適性診断、セミナーの開催、また就業を希望いたします本人とともにその親も対象としたセミナーも開催いたしております。

次に、地域若者サポートステーション事業でございますが、これは厚生労働省から事業委託を受けておりますNPO法人育て上げネット中部虹の会に臨床心理士による相談、職業人セミナー、就労体験、職場見学など就労支援につなげる事業を委託しているものでございます。

次に、安城市地域職業相談室でございますけれども、安城市を管轄いたしております公共職業安定所は刈谷市にございますが、安城市民の利便性を図るため、国と市の共同運営によりまして、平成20年7月からふるさとハローワークとして安城市役所西会館内に設置をしております。ハローワーク職員による職業相談や紹介、それから求人情報閲覧用の求人探索機を設置いたしまして、求職支援を実施しております。

次に、雇用対策事業補助金でございます。こちらにつきましては、安城市商工会議所が

実施をしております就労促進事業に対しまして補助金を交付しているものでございます。

補助対象事業としましては、高校、大学の就職指導担当者と企業との情報交換会の開催、近隣市との合同企業説明会、企業ガイドブックの作成、事業者向け研修会の開催などとなっております。

次に、愛知県建設組合連合の技能専門校への補助金でございますけれども、この専門校は、大工、左官、造園などの技術の習得並びに技術向上を図ることを目的に設置されました訓練校で、構成をいたします17市町でその費用の一部を負担しているものでございます。

最後に、雇用促進助成金事業補助金でございますが、これは地域雇用創出といたしまして、離職者の市内企業への就職を促進するために、市民を常用労働者として雇用した場合に事業者に対し、雇用者 1 人当たり 30 万円を補助金として交付するものでございます。

次に、事業シートの 2 枚目、32 ページでございますが、事業費につきましては平成 24 年度実績といたしまして、事業費内訳のとおりとなっております。

中段の事業実績としましては、活動指標に地域若者サポートステーション事業での新規登録者数、それと地域職業相談室の求人探索機利用者数を設定しました。単位当たりのコストにつきましては、事業費を各人数で除した金額を記載しております。

事業成果でございますが、サポートステーション事業での進路決定者数、地域職業相談室での就職件数を記載させていただきました。

事業の自己評価でございます。今後の事業の方向性といたしましては、引き続き就業支援の対象者として若年層のニートなど無業者につきましては、地域若者サポートステーションで、また地域職業相談室では多様な求職者を対象に支援をしていきたいと考えております。

比較参考値では近隣市での状況を記載させていただき、また、特記事項におきましては、これまでの事業の実施状況を記載させていただいております。

33 ページ、委託対象団体シートでは地域若者サポートステーション事業につきまして、また 34 ページ、補助対象団体シートについては 3 つの補助事業について記載をさせていただいております。

35 ページから 41 ページまで資料がついてございますが、こちらにつきましては、補助事業の補助金交付要綱となっております。

雇用対策定着事業の概要につきまして、事業について説明をさせていただきました。よろしく願いをいたします。

○コーディネーター（荒井英明）

御説明ありがとうございました。

御説明をいただいたんですけども、ちょっとよくわからないのが、どういう状況になったらこの事業に効果が出たという判断ができるのか。確かに何らかの形で就業者雇用対策に対する対策はとってらっしゃるんだらうなというところまではわかったんですけども、一体、例えば失業率が何%のものが何%になったらこの効果があったと考えられるとか、

そういう具体的な状況というか状態というか、客観的な指数をもってこの事業の効果というのは図れないのでしょうか。

○担当課（新村誠）

今おっしゃられた失業率とかそういった雇用の助成に係る数値につきましては、全国の数値が出ております。なかなか安城市単独のそういった失業率とか離職者の数ですとか、そういったものを出すのは非常に難しくなっている状況でございます。

あと、雇用の情勢といいますのは、当然、そのときどきの景気の状態に左右されたりとか、あとは教育だとか福祉とかさまざまな分野において数値というものが左右されるものでございますので、率が下がったから雇用に対してよくなったというような認識は持っておりません、です、ので、こちらの事業の指標としてとらせていただいているのは、何人就職できたか、何人進路が決定されたかというものを指標としてとらせていただいております。

○コーディネーター（荒井英明）

結果的に何人就職したかというのが指標だということなんですけど、例えば、地域若者サポートステーションでは年間何人を目標にしようかという目標は特に持ってないんですか。

○担当課（長坂晃）

特に目標は設定はしておりません。

○コーディネーター（荒井英明）

それでは、仕分け人の皆様から御質問、御意見等いただきたいと思っております。

○仕分け人（小森義史）

今のやつに関連して、例えば、これ、事業がそれぞれ違うので、例えば今でいうサポートセンターであれば、潜在需要はどれぐらいあるかということのかな、それに対してどれぐらいの目標で結果がどうだったということで初めて評価できる。それに対して、これ500万円ぐらいですかね、かけてます。それが、なんですけど、これは実績はわかりますけど、やった意味があるのかどうか、目標もなしにやっているというのはちょっと。お金も、じゃ、500万円というのは妥当なのかどうか。その目標を達成するためにもこれが妥当なのかどうかも、ちょっと評価が、というか、全然わからないんですけど。

○担当課（新村誠）

安城市は、この地域若者サポートステーション事業につきましては、こちらの事業シートのほうには、ニート、フリーターを含むということで若年者の就労支援のほうを行っているわけですが、先ほどのちょっと申し上げましたように、全国的なニート、フリーターの数というものは私どもも把握しております。それで、全国的には、今かなり、ニートでいうと約60万人台で推移をしているところでございます。

ただ、じゃ、その60万人というものがニートの対象とする年齢の率でいきますと、近年でいきますと、ずっと上がり続けてる状況でございます。です、ので、必要性というものを感じて、この国の委託事業と市の委託事業としてこの地域若者サポートステーション事

業というものを実施しているところをごさいますて、それに対する、おっしゃられる評価、成果というものがどうあらわれてきているかというものは非常になかなか見えにくいところをごさいます。

○コーディネーター (荒井英明)

その御説明だと、日本国内のニートといった60万人を減らしたいんだというなら、これだって国の仕事ですよ。安城市さんが安城市民の皆さんの税金を投入して実施されるという事業であるのであれば、安城市内の状況がどう変わるかというのが安城市民の皆さんの税金を投入する効果であって、国内全体しか数字がないからわからないというのであれば、やっぱりこれは国の事業、国がやるべき事業だという判断につながると思うんですけど、やはり安城市民への効果というのはどういうふうに捉えたらいいんでしょうか。

○担当課 (新村誠)

すみません。先ほどの説明がちょっと説明不足で申しわけなかったんですが、数値としては、やはり国の数値しかごさいますので、それを安城市に置きかえた場合というのは、数値を試算ですが出しております。それでいきますと、平成24年のニートの数その対象となる人数に全国のニートの割合を掛けますと約1,000人、1,042名というふうになっております。

それに、私どものほうでその年齢別の人口を出させていただいているものが、10月1日の国勢調査等いろいろデータがごさいますので、ちなみに平成22年でいきますと、同じような計算をさせていただきますと936人、平成17年でいきますと1,016人ということで、1,000人前後で推移をしているものでごさいます。

○コーディネーター (荒井英明) 川嶋さん。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

ここは、職業安定所は刈谷市と安城市が管轄区域なんですか。職安の管轄区域というのはどこなんですか。

○担当課 (新村誠)

刈谷市のハローワークの管轄です。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

職業安定所の管轄区域は、安城市の管轄区域はどこにあるんですか。

○担当課 (新村誠)

安城市の管轄区域はハローワークというものでいきますと刈谷市のハローワーク管内になります。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

それじゃ、その刈谷市のハローワークの管内の失業率ですとか、いろんな募集をかけてる企業の要求ですとか、そういう数値というのはあるわけでしょう。

○担当課 (新村誠)

刈谷市のハローワーク管内での有効求人倍率というの把握しております。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

それはどのくらいなんですか。

○担当課 (新村誠)

これが、最新のもので平成25年の6月でいきますと、刈谷市のハローワーク管内でいきますと1.32でございます。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

1.32ね。

で、失業率とかそういうのは出ていないんですか。

○担当課 (新村誠)

失業率については、ハローワーク管内という数字はちょっと私どもは把握しておりませんで、愛知県内の失業率としては3.4%というものが最新の数字として。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

全体ですね。

○担当課 (新村誠)

愛知県ですね。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

県内の全体の失業率ですね。

そのうちの若者、15歳から25歳までの若者の失業率の数字というのはどうなってるんですか。

○担当課 (新村誠)

若者の失業率については、すみません、ちょっと今、手元に数字を持っておりません。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

さっき言った有効求人倍率の1.32のうちの若年者の割合はどのくらいなんですか。

○担当課 (新村誠)

手元に数字を持っておりません。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

求人数というのはどのくらいなんですか。

○担当課 (新村誠)

求人数は、新規求人数としまして4,638件になっております。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

それが、最近では減ってるんですか、増えてるんですか。

○担当課 (新村誠)

求人数は増加傾向にあります。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

刈谷市と安城市では大体同じ取り組みを実施してるんですか。この雇用対策に対して、安城市と刈谷市では同じようなことをおやりになってるんですか。それとも、安城市だけが突出して、刈谷市は余りやっていないけれども、安城市だけはこんなに力を入れているんですよということがわかるんですか。

○担当課（新村誠）

雇用対策事業につきましては、安城市も、きょう御説明させていただきましたように、幾つかの種類の事業を行っておりますので、例えば、刈谷市さんの場合はまた違った種類の事業を行っていたりとか、そういうことはやっておられると思っております。

○仕分け人（川嶋幸夫）

事業のメニューとしてはいいんですが、安城市が力を入れている雇用対策、雇用対策に安城市が力を入れているということは、刈谷市も同じぐらいの水準で力を入れてますよというふうに言えるのか。安城市は、いや、ほかの自治体に比べればこれだけ力を入れてやってるんですよ、だからこういうたくさんメニューをやってるんですよということと、どちらなんですか。

○担当課（新村誠）

すみません。ちょっと他市さんの例えば予算規模ですとかそういったところは手元にちょっと資料ございませんので、今この場でお答えができません。

○仕分け人（川嶋幸夫）

雇用対策というのは、基本的に国や県の仕事なんですよ。だって、仕事に来る人は、安城市の市民だけじゃなくて、周辺の自治体からも来るわけですよ。だから、安城市が一生懸命努力しても、ほかの自治体の住民の方が就業についてしまったら、安城市が税金突っ込んでもその効果というのはいくら知れないわけですよ。ということは、安城市がどれだけ市民の税金を使って、こういう雇用対策をやってるんですよということをもっともっとアピールしてもらわないと、本当に市民の就業につながっているのかどうかというのはいくら知れないわけですよ。

先ほど来、申し上げてるように、愛知県内のほかの自治体に比べて、特に刈谷市のハローワークの管内において、安城市はどれだけ力を入れているんですよと、その結果、継続雇用がこれだけつながってるんですよというその実数を知りたいんですよ。例えば、相談者の数はこれだけ来てますよここに書いてありますよね。相談者のうち就業に結びついたのはどれぐらいいるんですか。あるいは、雇用対策1人30万円出してますよね。その方が継続雇用としてずっとつながってますよというのはいくらいるんですか。それが成果なんですよ。30万円出してますよね、750万円。じゃ、その方たちに、30万円出した、雇用対策として出して、そのまま終わっちゃったのか、いや、そうじゃなくてももうそれ出した後、ずっと就業がつながっていますよと、それが何人ぐらいいるかということをおたは知りたいんです。

○担当課（長坂晃）

32ページの成果指標のところでは就職件数というのを示しております。平成24年度で608件、それから23年度579人、22年度で580名の就職件数がございます。

○仕分け人（川嶋幸夫）

この件数はわかったけど、これが今も継続している数なのか、いや、このときはそうだったけれども、平成24年度が終わったら切れちゃって、25年度以降はつながっていません

んよとか、平成23年度579件あったんだけど、このうち24年度の608人全部がつながったのか、出し入れがあって、増減があって、それで608人になってしまったのか。つまり継続して就業についている方はどのくらいいるんですかということをやっぴりはっきり言ってもらいたいですよ。そうしないと、単発で、そのときだけよくたって継続雇用にはならないわけですよ。

今、一番社会の問題になっているのは、要は短期的な就労は何とか面倒ができるけれども、継続的に就業が持てるかどうかと。特に、少子化の要因というのは、一番大きな問題としては、しっかりした仕事についているかどうかということが大きな問題として言われているわけでしょう。だから、若い人たちがどれだけ就業をずっと継続しているか、しかもそれが正規なのかどうなのかということのをどのように補足しているかということを知りたいんです。

○担当課（新村誠）

こちらの事業シートにございます地域職業相談室における就職件数につきましては、おっしゃられるとおり、追跡の調査をしておりますので、その継続雇用につながったかというものは私ども把握しておりません。

ただ、雇用促進助成金事業補助金、先ほどおっしゃられた1件30万円の補助金なんですけど、こちらについては、まず幾つか要件がございまして、雇用期間の定めのない雇用であることというのが1つ条件になってございます。

あと、補助金の交付は雇用から6カ月の継続雇用をしたものについてのみ補助金の交付をしておりますので、確かに6カ月が長期か短期かという議論はあろうかと思いますが、6カ月間の継続雇用は全てされております。

○仕分け人（川嶋幸夫）

6カ月だけじゃなくて、6カ月過ぎた後も継続して雇用されているかどうかということが重要なわけでしょう、安定した生活を送っていくためには。6カ月間は行政は30万円の支援をするから、何とかつなげました。だけど、6カ月過ぎたら金の切れ目は縁の切れ目というふうに言われるように、じゃ、これでおしまいですよとなっちゃったのかどうか、そのあたりを行政として、この制度が生きているかどうかということを検証していただかないといけないわけですよ。何のための30万円だったのかというのがわからなくなっちゃうわけですよ。30万円出すからには、6カ月という枠を出すのは1つの条件ですけど、それで終わるんじゃないかと、やっぱり1年、2年つなげてもらいたいと。その全体の中の一部は30万円で6カ月出すかもしれないけれども、本当はもっともっとつなげてもらいたいんですよ、企業が活力あるうちはつなげてもらいたいんですよということが行政側からの思いだと思うんですよ。その辺で、現在の継続状況というのは補則されてないんですか。

○仕分け人（村林聖子）

すみません。同じ話なんですけれども、事業名のところに定着という言葉が入っているんですよ。ですから、これに安城市の意思があるんだろうなという期待を込めているの

で、今のような御質問になってくるのかなど。どういうふうに検証されてますか、どういうふうに追跡されてますかということがやっぱり問われるんじゃないかということなんだと思います。

○仕分け人（川嶋幸夫）

すみません。

○担当課（新村誠）

今おっしゃられたように、私ども、補助金補助事業につきましても、追跡調査は行っておりませんので、今後、追跡調査等も行っていきたいとは思っています。

○コーディネーター（荒井英明）

ちょっと厳しい言い方かも知れないですけど、過去、今まで毎年、平成23年度は国の雇用促進対策なのかどうか分からないですけど、平成24年度は特別として、それ以外は毎年2,000万円強の予算がずっとついているじゃないですか。庁内で、役所の中で、効果が何も分からないですと。注射は打ったけど、この注射が病気に効いてるかどうか分からないんですと。だけど、来年も2,000万円分の事業をやらなきゃいけないんですと。この繰り返しで毎年2,000万円ずつって予算がつくものなんですか。今までのお話聞いて、大変失礼だけれども、安城市の市内で雇用が促進されて、村林先生が言うように、定着したという効果がこれだけあったということは全くない、わからない。そもそもわかろうとしていない。この状況なのに、毎年毎年2,000万円ずつその事業をやりましょうよということがつながるものなんですかね。何らかの効果がやっぱり出て、あるんじゃないか、あったはずじゃないですか。そこを御説明ぜひいただきたいんですけど。

○担当課（山中詔雄）

毎年2,000万円の予算ということで今、御指摘をいただきまして、私ども、確かに反省として効果測定というものができてないとおっしゃられる。この場でひどく反省をさせていただくところです。

毎年政策としてこういう予算措置をいただいていたのは事実だと思います。ただ、今後、先ほど申し上げましたように、検証を含めてその事業効果を把握していくように努めていかなければいけないかなというふうに思っております。

○仕分け人（小森義史）

それぞれ6つ、事業それぞれ違うと思うんですけども、それぞれの事業はやらないよやったほうがいいと思うんです。やって効果がないことはない。ただ、今言った、費用をかける効果、金額が、じゃ、2,000万円でもいいのか。さっきサポートセンターで言いましたが、潜在ニーズがこれだけあって、それに対してこれだけを持ってきたい。そのためにこれだけのお金が必要。これだけのお金の結果、こうなりましたよという説明があればわかるんですよ。でも、何となく2,000万円ついているから、また来年もつけますというのでは、効果がわからないんですよ、2,000万円をかけている。そうすると、もうこれ、いっそのこと一遍やめちゃってみたら何か問題があるんですかと言いたくなってしまう。なので、本当にサポートセンター、個人的には必要だと思っているんですね。ぜ

ひやっていたきたいとは思っているんですけど、本当にこれが効果が出ているかどうかということが説明できないと、我々もこれを支援したいとかということがなかなか難しいのかなというふうに、ちょっと。

○仕分け人 (杉浦光子)

この事業6つある中でお聞きしながら感じたことですが、ニートだとかフリーターだとか大変精神的に負担を持っている人たちですよね。それに対応して、地域若者サポートステーション事業なんかには臨床心理士も入れて人件費もかかっていると思うんですが、要するに、そういう自分に負の部分を持っている人たちが、就労体験したり、職場見学したりするということは、一人一人に対してそういうことをさせてるわけで、個に応じた温かい事業だなとは思っていますね。ぜひ必要だと私も思います。

けれども、6つ目の事業の中で、中小企業に決定しました。6カ月以上勤めれば30万円差し上げますよと。この全体予算、ここの予算が750万円あるわけですね。そうすると、年間27件、27人の予算を立てているわけですね。検証って、一体実際には、例えば平成24年度でいうと幾つあったのかとか、そういうことがわからないですね。何件成立したのかとか。

○担当課 (新村誠)

すみません。こちらに記載しております事業費750万円というのは、決算額でございますので、25件です。

○仕分け人 (杉浦光子)

じゃ、随分ある。

○仕分け人 (山本眞志)

すみません。またちょっと若者サポートステーションの話に戻して申しわけないですけども、私もNPOをやっている立場からいうと、きちんとその辺の効果とか、もらったお金に対してこれだけのことをやりましたというのは当然報告書を出すはずなんですよね。なので、ニーズがどういうふうにあって、それに対してどういうことをやって、どういうふうな結果で、これだけ税金かけた結果がありましたよというのは、当然NPO側でつくってるはずだと思うんですよ。それを、出したほうが知らないというのは、ちょっと僕は考えられないんです。

○担当課 (長坂晃)

サポートステーションのほうですと、平成24年度で新規で326名の登録がございます。相談だとかセミナーをやったり、それから職業訓練、診断などありまして、最終的に進路が決定した者というのが233名となっております。これも、31ページの事業成果のほうで記載をさせていただいております。

○仕分け人 (小森義史)

今のところという、先ほどのニートが大体1,000人ぐらいというお話ありましたよね、計算で、仮定の計算で出すと。300人ぐらい相談に来て、233人ぐらいが救われたと。それが1人1万6,000円ぐらいの経費だということですよ、この事実。そうすると、1万

6,000円で若者1人が助かったなら、300人だけじゃなくて、ほかの600人も3倍のお金を出せば救われるのであればということもできるわけですよ。という意味で、500万円とか、500万円かけているのが本当に妥当かどうかということを引きちと検証していただいた上で、来年の事業につなげていただけるといいのかなという。

○仕分け人(村林聖子)

若年者就労支援事業でヤング・ジョブ・キャラバンをやったときに、移動手段の乏しい人にも参加の機会というのを与えることができたというような総括を拝見させていただいたんですが、そのあたり、若年者の人がなぜ就職活動とかにちゅうちょするのかというところで、例えば移動手段の問題とか、例えば、大学生もそうですけれど、就職活動するときのスーツの準備とか、何かその辺のところにもやっぱりハードルがあるといったような問題があるんじゃないかなと思うんですが、何か若年者の人でこのキャラバンを通じて何かわかったことというのはほかにありますか。そして、何か市として事業として何か展開できるのじゃないかと思っているようなこととかありましたら教えていただきたいんですが。

○担当課(新村誠)

こちらの若年者就労支援事業につきましてのセミナー等のヤング・ジョブ・キャラバン等の参加につきましては、昨年度は26名参加をいただいております。その中で、本当に特に根拠があるわけではないんですけども、イメージとしまして、なかなかお越しになるという、事前に御連絡をいただいておりますけれども、それでも当日お見えにならない方も若干おみえになります。ですので、なかなか外に出ていくのが難しい方も潜在的にはおみえになるんだろうなということを感じております。

○仕分け人(村林聖子)

それは、ごめんなさい、移動手段とは別の問題として感じておりますか。

○担当課(新村誠)

それが、移動手段によるものもあるでしょうし、本当にイメージだけなので申しわけないですが、なかなか外に出られないという方は、当然、外に出られる機会がないので、移動手段をお持ちではないことが多いのかなというふうには思います。

○仕分け人(川嶋幸夫)

いいですか。

先ほど、若者ステーションで新たに326の方が登録された。その登録する段階で、従前どういう状況にあったのかというのは補則されないんですか。例えば、ニートで、新卒で来たのか、ニートになって来たのか、フリーターでずっと甘んじていて、こういうところに相談に来て登録したのかと、そういう実態把握はしてないんですか。

○担当課(新村誠)

件数的な統計は、ちょっと私、今、持っていないんですけども、登録をするときには、NPOさんのほうで面談を行っていただいて、どういう状況か、御家族の状況はどうかというものはお聞きをさせていただいております。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

ということは、その報告は市のほうに来てるわけでしょう、業務委託ですから、実績報告書として。その後が、233人が進路が決定しましたよということになれば、326人、あるいは前の年からの繰り越し分もあるから470人ぐらいの方がこういう状況にあったんだけど、こういうふうに進路が決まりましたということ的成果として出せるじゃないですか。それは、実績報告がちゃんとあれば、しっかり資料提供できるんですよ。ぜひ出された実績報告をぼんと机の上に積むんじゃうんじゃなくて、中身を検証していただいて、調べていただきたいなというふうに思います。

○コーディネーター (荒井英明)

判定人の皆さん、シートに御記入をお進めください。お願いします。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

商工会議所に150万円の補助金が出てますけど、中身を教えてください。

○担当課 (新村誠)

商工会議所への150万円の補助金につきましては、大きく分けて6つの項目に分かれております。1つ目が、近隣の市との共同によります合同企業説明会、これは学生を対象にした説明会であります。もう一つは、先ほど事業説明の中にもありました、近隣高等学校の就職担当と企業との情報交換会というものを開催しております。3つ目が、今度は大学の就職担当と企業との情報交換会というものを開催しております。4つ目が、市内企業の優良従業員さん、永年勤続等の表彰を行っておりますので、そういった事業も行っております。5つ目が、市内企業の求人情報を掲載した企業ガイドブックというものを作成しております。最後に、年間通して企業の従業員の方向けに講習会、スキルアップ等を行っていただくための講習会の事業を行っております。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

安城市の商工会議所さんといえば、推測なんですけど、たくさんの事業所が加盟なさっていて、結構裕福な商工会議所ではないのかなというふうに思うんです。なぜそこに、例えば企業のガイドブックの作成、いわゆる求人情報、こんなの、そこに何で行政がお金を出さなくちゃいけないんですか。求人情報を出すんだったら、企業の皆さんから広告料をとって、そこで自分たちで求人情報をつくれればいいじゃないですか。だから、例えば企業合同説明会だったら、参加する企業に負担してもらってやればいいでしょうし、従業員の優良従業員表彰だって、商工会議所に皆さん会費を払ってるんだったら、商工会議所が独自におやりになればいいんじゃないですか。何か雇用対策というよりも、福利厚生的なところまで面倒見ていらっしゃるし、それから、企業が独自にPRすればいいことを、商工会議所がまとめてやることに対して行政がなおかつ関与しているというような、そういうところまでやらなくちゃいけないんですか。

○担当課 (山中詔雄)

安城商工会議所は、安城市内のある意味最大の経済団体といいますか、企業のお集まりの団体です。ことし、おとし急に会議所に私どもがお金を入れ始めたということではご

ございませんので、これまでの経緯もございます。

ただ、仕分け人御発言ですので、我々も今後そういうことも意識しながら支援策は考えていきたいというふうには思います。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

ぜひ、商工会議所として今までと同じやり方じゃなくて、もっともっと商工会議所としてやっていなくちゃいけない仕事があって、そこに行政が 3 年間なら 3 年間サポートしていきますよと、一緒にやっていきますよというだったらわかるんですよ。恐らくもう何年も同じメニューでずっとやっていて、役割分担も不明確な中で財政支援しているというようなことが、やっぱり補助金だからあっちゃいけないと思うんですよ。補助金だったら大体 3 年に 1 回ぐらい総点検があってしかるべきものかなと思いますので、ぜひこれを機会にもう一度商工会議所との関係を整理されたほうがいいのかなと思います。

以上です。

○仕分け人 (村林聖子)

先ほどもヤング・ジョブ・キャラバンのお話を聞き、またここにも新登録者数とか利用者数の数を挙げていただいているんですが、これというのは、そういうところにたどり着いた人の数で、例えばそこまでたどり着いてもらうために何か事業をやっているとか、何かこういうことをやっているということはあるんでしょうか。こちらの事業の名前、6 つの事業の名前だけだと、たどり着かせるための何か手だてというのは何かしているのかという疑問がわいてきたので、質問させていただきます。

○担当課 (新村誠)

おっしゃられるように、そのイベントなり、そのセミナー等に来ることができない方等もおみえになられると思うんですけども、そこがなかなか PR の仕方に工夫をすればもう少し来ていただけるようになるのか。あとは、なかなかそこはどうしても行政としての限界と申しますか、というところは感じております。

○仕分け人 (村林聖子)

ごめんなさい。今は基本、例えば市の広報などでの情報提供をしているというような感じですか。

○担当課 (新村誠)

そうですね。広報と、あとチラシをつくらせていただいて、こっちに興味を持てますように、若者サポートステーションに設置したりとか、地域職業相談室の窓口に設置したり、あとは各地区の公民館に設置したりはしております。

○仕分け人 (村林聖子)

わかりました。ありがとうございます。

○仕分け人 (杉浦光子)

シートの中の事業の自己評価のところに、就業支援の対象者、若年者、ニート、ひきこもり、離職者、女性、高年齢者、その次に障害者とかうありますね。最近の新聞見ると、法務省で保護観察中の少年を非常勤で雇ったと。あるいは、愛知県が身障者を採用した、

年齢制限なしで採用することに決めたと。あるいは、千葉県で精神障害者の雇用を真剣に考えて実施しようとしているというようなことで、最近新聞をにぎわせているんですが、商工課も就労支援だとかサポートだとか職業相談だとかいう名前がついているので、事業に、ここにも自己評価に障害者と多岐にわたる中で、それでもニートと職業相談を中心にやっていくとうたわれてるんです。障害者と多岐にわたりますが、「が」のところが気になって、ということは、障害者は福祉課でやって、ありますよね、福祉課でやって、そういうのはそちらに任せといて、こちらでは若者のサポート中心にいくよというようなことで、横の連携というんですか、情報交換とかそういうような動きはあるんでしょうか。1人は真剣に悩んで来るわけで、市役所の中で商工課と福祉課とのつながりというのはどうなってるんですか。

○担当課（新村誠）

障害者という点を絞っているわけではないんですが、福祉部門、あと私どもの商工部門、あとその他幾つか部署が集まって連絡会議というものは行っております。

○コーディネーター（荒井英明）

よろしいでしょうか。

評価のほうに移らせていただきたいというふうに思います。

さまざまな個別事業が幾つか実施をされているということですが、ここではまとめて雇用対策定着ということで1事業、この事業ということで全体で評価をしていただきたいというふうに思います。

仕分け人の皆様には、挙手により御判断をいただきます。

雇用対策定着事業につきまして不要と御判断の方、挙手をいただきます。

ゼロベースで見直すべきとお考えの方。2人。

実施主体を見直すべきとお考えの方は。

安城市で実施すべき。ただし改善が必要とお考えの方。お2人。

現行どおり、または拡充すべきとお考えの方。1人。

ゼロベースで見直しが2人、要改善が2人、現行どおりが1人ということで、ゼロベースが2、要改善が2ということですので、この場合につきましては、仕分け人のテーブルはコーディネーターの私が1票入れて、そこを採用するというふうでいきたいとします。

私は、ゼロベースで見直しに1票加えさせていただきます。

したがって、仕分け人の判断としては、ゼロベースで見直すと、こういう判断とさせていただきます。

判定人の皆様の御判断について集計が出てますので、御報告を申し上げます。

判定人の皆様20人でございます。不要と御判断の方が4人、ゼロベースで見直すべきという判断の方が9人、実施主体を見直すべきという方がお2人、要改善という方が5人、現行どおりという方はゼロということで、判定人の皆さんの御判断はゼロベースで見直しという御判断でございます。

この事業につきましては、判定人の皆さんのコメントを幾つか御紹介させていただきます。

す。

いま一つ効果が出ているかどうかがよくわからない。国にお任せする部分も多いのではないか。ハローワークで十分対応が可能なのではないか。ハローワーク等が非常に便利なおところがあるので、ハローワークを利用すべきではないか。働くことへの考え方が甘いとかそういう問題があるのではないかという、こういう意見です。

それから、成果が余り見られない。事業のあり方そのものに課題を感じるという。

それから1つ、おもしろいというか、我々には気づかなかったのかもわからないですけども、こういう御意見があります。

安城市には中小企業を含め企業が多くある。なぜ働くところがないというか、これが不思議だと。働きたいのに働けないという世の中はちょっとおかしいのではないかと、そういうことなんでございます。

それから、ちょっと事業の内容に不透明な部分がある。予算の妥当性を図るべきではないかということでございます。

全体的に整理をさせていただきますけども、まず議論としては、事業効果についての検証が不十分ではないかというところにちょっと時間がかかってしまったのかなというふうに思いますけど、ここについては少し検証について努めていただきたいというふうに思います。

この事業、全国いろんなところでも実施されていて、私、事業仕分けでいろんなところへ伺っているんですけど、一般的に整理がされているのは、まず、求人が少ないということですね、原因ですけど、求人が少ないと思います。このことについては、当該事業の担当じゃないと思うんですね。御説明があったように、不景気だとか、そもそも市内に企業がないとか、市内の企業が景気が悪いとか、この雇用対策事業とはちょっと違う原因なんですけど、もともと求人の絶対数が少ないというのが原因の1つ。

それから、もう一つ、2つ目が、求職者側の問題がある。御意見にもありましたけど、この問題については、整理をすると、1つ目としては、そもそも働く気がないという方。それをひっぱり出してきて働くようにするのもこの事業の対象だとすれば、そこにも原因がある。2つ目としては、求人に見合うスキルを持っていない。これを求人に見合うようなスキルをつけて、それを支援するとか、そういうことになるかなと思います。

最後、3つ目のポイントとしては、求人と求職マッチングがうまくいってない。これは、本来、ハローワークの仕事なんですけども、ここについても、もし市が行政としてできることがあれば、そこについてもお手伝いする。ここらをどういうところに原因があるのか、それは国や県の問題なのか、安城市さんという地域の個別地域の問題なのかという、この原因を分析された上で対策をとられるべきではないかなというふうに思います。

判定人の皆さんの中のさっき御紹介した御意見で、やっぱり働く場所が企業はもともと多かったんで、ちょっとこういう雇用対策という点ではちょっと希薄になってしまったのかなというところもありますけども、ぜひ市民の皆さんの雇用を向上させるために今後も検討いただきたいというふうに思います。

平成 25 年度 安城市事業仕分け (H25. 8. 24)

以上をもちまして、雇用対策定着事業についての作業を終了とさせていただきます。どうもお疲れさまでした。

じゃ、継続しちゃってよろしいですか。

事業番号 7 番 勤労市民融資預託事業

○コーディネーター（荒井英明）

それでは、続いて、事業番号の 7 番、勤労市民融資預託事業について作業に入ります。
事業内容について御説明いただきます。よろしくお願ひします。

○担当課（山中詔雄）

それでは、引き続きまして商工課からお願いをいたします。

資料につきましては 43 ページ、勤労市民融資預託事業につきまして説明をさせていただきます。

事業実施の背景及び目的、対象でございますけれども、資料でございますとおり、主に労働組合などを組織していない事業所の勤労市民の生活の安定、向上を図ることを目的に、勤労市民の生活資金、住宅資金などの資金調達を円滑化するために、貸し出し側でございます金融機関、東海労働金庫の安城支店でございますが、こちらの金融機関に対し、貸付原資としまして資金を預託しておるものでございます。

実施の方法といたしましては、毎年度、年度当初になります。東海労働金庫に有利子の定期預金として資金を預託しまして、貸し付けの原資にさせていただく。その当該年度の末に、預けました元本と利子を含めまして返還をしていただくというものとなっております。

事業内容でございます。平成 23 年度、平成 24 年度の東海労働金庫安城支店の融資実績のほうを記載させていただきました。平成 23 年度は生活資金で 151 件、2 億 3,900 万円を、住宅資金として 71 件、12 億 9,100 円余の融資実績です。平成 24 年度になりますと 86 件で、それぞれ 1 億 4,800 万円余、住宅資金で 88 件、10 億 9,200 万円余の実績となっております。

次に、44 ページの事業シート、2 枚目でございます。

事業費につきましては、毎年 7,000 万円を貸付金として預託しております。なお、参考といたしまして、平成 24 年度はこの 7,000 万円に対しまして、年度末に 9 万円余の利息とともに返還をいただきました。

事業実績のところでございますが、生活資金、住宅資金の貸し付け件数を記載させていただいております。単位当たりのコストでございますが、事業費を貸し付け件数で除した金額が記載されてございます。

事業成果でございますが、この事業につきましては勤労市民の生活の安定、向上を目的としておりますことから、東海労働金庫安城支店におきます生活資金、住宅資金の貸付金額を成果指標として実績値を記載させていただいております。

事業の自己評価でございます。今後の方向性といたしまして、引き続き勤労市民の生活の安定、向上を図るため、東海労働金庫の資金調達に対する支援という形での預託を継続していきたいというふうに考えております。

比較参考値でございますが、近隣市における預託状況を記載させていただきました。特に、2 枚の資料以外に添付資料はございません。

勤労市民融資預託事業の概要につきまして説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○コーディネーター（荒井英明）

御説明ありがとうございました。

ちょっと議論の前提条件となる話なので、私から御質問申し上げますけども、この事業の背景にある労働組合を組織していない事業所の勤労市民というこのくくりなんですけど、労働組合を組織していないということと、それから行政で生活資金、住宅資金を支援することというのはどういう関係があるか。余り、私の記憶では、労働組合を組織してる事業所と労働組合を組織してない事業所への支援というのを区別するというのは余り聞いた例がないんですが、その労働組合のあるなしが行政サービスの基準になるという理由は、これ何なんでしょうか。

○担当課（新村誠）

申しわけございません。こちらの労働組合を組織していないという記載をさせていただきましたのは、一般的に、労働組合を組織してみえる事業所さんにお勤めの方は、労働組合さん独自でお付き合いのある金融機関さんが見えたりして、幾つかの選択肢の中で借入れを起こしていただけると。それで、それに対して、労働組合を組織されてみえない事業所さんにお勤めの勤労者については、そういったところのメリットと申しますか、選択肢が一般よりも少ないというところで、そういった意味を込めて書かせていただきましたので、決してそれによって行政の支援を区分けしているという意味で書いてございません。ですので、そういった御理解をいただいたということであれば、こちらのほうは訂正させていただきます。

○コーディネーター（荒井英明）

それから、じゃ、もう一つ、これ用語の定義なんですけど、ここで言う勤労市民というのは、例えば会社組織、法人に勤務する人を勤労市民と呼んでいるのか、例えば家内企業みたいにお父さんと息子でやってる事業所、そこも事業所は事業所ですよ、そこでの社長じゃない息子さんのほうもこれは勤労市民と言っているのか。この勤労市民という定義はどういうところにあるんでしょうか。あくまでも法人に勤務する人のことを勤労市民と言っているのか、あるいはもう社長さん以外はみんな勤労市民という言い方をしているのか。

○担当課（新村誠）

申しわけございません。明確な定義はしておりません。

○コーディネーター（荒井英明）

それでは、仕分け人の皆さんから御質問、御意見等をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○仕分け人（小森義史）

まず、事実確認で1つお願いしたいんですけど、この事業って誰のためにやってる事業なのかというのが1点と、誰かのためにやっているわけですよ。その人が具体的にどん

なメリットを受けるのか、この 2 点をちょっと事実として御説明いただけると。

○担当課 (新村誠)

まず、1 点目の誰のためという点でございますが、これは、最終的にはこちらの私どもが預託させていただいている預託先で資金を借りられる方のために行っているものでございます。

2 点目のメリットですね。メリットにつきましては、特にこの事業を行うことによって発生する明確な数値的なメリットはございません。

○コーディネーター (荒井英明)

いや。ちょっとメリットというのは、例えばこの 7,000 万円の融資の預託金がなければ、この勤労者という定義がどういう定義なのかという問題は別として、この制度じゃないとこからお金借りなきゃいけないじゃないですか、どこからお金を借りるんだとすれば。だけど、この御質問にあったメリットというのは、この制度があることによって、例えばほかの銀行じゃ借りられない資金が借りられるとえば、これはメリットの 1 つ。それから、ほかの銀行では 5% の利息だけど、この制度を使えば 3% の利息になるといえば、2% 分利息が軽減される、これも利用者のメリット。だから、この 7,000 万円を預託するこの事業を使うことによって、ほかの資金を活用するのに比べたらどういう得がありますかと、こういう意味なんですけど、それもないんですか。

○担当課 (新村誠)

金利的な……

○コーディネーター (荒井英明)

金利もそうだし、そもそも借りれないということもそうだし。どんどん助け船出しちゃいますけど、例えば担保が、私が銀行にお金貸してくれと言ったら、信用がないから、じゃ、あなたにお金貸すならそれなりの担保を出してくださいと言われて、担保出さなきゃ貸してもらえないんだけど、この制度を使って勤労市民だと認定されれば担保率は軽くしてもらえとか、何かあるんじゃないんでしょうかという、こういう御質問なんですけどね。

○担当課 (新村誠)

そういった借入れを起こされる際の、今おっしゃられたようなメリットは特にございません。

○仕分け人 (小森義史)

そうすると、何のためにこの事業やってるのかというのは。

○担当課 (新村誠)

すみません。そういった借りられる際の条件的なメリットはないんですが、先ほどもちょっとお話しされたように、ほかの金融機関で借りられない方が東海労働金庫において借入れを起こされるといいうメリットはございます。

○仕分け人 (山下真志)

今の話とこの 7,000 万円を預託しているというのは関係があるというふうと考えていい

んですか。

7,000万円入れてなくても普通に借りられるのか、それとも7,000万円入れてるから東海労金さんと貸してくれるのか、その辺が知りたいんです。

○担当課（長坂晃）

こちら、金融機関の審査の部門ではないものですから、よくわからないところはありませんが、ただ、この7,000万円を預けてることによって、東海労金さんのほうの貸し付けの原資となるということは、融資の申込者にとってはメリットになるかなというふうには考えております。

○仕分け人（小森義史）

すみません。要は、この事業、何のためにやっているのかわからないんですよ。この事業をやることによってどんな価値があるのか、価値を生み出しているのかわからない。

○コーディネーター（荒井英明）

じゃ、ちょっと視点を変えた御質問を申し上げますけど、この融資のリスクは誰が負ってらっしゃるんですか。リスクというのは、貸付金である以上、払わない、払えない、結果的に焦げつくというケースが出るんですけど、焦げついた場合には、この預託金に手がつくのか、あるいは東海労働金庫さんがしょうのか。これ、預託金が背負うという制度ではないんですよ。

○担当課（新村誠）

預託金の中で負担するというものではございません。

○コーディネーター（荒井英明）

そうすると、この付託金があるから借りられるという説明はちょっとおかしいんじゃないかなと思いますけど、預託金制度がなくなっちゃったら、東海労金さんはもう勤労者の方に住宅資金貸さなくなっちゃうんですか。

○担当課（山中詔雄）

金融機関さんですので、私どもの預託金がないと運営できないというほどの金融機関さんだとは思っておりませんので、あくまでも預託して融資の原資に支援をしているという意味合いです。

○仕分け人（小森義史）

それでは、利用者に何のメリットもないように思えるんですけども、じゃ、税金を出している安城市民にとっては何かメリットがあるんですか、この事業をやることによって。融資を受けられる安城市民にとっては、他の金融機関で融資を受けづらいような、大変失礼な言い方かもしれませんが、他の金融機関では受けられなかったけれども、この東海労金さんで最後救ってもらえるというような場合があるか……。

○仕分け人（村林聖子）

ただ生活資金が困っているという市民に対して、優先的にこちらの東海労働金庫のほうに行ってもらいたいというふうに市の窓口のほうで対応できるということは、一応、利用者のメリットかなとは思いますが、そういうふうな優先順位みたいなものはあるんですか。

紹介というその順位というものはつけられていますか。

○担当課 (新村誠)

窓口のほうで、当然、借入の御相談にお越しになる方は、そんなに頻繁ではないですが、あります。そういった方につきましては、選択肢の 1 つとしての東海労働金庫さんという中で、こういった生活資金の借入れ等も起こせますよというお話は差し上げてます。

○コーディネーター (荒井英明)

私から申し上げるのもおかしいけど、やっぱりちょっと私のコーディネートの方がおかしかつたのかもわからないけど、何かリスクな方が使うセーフティネットみたいな話になっちゃってますけど、そうなんですかね。ほかの金融機関で借りられないというのは、たまたま私が例でそうなんですかと言っただけで、実態問題として、そういうリスクのある方がここを使うという、ハイリスクな方が使う制度となるんですかね。そうじゃないんじゃないかと思うんですけど。ほかの銀行で借りれるか、借りれないかという話とこの預託金というのが本当に関係あるんだとすれば、そういうことになっちゃうんですけど。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

24年度の実績ですけど、生活資金86件の方の最高額と最低額を教えてください。

それから、住宅資金の最高額と最低額を教えてください。

○担当課 (新村誠)

申し訳ございませんが、数字を持っておりません。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

単位当たりコストで平均でいくと40万6,000円になっちゃうんですね。だから、生活資金の場合だったら、じゃ、平均幾らで、住宅資金だったら平均幾らで簡単に割ればいいんだけど、それを評価人の方にもよくわかるように説明してください。40万6,000円というのは預託金を割ってるだけなんですか。

○担当課 (新村誠)

そうなんです。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

それと、生活資金としては大体150万円ぐらい貸してるということなんですか。だから、住宅資金は一千数百万円貸しているということでもいいんですか。大体150万円ぐらいと一千四、五百万円かな。そのぐらいでもいいんですね。そうすると、住宅資金の場合ですけど、一般の金融機関でも担保を入れれば貸していただけますよね。この労金じゃなくちゃいけない理由がわからないんです。あるいは、生活資金ですと、これも一般の金融機関だったら貸してくれますよね、生活資金でも。ゆうちょ行けばゆうちょだって貸してくれますよ。なぜこの労金に限定しちゃうのかということがわからないんです。

○担当課 (新村誠)

労働金庫さんというのが、ちょっと特殊な、特殊という言葉が適切かわかりませんが、

金融機関さんでございまして、労働金庫法という法に基づいた、いわゆる労働者のための、営利を目的とした事業を行わない金融機関さんであるために、労金さんへ預託をさせていただいています。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

だけど、今お聞きしたいのは、ほかの民間、全部民間なんですけど、金融機関に行っても、住宅だったら担保をすれば、抵当権設定すれば貸してくれるでしょう。生活資金でも、全部が全部じゃないかもしれないけど、一定額貸してくれますよね。要は、勤労市民という 4 文字を除けば、融資だったらどこの金融機関に行っても——高利はだめですよ——普通の市中の金融機関に行けば、何らかの形で手当てして貸して下さるわけですよ、市の保証がなくても。先ほどコーディネーターが聞かれたように、金利は特に下がるわけでもないし、市が利子補給をするわけでもないし、何もメリットがないわけですよ。だったら、市中の金融機関の営業を、この労働金庫があるために妨害しているということにもなりかねないですよ。なぜこの勤労市民という 4 文字があることによって、労働金庫に行かなくちゃいけないのかと。別に、だって普通のサラリーマンがお金を借りようと思ったって、行けば借りることができるわけでしょう、私たちだって、年金生活者であっても。だったら、なぜここに預託をしなくちゃいけないのか。預託をするメリットも何もないわけですよ。預託をして金利が下がりますよと、あるいは無担保無保証で全部貸しますよと、あるいは、例えば保証金を下げますよとかいうものあるんだったらわかりますよ。でも、それは全然ないわけでしょう。だったらなぜこの 7,000 万円という金額を 1 年間コンクリートしちゃうんですか。凍結、塩漬けにしちゃったのかしらね。7,000 万円塩漬けにしちゃうわけですよ、1 年間。使えるお金を使えなくしちゃってるわけです。年度末に 9 万円の利息がついて返ってきているという説明があったんですけど、でも、もっともっと 7,000 万円をほかの事業に充てることだって、財政の仕組み上できる、可能なわけですよ、これがなければ。いかがですか。

そういう視点で見たときに、本当に 7,000 万円の預託金が必要なのかどうかと。7,000 万円の預託金がなかったら、労金は貸してくれないのかどうかなんですよ。

○担当課 (山中詔雄)

まず、東海労金さんに預託しないと貸してくれないかといえば、そういうことはないと思います。現実問題、比較参考値のところに表記させていただいていますように、近隣市の中でもこの 3 市、安城市以外この 3 市が載っていますが、お気づきの方であれば、ほかにも市があるけど載ってないよねということはございますので、ただ、これまで市の労働政策の予算として財政的に必要な事業として認めていただいていたというものが現実かと思えます。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

でもね、これ、大きなからくりがあって、歳出で 7,000 万円という数字が乗っかりますけど、年度末には 7,000 万円が返ってきて、会計上はゼロ円なんですよね。

○担当課 (山中詔雄)

会計上はゼロ円というか、歳入も歳出も計上しておりますので。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

歳入、歳出計上されるから、歳計現金としてはゼロ円なんですよ。年度の 4 月 1 日にお金を出して、3 月 31 日に返ってきちゃうわけですから、歳計現金上はゼロ円なんですよ。安城市にとっては何のメリットもなく、ただ予算書の 1 項目が乗っかるだけで、労働費が 7,000 万円増えるだけのためにやってるわけです。市民の皆さんには全くメリットもないし、この制度がなくても、市民の皆さんは労金なら労金に行って手続とれば貸してくれるわけでしょう。だったら、わざわざこういう制度を立ち上げとく必要はないでしょうし、逆に、この金融機関がどうしても一定額欲しいんだと、預託という制度じゃなくて、現金として一定額欲しいんだというんだしたら、歳計現金を運用する中で、会計管理者が一定額金融機関に預けておけばいいだけの話なんです。それは、歳出でも何でもありませんよ。歳計現金の運用を会計管理者がほかの銀行で指定金融機関じゃなくてほかの銀行で運用することだって可能なわけです。恐らく指定代理金融機関になってるわけですよ。そこに預けて歳計現金を運用すると、そういうやり方もあるわけです。だから、わざわざ 1 項目、労働費の予算を膨らませるために、この 7,000 万円を設定する必要性は、行政の担当者としては、ないんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○担当課 (山中詔雄)

そういう御意見も、我々、参考にさせていただきたいと思っておりますけども、確かに労働費に歳出を載せているというのは事実でございます。

○コーディネーター (荒井英明)

これ、川嶋さんと私は会計をちょっと知っちゃってるんで、非常に難しいんですけど、平成元年当時、これは恐らくですけど、全国的にみんなそうだったんですけど、金利が高かったときに、例えば銀行に 1 年間無利息で預けておきますよと。4 月 1 日に預けて 3 月 31 日に返してもらいますと。だけど、その間、無利息でいいですよというお金を銀行さんに預けておいて、その利息相当分を運用して貸し付けた方の利息に充ててくださいと。だから、本当だったら 3% で、当時は 7% とか 8% の世の中だったんですけど、そういう利息を、市の資金を 1 億円なら 1 億円 1 年間渡しとけば、それで、例えば 2% で回れば、そこだけで 200 万円出るから、その 200 万円分を借りる市民の方の利息の軽減に使ってくださいよというのが当時の高金利時代の発想でそういう仕組みをつくったんですね。

だけど、金利が落ちてきちゃったから、もう預託をしても、今、例えば 7,000 万円預けても、利息はほとんど出ないですから、金融機関サイドとしても、7,000 万円 4 月 1 日に借りて 3 月 31 日に返しても、川嶋さんが言うように、普段の税金とかいろんな保険料の取り扱い金を銀行に収納した口座を持っているわけですから、それをちょっと置いてもらうのとそんなにも変わらないから、金融機関にとって、関係のみしか効果がないんじゃないかと思われるんですよ。

だから、勤労者への支援をするのであれば、例えば借入れができない人への保証協会への加入の保証金を補助するとか、借り入れた残額の利息を直接補助するとか、もっと勤

労者へメリットのある制度に転換すべきじゃないかと思うんですけど、そのことについては御研究されたことはないんでしょうか。

○担当課 (山中 詔雄)

融資を受けられた方への利子補給的な御発想かと思えますけれども、それは、そもそも国策といたしまして住宅取得控除を税で還付制度というのがありますが、うちとして今、借りられた方へ直接の支援というのは、企業融資という意味では、企業への支援ということでは実施しておりますが、個人の住宅取得に対しての利子の市から直接支援というのは行うことを検討はまだしておりません。

○仕分け人 (川嶋 幸夫)

事業の背景になお書きがあるんですよね。市の融資制度として2つの制度を行ってましたが、利用者の減少に伴い廃止しました。だったら、なぜこちらの制度を廃止しないんですか。片一方は、市がやっている事業は廃止しておいて、こちらの事業だけ残してる。しかも、今、コーディネーターがおっしゃったように、昔は金利差があったからメリットがあったけど、今は何もメリットないわけです。だったら、残しておく必要性全然ないじゃないですか。いかがですか。

○担当課 (新村 誠)

おっしゃるとおりでございます。

ただし、先ほど川嶋様のほうからもちよっとお話がありましたとおり、確かに労働費の予算に計上しているものでございますので、こちらの預託によってといいますか、直接的ではないものですから、なかなか言いづらい部分ではございますが、まず、生活資金については、借りられた方の生活の安定につながっていると。住宅資金については、住宅借入れのための安城市内に定住とか、そういった、方が安城市内に定住されるわけではないですが、そういったことにつながっていると。

あと、市としましては、労働行政の中での予算づけをしておりますので、市民に対して、勤労者福祉に対してこれだけの予算を割いて事業を行っているという姿勢という形になってしまうかと思えます。

○仕分け人 (小森 義史)

勤労市民にはメリットないですね。メリットないことに対してこれだけ予算を使っている、行政がやっています、安城市がやっていますよということですか。

○担当課 (山中 詔雄)

市へのメリットじゃなくて、利用する人のメリットという観点がお答えさせてもらえばよろしいですか。

○仕分け人 (小森 義史)

実際に資金を借りている人のメリット。

これ、あれですよ、最初に言ったんですけど、借りてる人に対しての事業ですね。だから、その人に効果があるためにやっている事業ですよ。

○担当課 (山中 詔雄)

貸し出し金融機関側に私どもが預託することで、貸し出す側はそれだけの金額を調達の利便性をこちらが図っているということで間接的につながっているとは思いますが。

○コーディネーター（荒井英明）

まあ、そういうことですよ。

だから、そうすると、仕分け人の皆さんとか私が心配するのは、勤労者への支援じゃなくて、金融機関への支援みたいに聞こえないかなというところですよ。本当は勤労者の支援のためにやっているんだけど、何か聞いているうちに、間接的なメリットはあるのかもわからないですけども、一義的には何か金融機関がメリットあるのかなみたいなふうに聞こえてしまうんですよ。そこをもう少し、いや、そうじゃない、勤労者にメリットがあるんだという説明をすべきじゃないかなと思うんですけども、いかがですかね。

○担当課（山中詔雄）

東海労金さんからの融資の仕方の中では、特別金利が下げただけとかということはないそうですので、ある意味、貸し付けを受ける側としては平等なんですけど、私どもとしては、貸し付け枠が預託する金額分、額としては広がるということの部分のメリットで限定していると言われれば、そのとおりかと思います。

○仕分け人（山下真志）

先ほどの話で、これ、預託することによって、安城に住宅を建ててくれやすい、それで定住して住んでくれやすいというのであれば非常にわかりやすいですよ。その関係が全然見えませんよ。

○担当課（新村誠）

先ほどそういう御説明を差し上げたのは、おっしゃられるとおり、直接的なメリットとして、私どもも、直結しているものではないという認識は持っておりますので、なかなかこういうメリットですよというところで御説明がしにくい部分ではございます。

○コーディネーター（荒井英明）

もう一つ、昔の話で申しわけないんですけど、さっきお話しした、平成元年当時、この事業が始まった当時の高金利時代は、何倍協調というルールが大体あって、例えば、計算がわかりやすいように1,000万円預託をするとすれば、1,000万円の7倍まで融資枠を銀行さんがつくりましますよと。これを7倍協調という、7倍でともに助け合うという、協調という言葉を使って。この時分は、融資残高が7,000万円を超えたら、もうこれ以上、銀行さんは市民に貸しませんよと。もっと貸してほしいなら預託金を出せば、預託金の7倍までまた枠を増やしますよということで、このときは、金利も下がったし、資金の枠も増えたんですね、協調の場合。今はもうこれ、協調のルールは残ってるんですか。もう残ってないですよ、大体ね。だから、例えば7,000万円預託しても、来年1億円預託するから3割枠を増やしてくれと言っても、もうそういうルールでもないということですよ。

逆に言えば、5,000万円に落としてくれと言っても、市民にはもしかしたら影響は出ないかもわからないという、そういうことになっちゃいますよね、金融機関さんとの関係とかは別として。影響出ますかね、預託金額。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

労金さんに預託がなかったら貸してくれませんかということは聞いたことはないですか。

○担当課 (山中詔雄)

ない。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

ない。

だって、預託があってもなくても同じルールだったら、別に、これ7,000万円担保でとられちゃうわけじゃないわけですよ、返ってくるんですから。だったら、預託がなくても、労金さんは市民の方が貸してくださいというふうに申し込みがあれば、預金、大体普通の金融機関と同じように貸してくれるんじゃないんですか。ましてや、ほかの市中の金融機関だったら、今の時代だったら借り手が少ないわけですから、どんどん貸していこうという、貸しはがしがあっちゃいけないんですけど、そういうことだってあり得るんじゃないですか。これがなかったらどういう弊害があるのかということをお教えしてもらいたいですけど。

○担当課 (山中詔雄)

今すぐに、その弊害が想定できるというものがちょっと思い浮かびはしませんが、おっしゃるとおり、7,000万円なかったらどうだということを1回1年実験してみてはどうかという御意見もあろうかと思しますので、そういった部分も含めまして、私ども、一度東海労金さんともその辺の状況は確認はさせていただきたいと思えます。

○コーディネーター (荒井英明)

それでは、先に仕分け人の皆さんの評価を確認してコメントをいただく準備をしたいというふうに思います。

勤労市民融資預託事業についてということですが、これは勤労者への支援をするかしないかということじゃなくて、あくまでもこの預託という事業が必要かどうかというだけで御判断をいただきたいというふうに思います。

判定区分は5つから御選択をいただきたいと思えます。

勤労市民融資預託事業について、不要と思われる方、挙手をいただきます。

ゼロベースで見直すべきとお考えの方、お2人。

実施主体の見直し、要改善、現行どおり拡充はゼロということで、仕分け人の皆さんの結論としては、不要という、こういうことをごさいます。

事業も最後ということですし、集計まだあるようですので、ちょっと御意見を順番にいただきたいと思えます。杉浦さんからいただきたいと思えます。

○仕分け人 (杉浦光子)

借りるほうにもメリットがないということと、それから、市が今のところ財政豊かなのかな、それで、将来、財政が苦しくなったら、そのときにやめるのか。今の議論で燃え上がったように、そのときまで待たなくても、今やめてもいいのかなと。だから、廃止も含めて検討するというところで、ゼロベースで見直しにしました。

○コーディネーター (荒井英明)

はい、小森さん。

○仕分け人 (小森義史)

やっている意味が全く私は理解できない。なくしちゃって何が問題なのか、そこをちょっと説明していただけないと、不要ではないというのは出てこない。

○仕分け人 (村林聖子)

やっぱり市民にとってメリットは何かというときに、市からこの機関に行けば相談に乗ってくれるよというふうに具体的な名前を出しやすい金融機関というふうには位置づけられるのかなというふうに思うんですけど、本当に市民にとってのメリットということだと、例えば審査の期間が1日でも短くなるとか、早目に審査結果が出してもらえるとことだけでも、やっぱり緊急の場合のメリットになるかもしれないとは思っているので、そういうことも相談していただけるといいかなというふうに思いました。

○コーディネーター (荒井英明)

はい、山下さん。

○仕分け人 (山下眞志)

建築に携わっている者としては、大体東海労金さんってすぐに名前が出てくるんですけども、わざわざ聞きにいかなくても、こちらのほうから、そこへ行ったらどうですかという話は当然するんですね。なので、特にここじゃなきゃいけないというメリットなんか全然感じられなかったということと、それと、7,000万円この時期にあつたら、もうちょっと違う使い方ができるんじゃないかなと思えてしょうがないんですね。ですので、その辺も含めて不要ということにさせていただきました。

○コーディネーター (荒井英明)

川嶋さん、お願いします。

○仕分け人 (川嶋幸夫)

皆さんと同じ意見ですので、あえてつけ加えることはないと思いますが、本当に今のこの時期にあえて7,000万円支出する必要性はないのかなと思います。

○コーディネーター (荒井英明)

判定人の皆さんの御判定が出ましたので、報告をいたします。

20人の方から御判断をいただきました。

不要という御判断が13人。ゼロベースで見直すべきという方が4人。実施主体の見直しがゼロ。要改善が2人。現行どおり拡充が1人ということで、判定人さんの御判断も不要ということでございます。

若干コメントを御紹介申し上げますと、事業の目的、効果に納得ができない。以前から続いているから継続するという、そういうふう聞こえてしまうということ。それから、誰のために、何の支援になっているのかわからなかったということでございます。それから、貸し付け条件など、中身についてちょっと金融機関任せになってやしないかと。もう少し、融資とはいえ預託をしてるのでタッチすべきではないかと、こういう御意見もござ

います。

以上でございます。

若干だけ整理させていただきますけども、途中でも申し上げましたけども、勤労者への支援なのか、金融機関への支援なのかちょっとよくわからない。金融機関への支援といっても、この金額で支援を預託しておいて、そんなにメリットがあるというふうに思えないので、ある意味、政治的な関係の継続に効果があるのかなというぐらいで、もう少し勤労者への直接的な支援を御検討されるほうにウエートシフトされたほうがいいんじゃないかなという、こういう議論だったのかなというふうに思います。

厳しい結論かもわからないですけども、ぜひ議論のプロセスも含めて参考にさせていただければというふうに思います。

これで最後の事業となります。市民判定人の皆さん、お疲れさまでした。この事業だけでなく、何か全体に対するコメントがあればいただきたいと思います。もしコメントいただけるようでしたら、挙手をいただければと思いますので。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、勤労支援融資預託事業についての作業を終了いたします。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

○司会者（荻須 篤）

皆様、本当に長時間、きょうはありがとうございました。特に、市民判定人の皆様、無作為抽出で御案内を申し上げたところ、本日のように御参加いただきましたこと、まことにありがとうございます。なれない席で非常に難しい言葉も多かったろうと思います。どうか御勘弁いただきたいと思います。きょうの御感想をぜひアンケートで、私どもも今後の反省とさせていただきたいと存じます。お手元のアンケートに記入いただきまして、お席にそのまま置いておいていただければ結構でございますので、どうか御協力をお願いいたします。

また、仕分け人の皆様は明日もまだございます。また一つ元気を出していただいて、あしたもお願いしたいと思います。

市民判定人の皆様に最後御連絡を申し上げます。

直接事業仕訳という形でのかわり合いは本日をもってこれで終わるわけでございます。本日の結果につきましては、広報やホームページを通してまたお知らせをします。インターネットで安城市のホームページからユーストリームというところで、きょうの録画風景、この中心不動風景がございますので、また、もし繰り返し御覧になるようでしたら、おうちで御覧なれることも可能でございます。

今後の予定ですけども、本日の結果、議論の内容を踏まえまして、各部署が今後の対応方針を検討します。これは、何をいつまでにどうするか、この3点を決めまして、また事業仕分け委員会という委員会の組織で検討いただきまして、最後に市長に提言を報告するというような形になっております。そういったプロセスも随時ホームページ等で市民判定人の方にもお知らせしたり、手紙で御案内したりという形をとらせていただきますので、

平成 25 年度 安城市事業仕分け (H25. 8. 24)

これで終わりではなく、その後の経過もぜひ見守っていただきまして、御意見等もいただきたいと思います。

そういうことで、事業仕分という機会はこれを最後といたしますけども、安城市のほうは、これだけでなく、いろんな審議会委員会で市民の方の公募という枠を設けてございます。もしこれで少しでも行政のほうに御興味なりお時間いただける方がいらっしゃいましたら、ぜひそういう枠にも応募いただきまして、いろんな会合等で御発言いただき、市民目線での御意見、市政に反映できればと思っております。

きょうの仕分けは以上で全て終了いたしました。

これをもちまして、25年度事業仕分けの初日を終了いたします。どうぞ気をつけてお帰りくださいませ。ありがとうございました。

(閉会)